

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和3年3月

福祉基盤課
福祉人材確保対策室

目 次

重点事項	頁
1 福祉・介護人材の確保対策等について	1
2 地域医療介護総合確保基金を活用した取組の推進について	1
3 第8期介護保険事業計画に基づく介護人材推計について	2
4 外国人介護人材の受入環境整備の推進について	2

連絡事項	頁
第1 福祉・介護人材確保対策等について	
1 福祉・介護人材確保対策の推進	4
2 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について	12
3 被災地における福祉・介護人材の確保	13
4 社会福祉士・介護福祉士資格について	14
5 その他の福祉・介護人材確保の推進	16
第2 外国人介護人材の受入れについて	
1 EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて	18
2 在留資格「介護」による受入れについて	19
3 技能実習制度(介護職種)による受入れについて	20
4 特定技能による受入れについて	22
5 「外国人介護人材受入環境整備事業」の推進について	24
6 地域医療介護総合確保基金を活用した外国人介護人材への支援の取組について	26

参考資料	頁
1 福祉・介護人材確保対策等に係る関係資料	28
2 介護福祉士修学資金等貸付制度に係る関係資料	30
3 地域医療介護総合確保基金に係る関係資料	34
4 「介護のしごと魅力発信等事業」について	35
5 被災地における福祉・介護人材確保事業	35
6 被災地の介護人材確保について(チラシ)	36
7 都道府県福祉人材センター事業実施状況等	42
8 福利厚生センター関係資料	59
9 日本社会事業大学専門職大学院について	63
10 中央福祉学院において実施する研修(令和3年度)	65
11 国立保健医療科学院において実施する研修(令和3年度)	67

12 外国人介護人材受入れの仕組み	68
13 EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者関係資料	68
14 在留資格「介護」関係資料	70
15 技能実習制度(介護職種)関係資料	70
16 特定技能(介護分野)関係資料	72
17 他の在留資格から「特定技能1号」への移行について	73
18 介護人材受入促進事業	73
19 介護分野に係る特定技能等の受入れの実態に関する調査研究	76
20 外国人介護人材の関連予算	76
21 令和3年度外国人介護人材受入環境整備事業	77
22 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業について	80
23 地域医療介護総合確保基金(特定技能関連)実施状況	81
24 地域医療介護総合確保基金の活用事例	82

重点事項

1. 福祉・介護人材の確保対策等について

(1) 現状・課題

- 介護人材の確保育成は喫緊の課題。平成30年5月に公表した第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2016年度の介護職員数約190万人に加えて、2020年度末までに約26万人(合計で約216万人)、2025年度末までに約55万人(合計で約245万人)、すなわち年間6万人程度の介護人材の伸びが必要と見込んでいる。※今後、各都道府県において、第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等を踏まえ、介護人材の需給推計を実施することとしているため、数字は変わりうる。
- また、介護分野における有効求人倍率は、コロナ禍においても高い水準で推移しており、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。

(2) 令和3年度の取組

- 介護人材確保対策については、2019年10月から、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる処遇改善を行っているほか、
 - ・ 介護分野へのアクティブ・シニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及や、介護福祉士資格の取得を目指す留学生など外国人材の受入環境の整備等、多様な人材の参入促進
 - ・ 介護ロボット・ICTを活用した生産性向上の推進による業務負担の軽減や職場環境の改善など、働きやすい環境の確保
 - ・ 介護の仕事の魅力発信などによる普及啓発等、総合的な介護人材の確保に取り組んでいる。
- 令和3年度予算案においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、
 - ・ 新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するための「雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ」の実施
 - ・ 上記パッケージの一部を構成する、他業種からの介護分野への参入促進のための新たな返済免除付き貸付事業の創設
 - ・ 福祉系高等学校に通う学生に対する新たな返済免除付きの貸付事業の創設
 - ・ 「多様な年齢層」をターゲットとした「多様な働き方(時短勤務、兼業・副業等)」の導入のモデル実施に対する支援
 - ・ 在留資格「特定技能」に関する試験の着実な実施や、外国人材と介護施設等とのマッチング支援事業の実施などによる、外国人材の活用促進に取り組む。

(3) 依頼事項

- 今般のコロナ禍において介護人材不足が深刻化している中で、前述の通り、**令和3年度予算案において、新たな介護人材確保に係る事業について、必要な国庫補助額を計上していることから、各都道府県におかれても、必要な金額について予算措置等を行っていただくとともに、都道府県社会福祉協議会等関係団体や労働関係部局と連携していただき、新たな事業が適切かつ着実に実施されるようお願いする。**

2. 地域医療介護総合確保基金を活用した取組の推進について

(1) 現状・課題

- 2015(平成27)年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和3年度予算(案)においても、137億円(国費)を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

(2) 令和3年度の取組

- 令和3年度予算(案)においては、以下の事業を新たにメニューに位置付けることとしている。
 - ・ **福祉系高校修学資金貸付事業**
福祉系高校に通う学生に対して新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」を創設・貸付を実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援。
 - ・ **介護分野就職支援金貸付事業**
新たに返済免除付き貸付事業「介護分野就職支援金貸付事業」を創設し、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職への参入促進を支援。
 - ・ **介護現場における多様な働き方導入モデル事業(仮称)**
令和2年度に実施している「介護職チームケア実践力向上推進事業」を発展させるとともに、地域医療介護総合確保基金のメニューとし、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、多様な働き方、柔軟な勤務形態を介護事業所にモデル的に導入することを通じて、効率的・効果的な事業運営の方法についての実践的な研究を行う。成果については国において全国展開を図る。

(3) 依頼事項

- 令和3年度予算(案)に掲げる**新規メニューの積極的な活用をお願いしたい。**
- **福祉系高校修学資金貸付事業は、生活困窮者就労準備支援費等補助金における「福祉系高校返還充当資金貸付事業」と一体的に実施することを予定しているため、貸付事務が円滑且つ適切に行われるよう準備願いたい。**

3. 第8期介護保険事業計画に基づく介護人材推計について

(1) 現状・課題

- 介護人材の推計については、国の介護保険事業(支援)基本指針(※)において、都道府県が作成する介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項に位置付けられており、第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について、各都道府県にご協力いただき、2018(平成30)年5月に公表したところである。

※ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成30年告示第57号)(抄)

第三・一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

(略)二千二十五年度(平成三十七年度)に都道府県において必要となる介護人材の需給の状況等を推計し、(中略)中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を定めることが重要である。

- 今後、市区町村が作成することとしている第8期介護保険事業計画に基づくサービス見込み量等を踏まえ、各都道府県において介護人材の推計を改めて行う必要があることから、現在、推計作業を行っていただいております。3月末に最終値を提出いただく予定としています。引き続き、ご協力をお願いしたい。

(2) 依頼事項

- 各都道府県におかれては、介護保険事業(支援)計画の担当者と十分連携しつつ、推計方法等について確認するとともに、推計結果が妥当かどうかの確認・分析を行った上で、最終値を3月末までに、提出いただくようお願いする。
- 各都道府県におかれては、当該推計結果とともに、地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保策について、PDCAサイクルを意識した中長期的な人材確保に向けた取組を介護保険事業支援計画に記載した上で、介護人材の確保に取り組んでいただきたい。

4. 外国人介護人材の受入環境整備の推進について

(1) 現状・課題

- 外国人介護人材の受入については、①EPA(経済連携協定)、②在留資格「介護」、③技能実習、④特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入を進めている。
- 今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、引き続き、受入環境の整備を推進する必要がある。

(2) 令和3年度の取組

- 外国人介護人材の受入環境整備については、外国人介護人材を対象にした日本語学習支援や相談支援など、これまでも様々な支援を実施しており、2020(令和2)年度より、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、外国人介護人材の受入施設や留学生が在籍する介護福祉士養成施設を対象にした補助事業(外国人介護人材受入施設等環境整備事業)等を実施している。
- 2021年度(令和3)年度においても引き続き、さらなる外国人人材の受入環境整備に向けて、在留資格「特定技能」に関する試験の着実な実施や、外国人材と介護施設等とのマッチング支援事業の実施に取り組むとともに、
 - ①外国人介護人材の介護技能を向上するための集合研修等を、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、オンラインでの実施を可能とするほか、
 - ②海外における日本の介護のPRにかかる情報発信を行う対象国をさらに拡充すること等を予定している。

(3) 依頼事項

- 引き続き、特定技能による就労希望者等の外国人材と介護施設等とのマッチング支援事業や、外国人介護人材の受入に当たってのコミュニケーション支援や資格取得支援、生活支援等を行う外国人介護人材受入施設等環境整備事業などの地域医療介護総合確保基金の各メニューに基づく取組や、技能実習生・特定技能外国人を対象にした研修(外国人介護人材受入支援事業)の実施について、各都道府県等における積極的な実施をお願いしたい。参考資料25は、地域医療介護総合確保基金を活用した取組を紹介しており、マッチング支援の取組として、山形県、岐阜県、長崎県、横浜市の取組を掲載しているため、今後の事業検討の際の参考としていただきたい。
- 外国人介護人材の受入環境整備を推進するため、国においても、介護の日本語学習用の教材や特定技能に係る試験のテキストなど各種支援ツールを作成しているため、これらのツールの積極的な活用もあわせてお願いしたい。

連 絡 事 項

第 1 福祉・介護人材確保対策等について

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 介護人材確保の方向性（参考資料 1 参照）

2025 年（平成 37 年）には、いわゆる団塊の世代全てが 75 歳以上となるなど、人口の高齢化は今後更に進展していくことが見込まれる。このような状況の中で、介護保険制度の持続可能性を維持し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが必要であり、国民一人ひとりの方が、必要な介護サービスを安心して受けられるように、介護サービスを提供する人材の確保・育成は、喫緊の課題と考えている。

2018（平成 30）年 5 月にとりまとめた「第 7 期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」において、市町村が推計した第 7 期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づく介護人材の必要数を推計しているが、これによると、2020（令和 2）年度末には約 216 万人、2025（令和 7）年度末には約 245 万人の介護人材が必要と見込んでいる。すなわち、2016（平成 28）年度の介護人材数 190 万人に加えて、2020（令和 2）年度末までに約 26 万人、2025（令和 7）年度末までに約 55 万人の介護人材を確保する必要がある。

この推計結果によれば、毎年約 6 万人の介護人材の確保が必要となる。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、全職種の求人数が減少している一方、介護関係職種の有効求人倍率は 4.00 倍（2020（令和 2）年 12 月）と依然として高い水準となっている。また、中長期的には今後、生産年齢人口が減少していくことを考慮すると、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要がある。

介護人材確保の目指す姿については、2015（平成 27）年 2 月の福祉人材確保専門委

員会報告書で介護人材の構造転換（「まんじゅう型」から「富士山型」へ）を示しており、労働人口が減少する中で、必要な介護人材を確保するには、介護福祉士を目指す学生を増やす取組や、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援など総合的に取り組むことが必要である。

このため、令和2年度第3次補正予算や令和3年度予算（案）において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保をこれまで以上に推進するために必要な予算を計上しているところである。各都道府県においては、こうした施策を積極的に活用するとともに、引き続き、介護福祉士修学資金貸付事業や離職した介護人材の再就職準備金貸付事業、地域医療介護総合確保基金など、あらゆる施策を総動員し、総合的・計画的に取り組んでいただきたい。

（2）都道府県の役割

都道府県においては、雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。

また、介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数における各都道府県の需給状況を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等を活用しつつ、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していくPDCAサイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材の確保に向けた取組を進めることが重要である。

この点、「介護施策に関する行政評価・監視 - 高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として - 結果に基づく勧告」（2018（平成30）年6月総務省）において、介護人材を着実に確保する観点から、介護保険事業支援計画において定められた介護人材の確保に係る目標の達成状況を毎年度点検し、未達成の場合はその原因等の分析の徹底を図るよう都道府県に助言することとされている。

こうしたことから、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理について」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係るPDCAサイクルの取組例が示され

ており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例が示されているので、各都道府県におかれては、同手引きを活用のうえ、進捗管理を適切に行われたい。

また、来年度から始まる第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の需給推計については、現在、各市町村で策定を進めている第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等を踏まえ、各都道府県において、第8期介護保険事業支援計画の策定に当たり、介護人材の需要と供給について、推計し直す必要が出てくることから、厚生労働省から配布したワークシートを活用し、適切に推計を行われたい。

推計に当たっては、介護人材の需給量は介護サービスの利用者数の影響を受けることから、介護保険事業（支援）計画の担当者と連携するとともに、前回同様の方法で推計を行った場合でも、この間、制度改正や報酬改定等が行われていることを踏まえ、推計方法の適切性推計結果の妥当性等の確認・分析をお願いしたい。

また、介護保険事業支援計画に、当該推計結果とともに地域医療介護総合確保基金等を活用した介護人材確保策を記載されたい。

（3）介護福祉士修学資金等貸付制度について（参考資料2参照）

介護福祉士修学資金等貸付事業は、「介護離職ゼロ」の実現に向け、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としている。

現在、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化しており、こうした状況下において、介護福祉士修学資金等貸付事業の需要が非常に高まっていることから、当該貸付事業の貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して、令和2年度第3次補正予算において、介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保（68.9億円）を図る内容を盛り込み、本事業が安定的に継続できるよう対応を行った。

また、令和3年度予算(案)に新たな返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」「障害福祉分野就職支援金貸付事業」(介護分野については後述の地域医療介護総合確保基金における新規メニュー「介護分野就職支援金貸付事業」として実施)の創設に係る内容を制度要求として盛り込み、更なる人材確保対策を図ったところである。

各都道府県においては、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含め、介護福祉士の資格取得を目指す者や介護職に再就職する者等への支援に努めるとともに、特に前述の「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」は、後述の地域医療介護総合確保基金における新規メニュー「福祉系高校修学資金貸付事業」と一体的に実施することとしているため、都道府県社会福祉協議会等の関係団体や労働関係部局と緊密に連携を図り、新たな事業が適切かつ着実に実施されるよう取り組んでいただきたい。

(4) 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害分野への就職支援について

令和3年1月29日付事務連絡「雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害分野への就職支援に係る関係機関の連携強化について」において、都道府県福祉人材センターと都道府県(人材開発主管部局)、都道府県労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の連携強化による就職支援への協力をお願いしている。具体的には、福祉人材センター主管部局や福祉人材センターにおいて、介護分野等の公的職業訓練についての周知や職業訓練における職場見学等の受入先確保のための調整を行っていただくようお願いしているところである。これらの連携強化の取組に加え、令和3年度予算(案)では、地域医療介護総合確保基金のメニューとして後述の「介護分野就職支援金貸付事業」と、前述の介護福祉士修学資金等貸付事業における「障害福祉分野就職支援金貸付事業」をそれぞれ創設し、介護分野、障害福祉分野に就職した訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を行うこととしているので、本事業が適切かつ着実に実施されるよう取り組んでいただきたい。

(5) 地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県の取組の推進(参考資料3参照)

2015(平成27)年度から、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策

を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和3年度予算（案）においても、137億円（国費）を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

地域医療介護総合確保基金における新規メニューの創設について

ア 福祉系高校修学資金貸付事業

福祉系高校に通う学生に対して新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」を創設し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援。

本事業は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「介護福祉士修学資金等貸付事業」と一体的に実施することを予定している。

イ 介護分野就職支援金貸付事業

新たに返済免除付き貸付事業「介護分野就職支援金貸付事業」を創設し、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職への参入促進を支援。

ウ 介護現場における多様な働き方導入モデル事業（仮称）

令和2年度に実施している「介護職チームケア実践力向上推進事業」を発展させるとともに、地域医療介護総合確保基金のメニューとし、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、多様な働き方、柔軟な勤務形態を介護事業所にモデル的に導入することを通じて、効率的・効果的な事業運営の方法についての実践的な研究を行う。

地域の関係主体の協議の場（プラットフォーム）の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるに当たっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、PDCAサイクルを確立していただくことが重要

である。目標設定に当たっての指標については、基本的な事項を全国統一的に設定し、各都道府県から目標の設定状況についてご報告いただいているところであるが、今後、令和2年度の目標の達成状況及び令和3年度の目標設定について報告をお願いする予定であるので、ご承知おき願いたい。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場を積極的に活用いただき、都道府県労働局や介護労働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会や学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めていただき、地域が一丸となって、効果的・効率的に人材の確保に取り組んでいただくようお願いしたい。

介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の推進について

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、平成30年度より、介護に関する入門的研修を実施し、研修受講後のマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成を行っているところであり、本事業への積極的な取組をお願いしたい。

また、介護に関する入門的研修については、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等のため活用されることが期待されるため、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」（平成30年7月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）により、文部科学省初等中等教育局教育課程課及び児童生徒課産業教育振興室に対して、同研修の周知について協力依頼を行っている。学校教育における介護に関する教育については、学習指導要領に基づき、中学校技術・家庭科家庭分野、高等学校家庭科及び福祉科等において指導が行われているところであるが、令和3年度から始まる新しい中学校学習指導要領及び令和4年度から始まる新しい高等学校学習指導要領においても、介護に関する内容がそれぞれ充実されたことを踏まえ、都道府県においても、教育委員会等と十分連携のうえ、本研修の受講を推進するようお願いする。

さらに、「介護に関する入門的研修についての協力依頼について」（平成 30 年 8 月 29 日厚生労働省社会・援護局長通知）により、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対して、退職前セミナーの実施の際に従業員に対して介護に関する入門的研修の参加を呼びかける等、協力依頼を行っている。各都道府県におかれても、同通知の趣旨を踏まえ、地域の経済団体等に協力の働きかけを行うなど積極的に取り組まれない。

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援しているところであり、「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の実施について」（平成 31 年 4 月 1 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を踏まえ、積極的に取り組むとともに、都道府県内全域で認証取得を目指す機運が高まるよう、管内市町村、関係機関、関係団体等に対して周知していただきたい。

介護福祉士のキャリアアップ支援について

2017（平成 29）年 10 月 4 日に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において取りまとめられた報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（以下「報告書」という。）の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

公益社団法人日本介護福祉士会においては、報告書を踏まえ、厚生労働省の補助事業として、「リーダー業務に従事し始めた介護福祉士を対象としたチームリーダー研修ガイドライン」、「介護人材の機能分化促進に向けたチームリーダーとなる介護福

社士の育成に係る研修ガイドライン」を取りまとめている。これらのガイドラインに基づく研修は、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組まれない。

さらに、資格取得後の展望が持てるようなステップアップの仕組みとして、認定介護福祉士の育成が行われており、このような職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、職能団体等とも協力して取り組まれない。

(6) 国による福祉・介護人材の確保に向けた取組（参考資料4参照）

全産業的に人手不足感が強まっている中で、介護分野での人材確保はより厳しくなることが考えられることから、国においても、都道府県が主体となって実施している介護人材確保対策の後押しを図るため、介護の仕事の魅力発信のための取組を行っている。令和3年度予算（案）においては、福祉・介護の体験型イベントや施策情報などの情報発信、若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対して、それぞれ個別のアプローチにより、介護のイメージ転換を図るとともに、介護技能の向上や質の高いサービス提供の手法等の取組を介護事業者や広く国民に対して情報発信することにより、介護サービスの質の向上のための取組を促進、介護職員のやりがいの増進、介護業務の社会的評価の向上を図っていくこととしている。

(7) 喀痰吸引等制度の円滑な実施について

研修機会の確保について

医療的ニーズに対応するため、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護人材の養成が期待されている。

そのため、喀痰吸引等研修については、地域医療介護総合確保基金の活用により、その実施のための経費に対する補助や、新規に登録研修機関を開設する際の初年度経費に対する助成を行うことを可能としており、この仕組みを活用いただき

い。

併せて、受講希望者が居住する都道府県内において登録研修機関が少ないために他の都道府県での受講を余儀なくされることのないよう、各都道府県におかれては、管内の研修受講ニーズ等の把握に努めていただきたい。

また、喀痰吸引等研修の実施に当たっては、実地研修先に医療機関を認めることが可能であるにも関わらず、これを介護施設等に限り、医療機関での実施を認めない運用としている例があるとの声もある。

喀痰吸引等研修の受講を希望する者に対する研修機会の確保や適切な運用のため、関連法令等を確認いただき、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図り、研修受講機会の確保に引き続き御尽力願いたい。

指定都市等への情報提供について

指定都市、中核市及び市町村が介護保険法等に基づき介護サービス事業者等に対し指導監督を行う際、当該事業者の職員情報として喀痰吸引等を行うことができる介護福祉士や認定特定行為業務従事者の情報を都道府県に求めた場合には、必要に応じてこれらの情報を必要な範囲で都道府県から指定都市等に提供するなど、自治体における個人情報保護条例等に留意しつつ、適宜連携を図りながら効率的な指導監督に努められたい。

2 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

2016（平成28）年3月31日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、2017（平成29）年4月から、離職した介護福祉士には、住所、氏名等を都道府県福祉人材センターに届け出るよう努力義務が課せられたところである。また、社会福祉事業等の経営者には、当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力義務が課せられている。

当該届出制度については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、円滑な

届出の実施や離職した介護福祉士に対するニーズに沿ったプッシュ型での情報提供を行うための届出システムを構築したところである。

当該届出システムにおいては、法律で届出が努力義務とされている介護福祉士だけでなく、介護職員初任者研修や介護実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっている。当該届出制度は、いわゆる潜在介護福祉士等の復職に直結する仕組みであるが、取組につき各都道府県間で大きなばらつきがある。各都道府県においては、当該届出について、介護福祉士養成施設や介護職員初任者研修等の研修事業者等と連携して、介護福祉士資格保有者等へ届出を促すとともに、改めて管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への積極的な周知徹底をお願いしたい。

3 被災地における福祉・介護人材の確保（参考資料5及び6参照）

福島県相双地域等（ ）は、2011（平成23）年3月の東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、飯館村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、平成26年度から、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を実施し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきた。

しかしながら、相双地域等における介護分野の有効求人倍率は、震災前の有効求人倍率を大きく上回っている状況が続いており、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

特に、若年層の参入促進や即戦力となる中堅職員の確保を図るため、令和3年度予算（案）においては、新たに相双地域等から福島県内外の養成施設に入学する者への支援や相双地域の介護施設等において就労した中堅介護職員に対する支援などについて、東日本大震災復興特別会計に1.8億円を計上している。

本事業をより多くの方に活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広

報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県においては、当該事業の取組への協力を引き続きお願いしたい。

4 社会福祉士・介護福祉士資格について

(1) 社会福祉士養成における新カリキュラムについて

2018(平成30)年3月に、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」がとりまとめられたことを踏まえ、今後、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応すべく、社会福祉士養成課程の教育内容等の見直しを行い、令和2年3月に社会福祉士養成課程の新カリキュラムに係る関連法令の公布、通知等を発出したところ。社会福祉士養成課程における新カリキュラムは、養成施設の修業年限に応じて順次施行(4年制学校であれば令和3年施行)することを予定しており、令和6年度の第37回社会福祉士国家試験(令和7年2月実施予定)から新カリキュラムの内容を適用することとしている。

養成施設の指定権者である各都道府県においては、修業年限に応じて適切かつ円滑に見直し後の新カリキュラムが反映されるよう、管内社会福祉士養成施設等への周知等に努めていただくようお願いする。

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告様式の改正について

令和2年第203回通常国会において成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に付された附帯決議()に対応するため、介護福祉士養成施設ごとに学生の国家試験の受験率・合格率、留学生の状況等を把握するよう「社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告の様式について」(平成22年3月25日付け21文科高第880号文部科学省高等教育局長、社援発第0325第11号厚生労働省社会・援護局長通知)における報告様式を今年度中に改正し、令和3年4月1日より適用することとしている。

また、様式改正を踏まえ令和3年度に限り、本改正様式による社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告期限を7月1日(通常は每学年度開始2月以内

(6月1日)とすることを予定しているので、御了知の上、管内介護福祉士養成施設等への周知や円滑な実施について特段の御配慮をお願いします。

() 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に付された
附帯決議

・ <衆議院厚生労働委員会 令和2年5月22日>

六 介護人材を確保しつつその資質の一層の向上を図るための方策に関し、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の終了に向けて、できる限り速やかに検討を行うこと。また、毎年、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態を調査・把握の上、公表し、必要な対策を講ずること。

・ <参議院厚生労働委員会 令和2年6月4日>

五 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置については、本来速やかに終了させるべきものであることに鑑み、その終了に向けて、直ちに検討を開始し、必要な施策を確実に実施すること。また、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態・実績を調査・把握の上公表するとともに、可能な範囲で過去に遡って公表し、必要な対策を講ずること。また、介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を充実すること。

(3) 介護福祉士国家試験受験に係る実務経験証明書について

介護福祉士国家試験における実務経験の確認方法については、実務経験証明書により行うものとされているが、事業所の廃止や統廃合等により、受験希望者が実務経験証明書を入手することができない事例が発生している。このような事例については、介護福祉士試験の指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターにおいて、従前より、受験申込者から 施設(事業)種類、職種、従業期間、業務従事日数が確認できる書類(閉鎖登録簿謄本、給与明細書、雇用契約書、勤務表等)により、実務経験の確認を行っているが、本来は実務経験証明書により行うものであるため、従業者の離職(退職・事業者の廃業)時に、従業者に対し法定の「在職証明書」に加え、国

家試験受験の際に必要な所定の実務経験証明書の交付についてご協力をいただけるよう、管内社会福祉施設・事業所等に対してあらためて周知をお願いしたい。なお、試験センターのホームページ上で、所定の実務経験証明書の作成や書式の印刷が可能となっているので、併せて周知をお願いしたい。

また、実務者研修の指定事業者についても、これらが廃業した場合など、研修の修了を証することが困難となり、受験希望者に不利益が生じることがあるため、研修修了者情報の管理について適切な方策を講じていただくようお願いする。

5 その他の福祉・介護人材確保の推進

(1) 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、2008（平成20）年7月に、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後2週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県においては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくようご協力願いたい。

(2) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の中核を担う人材を養成するため、2014（平成26）年度より「地方公共団体推薦入学試験」を設置している。

各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「リカレント講座」を実施している。各都道府県等においては、職員の派遣方お願いするとともに、管内市町村及び関係団体等へ周知願いたい。（令和元年度の実施内容は、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」を参照。）

URL : <http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

地域共生社会に向けた分野横断的な社会福祉研修事業

令和3年度予算（案）においては、日本社会事業大学において、生活困窮、児童虐待、ひきこもりなどの複合的な課題を抱える方々の増加に対応し、複雑化する地域の福祉課題を解決するための中核となる人材を育成するための研修を実施する経費を拡充している。

具体的には、地方公共団体の福祉専門職や管理職を主な対象とし、地域共生社会の実現に不可欠なソーシャルワークの視点を取り入れた分野横断的な研修を行うこととしている。

来年度の事業の詳細は、おって日本社会事業大学のホームページに掲載される予定であるので、職員の派遣と管内市町村への積極的に周知願いたい。

URL : <https://www.jcsw.ac.jp/about/gakuchoushitsu/2020-0603-1715-12.html>

第2 外国人介護人材の受入れについて

外国人介護人材の受入れについては、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入れを進めている。（参考資料12参照）なお、今後も引き続き、政府の出入国に関する新型コロナウイルス感染症対策の状況等も見据えながら、外国人介護人材の受入促進を図っていく。

1 EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて

ア EPA 介護福祉士候補者に対する学習支援（参考資料13参照）

インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から、EPA 介護福祉士候補者を受け入れており、その在留者数は3,518名（うち資格取得者720名）となっている（令和3年1月1日時点）。

これら EPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

（ ）外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入れ施設が行う EPA 介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間23.5万円以内）。

また、受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費について補助を行う（定額：1受入れ施設当たり8万円以内）。

更に、平成28年度介護福祉士国家試験から、試験科目に医療的ケアが定められたことを踏まえ、EPA 介護福祉士候補者の医療的ケアの学習に係る経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間9.5万円以内）。

（ ）外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・

技術等を学ぶ集合研修、入国 2 年目以降の EPA 介護福祉士候補者に対する通信添削指導や、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を行っている。

なお、本事業については、厚生労働省の委託事業として実施しており、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

イ 令和 2～3 年度の受入れスケジュール

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和 2 年度においては、入国が大幅に遅れており、ベトナムは昨年 11 月、インドネシアは昨年 12 月に入国済みだが、フィリピンは現時点で入国できていない状況となっている。それぞれ訪日後日本語研修の修了後に、受入れ施設において就労開始する予定である。

また、令和 3 年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全体的なスケジュールについては流動的であるが、例年同様、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大 300 名の受入れ枠（ ）となっており、受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団において、受入れ施設の募集及び受入れ施設と EPA 介護福祉士候補者とのマッチング等を行っているところである。

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえて、介護については、受入れ最大人数である 300 名に達し、かつ訪日前後日本語研修免除となる者がいる場合には、円滑かつ適正な受入れを行える体制を考慮しつつ、これを受入れ最大人数を上回って受け入れるとされている。

今後、EPA 介護福祉士候補者は、母国での日本語研修を経て、令和 3 年度上半期にかけて入国し、訪日後日本語研修を受講する予定である。

2 在留資格「介護」による受入れについて（参考資料 14 参照）

介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」について、出入国在留管理庁では、「新しい経済対策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、介護分野における技能実習等による 3 年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格「介護」を認めるなど、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図ることとされたことを受け、出

入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正し、令和2年4月1日より施行した。

また、介護福祉士養成施設卒業者は、国家試験の合否に関わらず、卒業後5年を経過するまでは、介護福祉士となる資格を有することとなっていたが、平成29年度より国家試験の受験が義務付けとなっている(ただし、令和3年度末までの5年間の経過措置あり)。昨年の通常国会において「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、当該経過措置については、令和8年度末まで延長されることとなった。

3 技能実習制度(介護職種)による受入れについて(参考資料15参照)

技能実習制度(介護職種)においては、令和2年12月末現在、技能実習計画の申請件数は22,164件、認定件数は20,063件となっている。

また、「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」(平成29年9月29日社援発0929第4号・老発0929第2号厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長通知)等について、次のとおり改正を行い、既に周知しているところであるが、あらためてご了知いただきたい。

(改正概要)

日本語能力要件に関する「J・TEST実用日本語検定のN3・N4相当レベル基準変更に係る改正

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」(平成29年厚生労働省告示第320号。以下「告示」という。)第1条第1号イに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」及び同号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」について、「J・TEST実用日本語検定(株式会社語文研究社が実施するJ・TEST実用日本語検定をいう。以下同じ。)」のN3・N4相当レベル基準変更があったことから、必要な改正を行うもの。

日本語能力要件に関する介護のための日本語テストの追加に係る改正

告示第 1 条第 1 号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」について、「介護のための日本語テスト（内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。）に合格している者」を追加すべく改正を行うもの。

入国後講習の日本語講師要件追加に係る改正

告示第 1 条第 2 号八に規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」について、「学士、修士又は博士の学位を有する者であって、大学（短期大学を含む。）又は大学院において、26 単位以上の授業科目による日本語教員養成課程等を履修し、当該課程等の単位を教育実習 1 単位以上含む 26 単位以上修得（通信による教育の場合には、26 単位以上の授業科目のうち、6 単位以上は面接授業等により修得）しているもの」を追加すべく改正を行うもの。

技能実習を行わせる事業所に係る改正

告示第 2 条第 3 号イ及び第 5 条第 1 号イに規定する「介護等の業務」について、具体的な対象施設を別紙 1 に規定しているところ、関係法令の改正等に伴い必要な改正を行うもの。

加えて、「技能実習制度運用要領 - 介護職種の基準について - 」については、次のとおり改正を行い、外国人技能実習機構理事長宛に通知しているため、ご了知いただきたい。

（改正概要）

優良な実習実施者及び優良な監理団体に関する基準に係る改正

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号）第 9 条第 10 号に規定する「技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすと認められるもの」に係る基準について、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）の施行後 3 年間の経過措置の終了等に伴い、新たな基準を設定すべく改

正を行うもの。

様式の簡素化に係る改正

介護職種における技能実習に係る申請等に用いられる介護参考様式について、手続の簡素化のため、押印欄の廃止等の改正を行うもの。

4 特定技能による受入れについて（参考資料 16～19 参照）

受入れ実績等について

人手不足に対応し、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れていくために創設された在留資格「特定技能」では、介護分野においても特定技能1号の在留資格で外国人介護人材の受入れを進めている。

介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、一定の技能水準と日本語能力水準が求められている。具体的には、技能水準については「介護技能評価試験」に合格すること、日本語能力水準については「日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」に加え、「介護日本語評価試験」に合格することが必要である。なお、介護分野の第2号技能実習を良好に修了した者については、特定技能1号への移行に当たり、これらの試験を免除される。また、これらの試験の合格と同等以上の水準と認められるものとして、介護福祉士養成施設を修了した者及びEPA介護福祉士候補者としての在留期間（4年間）を満了した者についても、特定技能1号への移行に当たり、これらの試験を免除される。

介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を順次実施しているところであり、令和2年12月までに、フィリピン（マニラ、セブ、ダバオ）、インドネシア（ジャカルタ、スラバヤ、バンドン）、モンゴル（ウランバートル）、ネパール（カトマンズ）、カンボジア（プノンペン）、ミャンマー（ヤンゴン）、タイ（バンコク）、国内（47都道府県）で試験を実施した。今後、海外では、上記の国に加え、ベトナムなど、独立行政法人国際交流基金の日本語基礎テストの実施環境等が整った国での試験実施を検討している。

また、令和2年12月末現在、介護技能評価試験の受験者数は16,078名（うち合格者数は10,365名）、介護日本語評価試験の受験者数は14,913名（うち合格者数は11,018

名)となっている。

介護技能評価試験・介護日本語評価試験の日本語版について

介護技能評価試験・介護日本語評価試験については、現在、英語・クメール語・インドネシア語・ネパール語・モンゴル語・ビルマ語・ベトナム語・中国語・タイ語の9か国語で実施されていたところであるが、受験申込者からの要望が多かったことを踏まえ、令和3年1月以降、日本語版での試験を開始したところである。具体的な予約方法や配信開始のスケジュール等については厚生労働省ホームページにてご確認いただきたい。

(掲載先) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

海外に向けた日本の介護のPR等の取組について

令和2年度新規事業の「外国人介護人材受入促進事業」(実施主体：株式会社エス・エム・エス)については、海外で日本の介護をPRすること等により、1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保し、特定技能外国人の受入れが円滑に進むようにすることを目的としている。

具体的には、WEBサイト「Japan Care Worker Guide」を開設し、「介護の仕事」や「日本の魅力」、「特定技能制度」等のトピックに関する説明動画や記事を掲載するほか、Facebook及びYouTubeチャンネルを開設し、日本での生活や介護の仕事への興味喚起を目的とした投稿などを行っている。また、海外におけるオンラインセミナーの開催等により、海外への情報発信を行っている。

「Japan Care Worker Guide」ホームページ <https://japancwg.com/>

特定技能による外国人の受入状況等に関する実態調査について

特定技能による受入環境の整備をさらに推進するため、特定技能による外国人の就労や生活の実態、また受入れ事業所における受入の準備や支援の実態を把握するために、令和2年度老人保健健康増進等事業「介護分野に係る特定技能等の受入れの実態に関する調査研究事業」(実施主体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)において、アンケート調査及びヒアリング調査を実施している。

また、特定技能による外国人の受け入れの仕組みは、EPAや技能実習制度に比べて受入れ側の自由度が高い一方、外国人介護職員受入れのノウハウがない介護事業者にと

っては手続や準備が分かりづらく、受入れに当たってのハードルが高いという側面があるほか、特定技能による外国人が限られた地域に集中せず、全国の介護事業者に定着するために必要な取組も十分に共有されていないという現状がある。このため、特定技能による外国人の受入れと定着を目的として、介護事業者にとって必要な知識と方策を整理したガイドブックを作成することとしている。

これらの調査結果及びガイドブックについては、今年4月上旬を目途として、厚生労働省ホームページ等にてお示しする予定である。

5 「外国人介護人材受入環境整備事業」の推進について（参考資料 20、21 参照）

在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、「外国人介護人材受入環境整備事業」として以下の取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

ア 介護技能評価試験等実施事業

介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するもの

イ 外国人介護人材受入促進事業

海外から外国人介護人材の受入れ促進を目的としたPRの取組を実施するもの

ウ 外国人介護人材受入支援事業

地域の中核的な受入施設等において、介護技能の向上のための集合研修等を実施するもの

エ 介護の日本語学習支援等事業

介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進するため、介護の日本語学習を支援するためのWEBコンテンツの開発・運用等を実施するもの

オ 外国人介護人材相談支援事業

介護業務の悩み等に関する相談対応、全国各地での相談・交流会の開催、1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施するもの

なお、事業ごとの状況に関する特記事項としては、以下のとおりとなるので、各自治

体におかれては特にご留意いただきたい。

【ウ 外国人介護人材受入支援事業】

都道府県、指定都市、中核市が実施主体となり、介護の技能実習生や特定技能外国人の受入施設等が行う集合研修等に必要となる経費に対して補助するものである。

また、令和3年度予算案では、新型コロナウイルス感染症対策として、「外国人介護人材受入支援事業」を活用して自治体を実施する「集合研修」について、オンライン研修の実施を可能とすることを予定している。各都道府県、指定都市、中核市におかれては、外国人介護人材の受入れ状況に応じて、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

【エ 介護の日本語学習支援等事業】

これまで介護の日本語テキストや特定技能評価試験のための学習テキスト（9言語に対応）の作成、自己学習のためのWEBコンテンツの開発等を行ってきたが、令和2年度には、これらの取組に加えて「外国人のための介護福祉士国家試験一問一答」「外国人のための介護福祉専門用語集」を作成し、公表に向けて進めているところ（日本語版及び英語等9言語の翻訳版は令和3年3月末に公表予定）である。

また、令和3年度予算案では、新型コロナウイルス感染症対策として、「外国人介護人材受入支援事業」にて自治体を実施する「集合研修」に代わってオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材やオンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成することを予定している。

【オ 外国人介護人材相談支援事業】

外国人介護人材に対して、介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するための体制を整備するとともに、外国人介護人材同士の交流機会の提供を行うため、交流会を開催することとしているが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症への対策を考慮し、以下のとおり実施したところであるが、令和3年度も引き続き同様の取組を実施していく予定である。

相談窓口について、日本語を含む全11言語により、介護現場での業務などに関する悩みについて、電話（フリーダイヤル）による相談サポートを実施

交流会について、介護現場で働く外国人や養成施設などで介護の勉強をしている外国人等を対象に、全9回にわたり、オンライン（Zoomを活用）により開催

特定技能制度説明会について、介護分野における特定技能制度や外国人介護人材の受入れに関する最新の動向について、出入国在留管理庁及び厚生労働省より収録した動画等について、国際厚生事業団ホームページや SNS 等を活用して配信

6 地域医療介護総合確保基金を活用した外国人介護人材への支援の取組について（参考資料第 22～24 参照）

外国人介護人材への支援に活用可能な地域医療介護総合確保基金の主なメニュー事業としては、以下のものがある。

「外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業」（平成 30 年度～）

- 介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の一部を助成する。

「外国人留学生及び特定技能 1 号外国人のマッチング支援事業」（平成 30 年度～）

- 介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成し、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

「外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業」（令和 2 年度～）

- 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

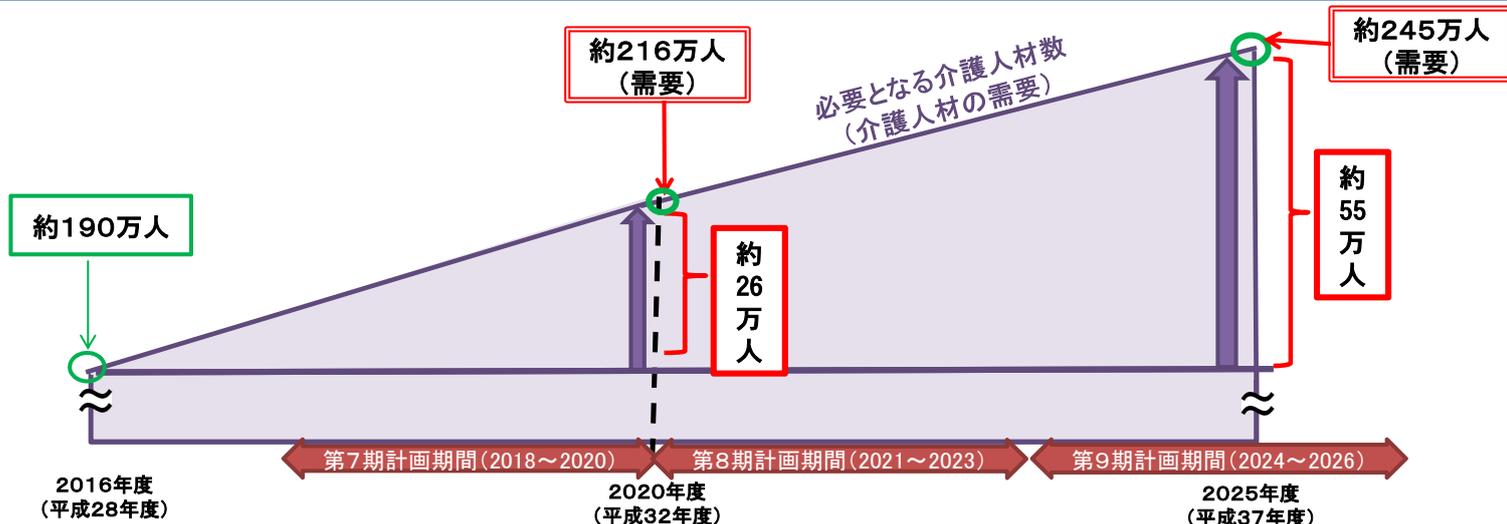
今回、各メニュー事業の自治体別の実施状況と、「外国人留学生及び特定技能 1 号外国人のマッチング支援事業」に関する自治体での実施事例を取りまとめたので、事業実施を検討される際の参考としていただきたい。

なお、上記の事業以外にも、同基金の各事業を活用して外国人介護人材への支援を実施することが可能である。各都道府県におかれては、円滑な外国人介護人材の受入れに向けて、同基金の積極的な活用をお願いしたい。

参 考 资 料

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
- ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 需要見込み (約216万人・245万人) については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量 (総合事業を含む) 等に基づく都道府県による推計値を集計したものである。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数 (回収率等による補正後) に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数 (推計値: 約6.6万人) を加えたものである。

総合的な介護人材確保対策 (主な取組)

介護職員の処遇改善

- リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、総額2000億円(年)を活用し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を2019年10月より実施

(実績)月額平均7.5万円の改善

- 月額平均1.8万円の改善(令和元年度～)
- 月額平均1.4万円の改善(29年度～)
- 月額平均1.3万円の改善(27年度～)
- 月額平均0.6万円の改善(24年度～)
- 月額平均2.4万円の改善(21年度～)

多様な人材の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- ボランティアポイントを活用した介護分野での就労活動の推進

- 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施
- 福祉系高校に通う学生に対する新たな返済免除付きの修学資金の貸付を実施
- 介護施設等における防災リーダーの養成

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICTの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援

- 生産性向上ガイドラインの普及
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ウィズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、副業・兼業等の多様な働き方モデル事業の実施

介護職の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 介護を知るための体験型イベントの開催

- 若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する介護職の魅力等の情報発信
- 介護サービスの質の向上とその周知のため、ケアコンテストの取組を情報発信

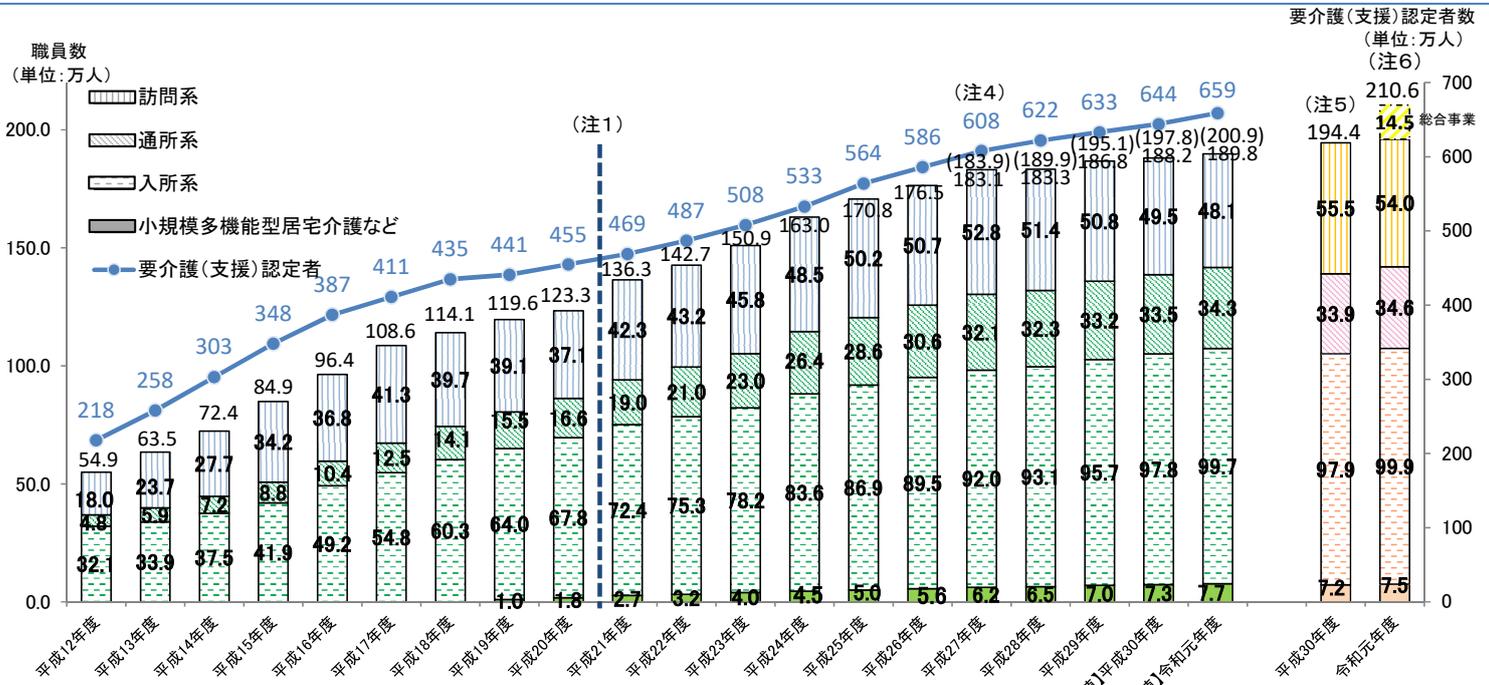
外国人材の受入環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援 (介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)

- 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備 (現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等)
- 送出国への情報発信の拡充等

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。

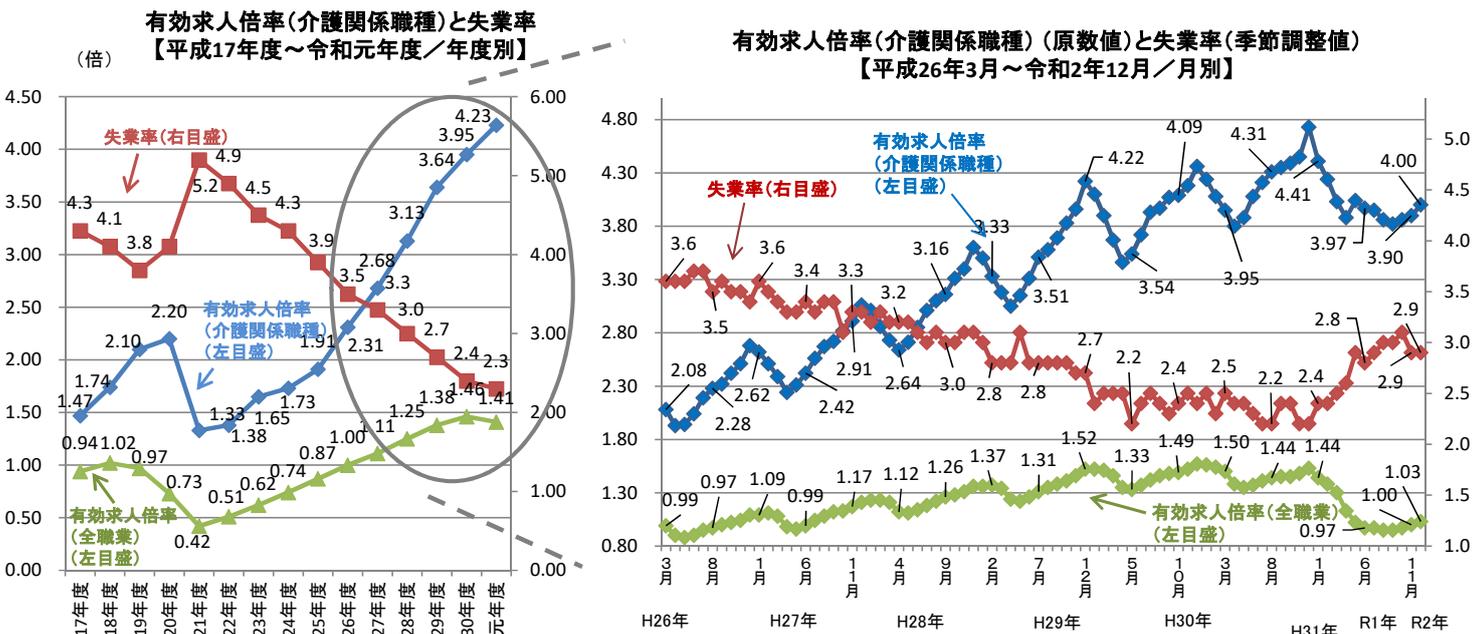


注1) 平成21年度～29年度は、調査方法の変更による回収率変動等の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて推計したものを【参考値】として推計している。
 (平成20年まではほぼ100%の回収率→(例)平成29年の回収率:訪問介護91.7%、通所介護86.6%、介護老人福祉施設92.5%)
 ・補正の考え方:入所系(短期入所生活介護を除く)・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。
 注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。
 (特定施設入居者生活介護、平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設:平成18年、通所リハビリテーションの介護職員数は全ての年に含めていない)
 注3) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)
 注4) 平成27年度以降の介護職員数には、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に従事する介護職員数は含まれていない。【参考・推計値】平成27年度:0.8万人、平成28年度:0.6万人、平成29年度:0.3万人、平成30年度:0.6万人、令和元年度:1.1万人 ※総合事業のうち従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスに従事する介護職員数を厚生労働省(社会・援護局)にて推計。グラフの各年度の「」内の数字は、これらを加えた介護職員数を示す。
 注5) 平成30年度の介護職員数は「介護サービス施設・事業所調査」の数値(平成30年より調査方法が変更され、訪問介護及び通所介護については抽出調査となった。また、訪問介護については都道府県別・利用者規模別の抽出率込みの回収率、通所介護は都道府県別の抽出率込みの回収率、これ以外の施設・サービスについては都道府県別の回収率により、それぞれ割り戻しを行っている。総合事業については調査対象となっていない。)平成30年度分を機械的に従前と同様の方法で推計した場合、188.2(197.8)万人【参考値】となる。
 注6) 令和元年度の介護職員数は「介護サービス施設・事業所調査」の数値(令和元年度より、総合事業の介護職員数について調査(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る))。令和元年度分を機械的に従前と同様の方法で推計した場合、189.8(200.9)万人【参考値】となる。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。



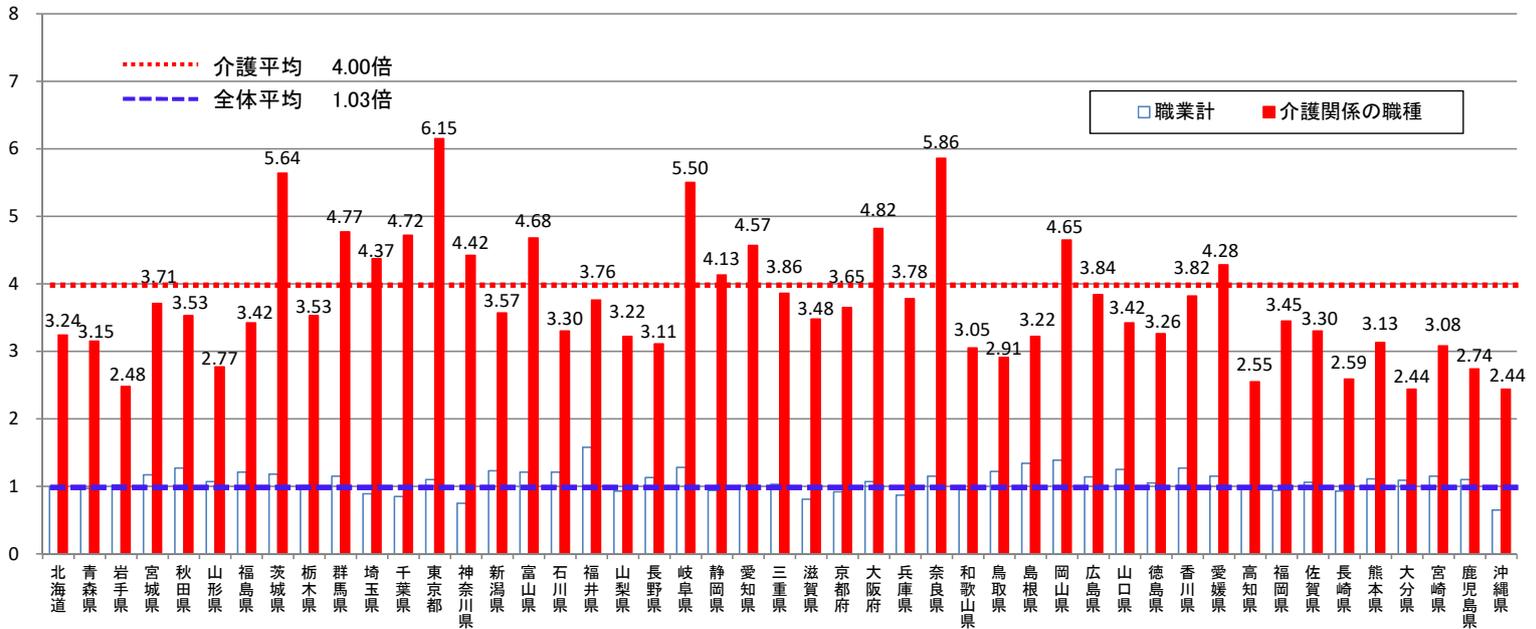
注)平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」総務省「労働力調査」
 ※1) 全職業及び介護関係職種の有効求人倍率は、パートタイムを含む常用の原数値。
 月別の失業率は季節調整値。

※2) 常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

都道府県別有効求人倍率(令和2年12月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年	77.3万人	70.7万人	99.3万人	80.8万人	105.0万人		146.9万人		26.5万人	18.9万人	19.0万人	1632.2万人
<>は割合	<10.6%>	<11.4%>	<10.9%>	<10.8%>	<11.9%>		<10.9%>		<16.1%>	<18.4%>	<16.9%>	<12.8%>
2025年	120.9万人	107.2万人	146.7万人	116.9万人	150.7万人		194.6万人		29.5万人	20.9万人	21.0万人	2180.0万人
<>は割合	<16.8%>	<17.5%>	<16.2%>	<15.7%>	<17.7%>		<14.1%>		<19.5%>	<23.6%>	<20.6%>	<17.8%>
()は倍率	(1.56倍)	(1.52倍)	(1.48倍)	(1.45倍)	(1.44倍)		(1.33倍)		(1.11倍)	(1.11倍)	(1.10倍)	(1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

参考資料2

介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保

令和2年度 第三次補正予算案: 6,895,455千円

【要求要旨】

介護人材については、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化している。こうしたコロナ下において、介護福祉士修学資金等貸付事業の需要が非常に高まっていることから、当該貸付事業の貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い、安定的な事業の継続を支援する。

【事業内容】

介護福祉士修学資金等貸付事業は、「介護離職ゼロ」の実現に向け、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

事業実施スキーム(例:介護福祉士修学資金)

養成施設入学者への修学資金貸付 【介護福祉士養成施設修学者】

- 貸付額(上限)
- ア 学 費 5万円(月額)
- イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
- ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
- エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額) 等

【実施主体】
都道府県又は都道府県が適当と認める団体
【補助率】 定額補助(国9/10)



貸付・支援

(国家試験合格後)介護福祉士資格の登録を行い、福祉・介護の仕事に従事

5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事

【福祉・介護の仕事】

借り受けた修学資金等の返済を全額免除。



(途中で他産業に転職、自己都合退職等)



介護福祉士養成施設の学生

(他産業に就職又は未就労)

借り受けた修学資金を実施主体に返済。

新 福祉系高校修学資金貸付事業の創設

【要求要旨】 令和3年度当初予算案：地域医療介護総合確保基金における新規メニュー（国2／3：都道府県1／3）

介護福祉士の資格取得を目指す福祉系高校については、資格取得後の介護職としての定着率が非常に高く、こうした福祉系高校への支援を行うことにより、更なる介護分野の人材確保・定着につなげるべく、若者の介護分野への参入促進、福祉系高校の定員充足率の増加等を図るため、地域医療介護総合確保基金において新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」を新規事業として創設する。

【事業内容】

今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、福祉系高校に通う学生に対して新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」を創設・貸付を実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。※本事業は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「介護福祉士修学資金等貸付事業」と一体的に実施することを予定している。

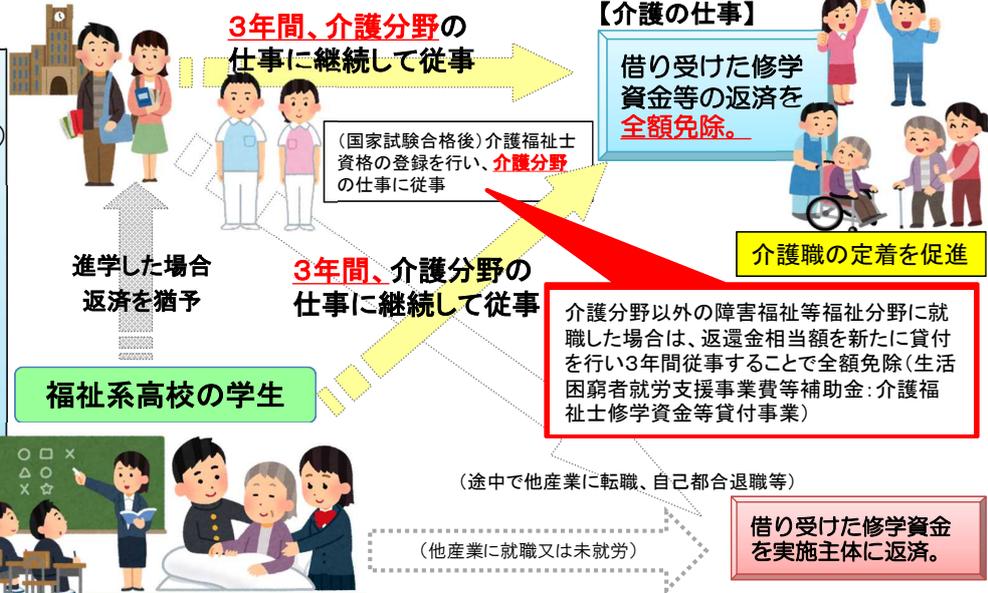
事業実施スキーム

福祉系高校入学者への修学資金貸付

- 貸付額（上限）
- ア 修学準備金（入学金を除く）3万円（初回に限る）
- イ 介護実習費 3万円（年額）
- ウ 国家試験受験対策費用 4万円（年額）
- エ 就職準備金 20万円（就職する場合及び最終回に限る）
- ※ 授業料は文部科学省施策の高等学校就学支援金において対応
- ※ 入学金については、都道府県が普通科も含め、独自に支援を行っているため対象外。
- ◎事業全体のスキームは別添「福祉系高校修学資金の運用フロー図」を参照。



貸付



新 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の創設

令和3年度当初予算案：既存の介護福祉士修学資金等貸付事業の貸し付け原資で対応

【要求要旨】

地域医療介護総合確保基金における「福祉系高校修学資金貸付事業」について、介護分野以外の障害福祉等福祉分野に就職した場合に返還金が生じることから、新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」を創設し、返還金相当額の貸付け、返還に充てることで継続的な支援を実施する。

【事業内容】

地域医療介護総合確保基金は用途が介護分野に限定されることから、「福祉系高校修学資金貸付事業」において修学資金を借り受けた学生が介護分野以外の障害福祉等福祉分野に就職し、返還金が生じた場合も、新たな返済免除付き貸付金「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」を創設し、返還金相当額を貸付け、返還に充てることで継続的に若者の福祉分野への参入促進、地域の福祉人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

※ 本事業は、地域医療介護総合確保基金における「福祉系高校修学資金貸付事業」と一体的に実施することを予定している。

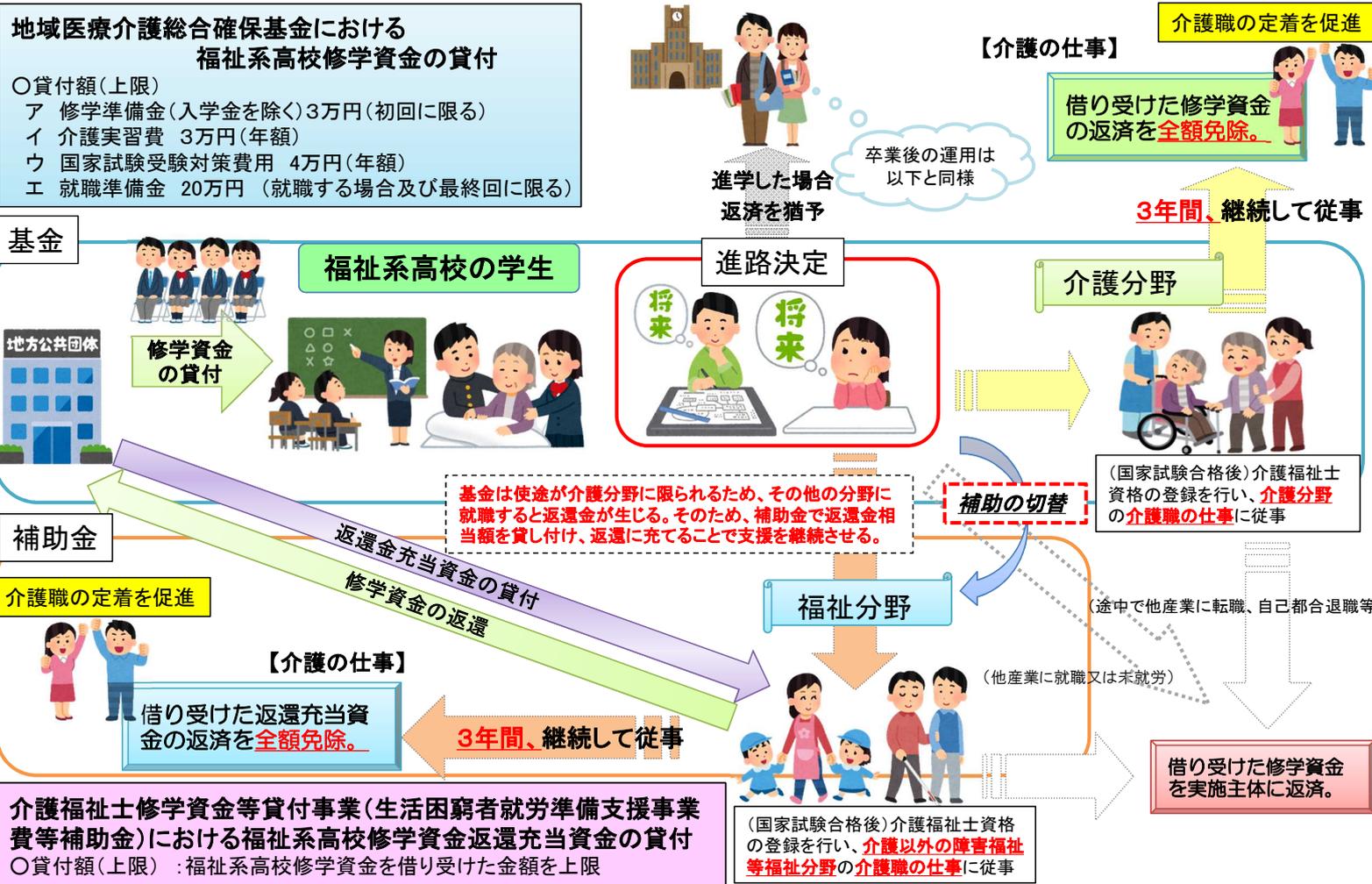
事業実施スキーム

【実施主体】 都道府県又は 都道府県が適当と認める団体

【補助率】 定額補助(国9／10相当)

◎事業全体のスキームは別添「福祉系高校修学資金の運用フロー図」を参照

福祉系高校修学資金の運用フロー図

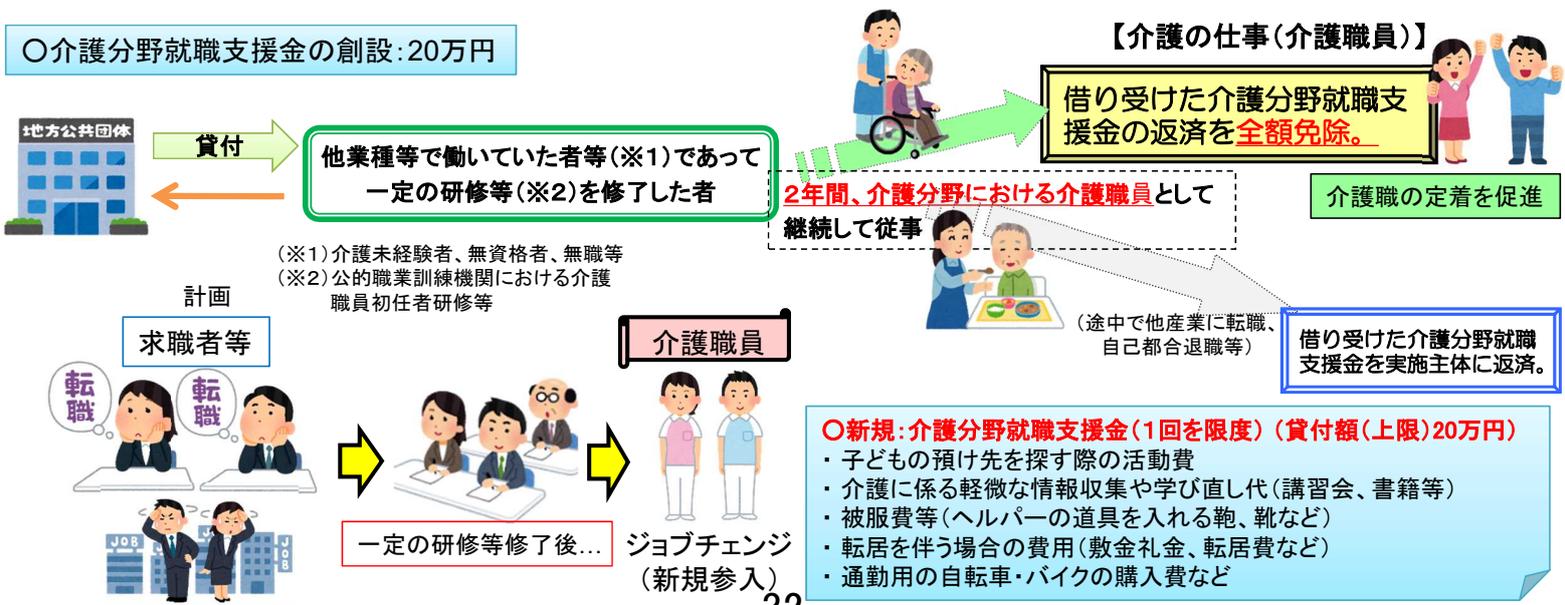


新 介護分野就職支援金貸付事業の創設

【要求要旨】 令和3年度当初予算案: 地域医療介護総合確保基金における新規メニュー(国2/3: 都道府県1/3)

介護人材については、慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、高齢者介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化しており、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の**介護分野における**介護職としての参入を促進するため、地域医療介護総合確保基金において新たに返済免除付き貸付事業「**介護分野就職支援金貸付事業**」を新規事業として創設する。

【事業内容】 新型コロナウイルス感染症の影響により、介護人材不足が一層懸念されることから、新たに返済免除付き貸付事業「**介護分野就職支援金貸付事業**」を創設し、他業種で働いていた方等の**介護分野における**介護職への参入促進を支援することにより、迅速に新たな人材を確保し、「**介護崩壊**」の恐れを未然に防止することを目指す。



○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。**※赤字下線は令和2年度補正予算及び令和3年度新規・拡充メニュー**

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援 ○ 人材確保のためのボランティアポイントの活用支援 ○ 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、介護分野就職支援金貸付、多様な働き方の導入 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修 ・ 喀痰吸引等研修 ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・ 介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施 ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援(拡充) ※拡充分は令和5年度まで ・ 介護事業所への業務改善支援 ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備 ○ 新型コロナウイルス流行下におけるサービス提供体制の確保(令和3年度まで) 等

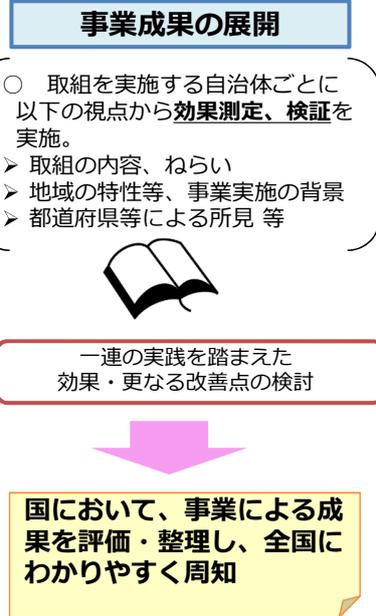
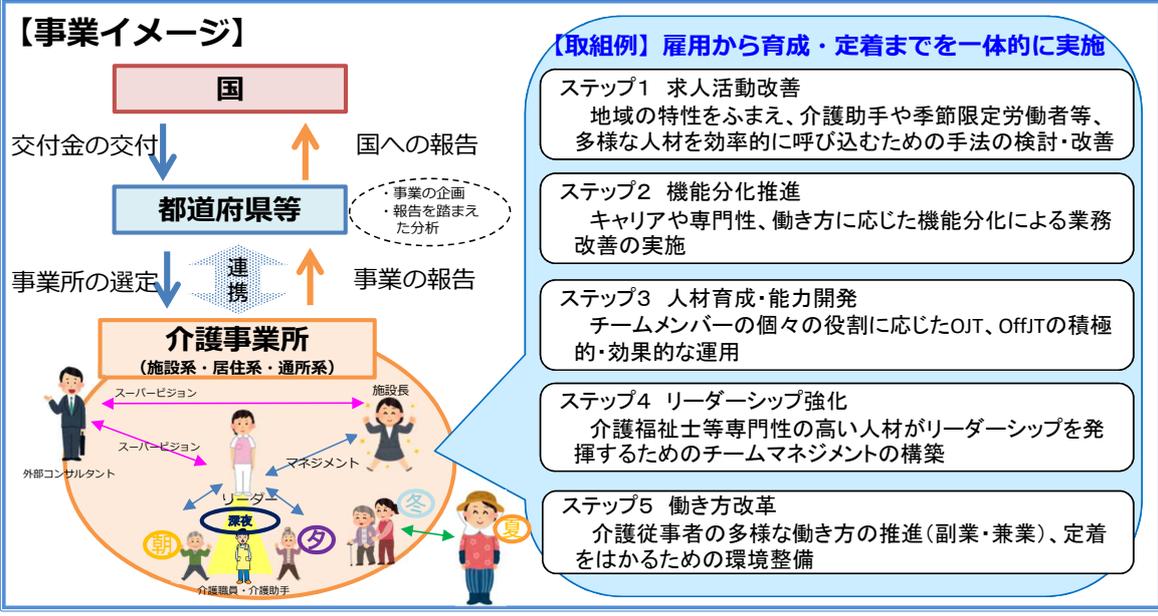
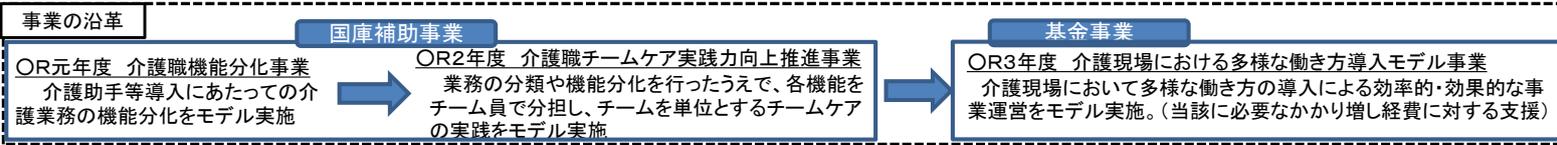
○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
 ○ 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援 ○ 離島、中山間地域等への人材確保支援

新規

介護現場における多様な働き方導入モデル事業(仮称)

(地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

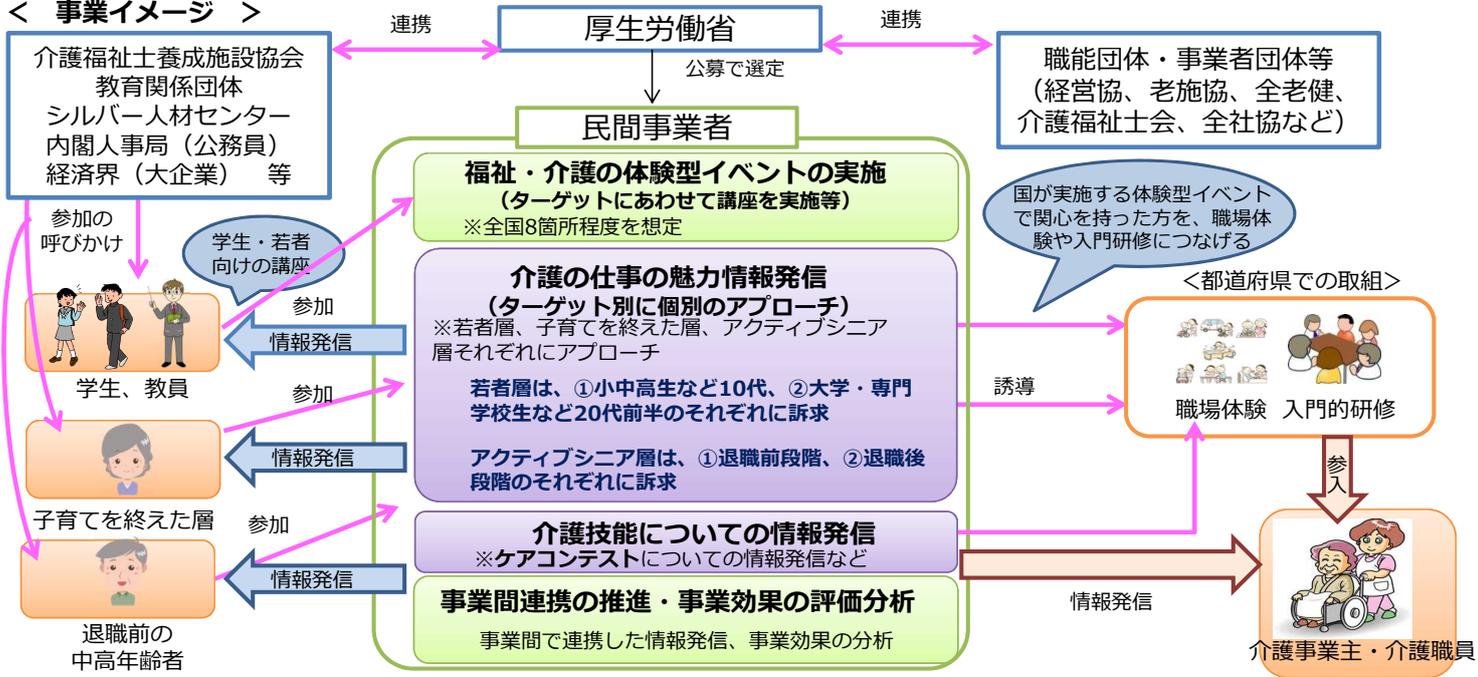
○ 生産年齢人口の減少が本格化していく中、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、多様な働き方、柔軟な勤務形態による効率的・効果的な事業運営を行う。
 ○ 実施にあたっては、過去2ヶ年度にわたり実施してきた取組を活かしつつ、「多様な年齢層・属性(中高年、主婦、学生等)」をターゲットとした「多様な働き方(朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業等)」による効率的な事業運営の実践を行い、その成果を全国に展開する。



【令和3年度予算額案】561,299千円（684,274千円）

- 介護の仕事の魅力発信については、福祉・介護型イベントの実施に加えて、①若者層、②子育てを終えた層、③アクティブシニア層に対する個別のアプローチ、介護事業所の事業主に対する意識改革により、魅力向上に取り組んでいる。
(ターゲット別アプローチの例)
 - ・若者層：新卒者向け就職フェアなどにおいて、介護の専門性や魅力、働き方の多様性、「残業が少ない」等を発信
 - ・子育てを終えた層：介護の専門性や魅力、働き方の柔軟性、「親の介護に役立つ」等を発信
 - ・アクティブシニア層：経済界等と連携し、退職前の中高年に対して介護の専門性や魅力、社会的重要性、「介護される側からする側へ」等を発信
- 令和3年度においては、事業主等への発信事業として、全国から介護従事者を選挙として募り、「認知症」「食事」「入浴」「排泄」「看取り」「口腔ケア」等の分野で、課題に応じた実技を審査・評価を行い、優秀者を選考・表彰する「ケアコンテスト」の取組について情報発信を行い、介護技能の向上を図るとともに、介護従事者の社会的評価を高める社会的機運を醸成する。

＜事業イメージ＞



被災地における福祉・介護人材確保事業【東日本大震災復興特別会計】

令和3年度予算額案 175,389千円(183,909千円)

東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金(赴任するための交通費や引っ越し費用等)の貸与等の支援を実施。

＜事業スキーム＞

実施主体: 福島県が適当と認める団体

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- (1) 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2) 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3) 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4) 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- (1) 学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金 ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)
・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)
 - ①世帯赴任加算
 - ・家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
 - ・単身赴任の場合 … 20万円
 - ②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)
 - ・20万円を上限(実費の範囲内)
- (3) 教材費・住居費(通学費) 12万円を上限(実費の範囲内)・3.6万円(月額上限)
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返済免除
- (4) 支援金 20万円を上限
※介護施設等に5年以上勤務経験があり、かつ介護福祉士若しくは介護支援専門員の資格を有する者などが、相双地域の施設等で6ヶ月以上就労した場合に支給

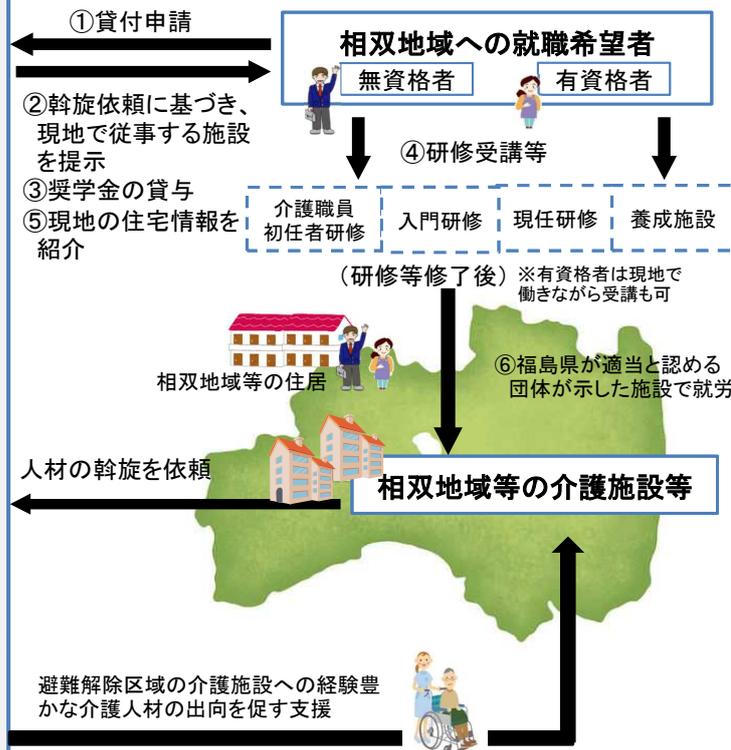
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



福島県相双地域等(浜通り)で 介護職員として働きませんか

被災地における福祉・介護人材に対する奨学金のご案内

ふくしまで、 咲こう。



©Katsuhiko Noguchi

返還免除
付き

就職準備金等の貸付制度で、
あなたをバックアップします!!

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

福島県相双地域等(浜通り)の

復興のために 介護の力が必要です。

2011年の東日本大震災により、福島県の太平洋沿岸部(浜通り)に位置する相双地域、いわき市、田村市(相双地域等)は甚大な被害を受けました。

地震による被害を受けた地域や原発事故の避難指示が解除された地域の復旧・復興は着実に進んでいますが、福祉の現場では今もなお介護職員が不足しています。

そのため、必要な介護サービスを十分に提供できなかつたり、定員まで入居者を受け入れることができないため人数を制限して運営している施設もあります。

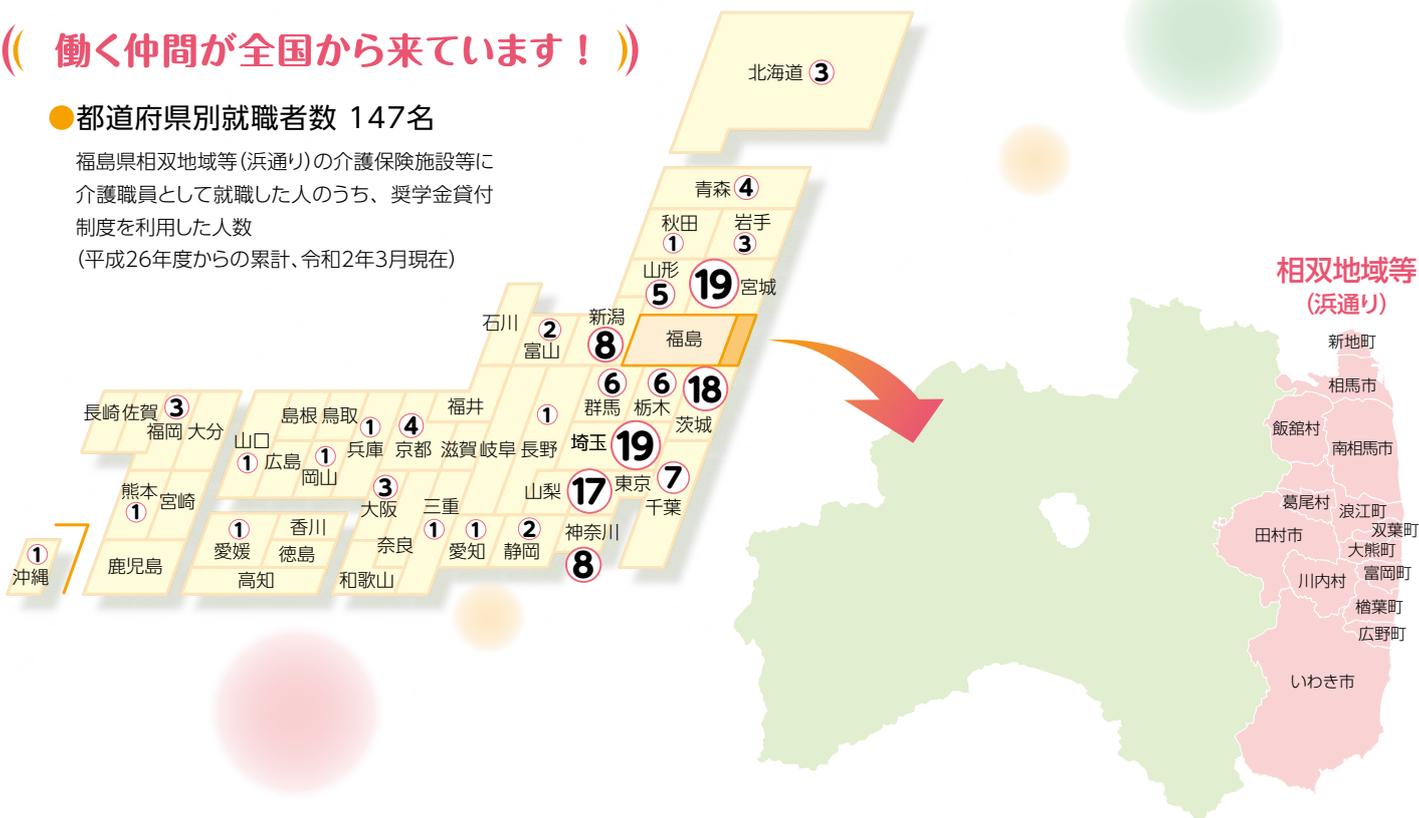
住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を取り戻すためには、介護サービスの充実が不可欠です。そして、それを実現するために全国の皆さんの「介護の力」を必要としています。「福島県の復興を支えたい」、「福島県で介護の仕事をしてみたい」と思っている方は、ぜひ力を貸してください。

介護の現場で地域の人々を支えていただくことが、福島県の復興につながります。福島での介護の仕事を通じて、あなたの大きな花を咲かせてください。

((働く仲間が全国から来ています！))

●都道府県別就職者数 147名

福島県相双地域等(浜通り)の介護保険施設等に介護職員として就職した人のうち、奨学金貸付制度を利用した人数
(平成26年度からの累計、令和2年3月現在)



就職準備金等の利用 (申請)までの流れ

STEP 1

就職先を探す(働きたい施設・事業所を見つける)

- ①就職先はご自身で探していただくこととなります。

まずは、お近くのハローワークや福島県福祉人材センター*などを通じて、福島県相双地域等の求人情報を入手してください。

※福島県福祉人材センターは、福島県社会福祉協議会内に設置している無料職業紹介事業などを行う機関です。福島県福祉人材センターに求職登録していただきますと、福島県内の求人情報やイベント情報などが毎月届きます。詳しくは福島県福祉人材センターにお問い合わせください。

- ②希望する施設・事業所が見つかったら、直接連絡するなどして雇用条件や応募方法などを確認してください。また、どのような施設・事業所なのか事前に見学したい場合や、職場体験を希望する場合は、施設・事業所に直接ご相談ください。

STEP 2

就職先を決める(採用面接を受ける ⇒ 採用が決まる)

- ①就職したい施設・事業所が見つかったら、直接連絡して雇用条件や応募方法など詳細を確認し、採用面接を受けてください。
- ②採用面接を受けて介護職員としての採用が決まり、就職準備金等の利用を希望する場合は、ご自身または就職先の施設・事業所を通じて福島県社会福祉協議会にご連絡ください。

連絡をいただいた後、本会職員が就職準備金等の申請に関する事前確認および手続き方法についてご説明します。

STEP 3

就職準備金等利用のための事前確認・申請手続き

- ①福島県社会福祉協議会の職員が、申請前に貸付対象に該当するかなど条件等を確認します。また、貸付制度に関する内容や申請方法について詳しくご説明します。
- ②借入希望者は、申請書と必要な書類を準備してください。
- ③申請に必要な書類がすべて揃ったら就職先の施設・事業所を通じて福島県社会福祉協議会に提出してください。

Q よくある質問 A



Q 住まい(アパート、寮など)はどのように確保したらよいですか?

A 住まいの賃貸契約は個人が行うものなので、本会で確保することはできません。
なお、福島県宅地建物取引業協会のご協力により、就職する法人(施設・事業所)を通じて住まい確保のための情報提供を受けることが可能です。
また、一部の法人(施設・事業所)では職員宿舎(寮)を所有していたり、不動産業者の紹介など住居確保のための支援を行っています。

専用ホームページの「求人情報と施設所在地」にて、職員用住宅の相談や対応が可能な施設・事業所の一覧を掲載しています。

Q 福島県相双地域等で生活するのは大変ですか?

A 福島県の太平洋沿岸部に位置する相双地域等は、雪がほとんど降らない温暖な気候で住みやすい環境です。
大都市のように公共交通機関や商業施設が十分に整備されてはいませんが、日常生活を送るうえで困らない生活環境は整っています。ただし、一部の地域では移動手段(自動車・バイクなど)が必要なところもあります。
また、福島県外から移住してきた方を支援する制度など独自の取り組みをしている自治体もありますので確認してください。

専用ホームページの「周辺の地域情報」にて、福島県相双地域等の各市町村公式ホームページを紹介(リンク)しています。

📌 奨学金の詳しい内容やイベント情報、暮らしに関する情報はこちらをご覧ください 📌

福島県社会福祉協議会

被災地における福祉・介護人材に対する奨学金 専用ホームページ

(アドレス) えふ かいごしょうがく <http://www.f-kaigoshogaku.jp/>

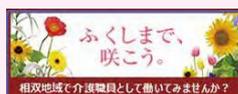
ふくしまで、咲こう。

検索



福島県社会福祉協議会ホームページ(<http://www.fukushimakenshakyu.or.jp/>)からもアクセスできます。

こちらの
バナーをクリック



福島県相双地域等(浜通り)で介護職員として働きたい人をバックアップする制度があります

被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付制度

貸付対象者

右記の
①～③の要件を
すべて満たす方

① 福島県外に居住している方

※県外避難等により福島県内に住所を有しながら福島県外に居住している方も含む。

② 福島県相双地域等*の介護保険施設等に介護職として内定または就職が決定している方

※相馬市・南相馬市・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・新地町・飯舘村・いわき市・田村市

③ 就労後1年以内に所定の研修を受講する方

※無資格の方は、介護職員初任者研修を受講することが貸付の条件となります。

※介護福祉士または介護に関する研修（実務者研修、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1級・2級課程など）を修了した方は、所定の研修（1～3日程度）を受講していただくことが貸付の条件となります。

貸付内容（貸付利子は無利子）

■ 就職準備金

※金額により返還免除の要件が変わります

正規職員またはフルタイム勤務の非正規職員

30万円または50万円

パートタイム職員

勤務時間が
週20時間以上 30万円

勤務時間が
週20時間未満 15万円

さらに、次の要件に該当する場合には、就職準備金に加算して借りることができます

● 世帯赴任加算（A・Bのどちらかを選択）

A 扶養家族と一緒に転居する場合………本人分12万5千円 + 家族1名につき5万円

B 扶養家族と別居し単身で転居する場合………20万円

● 自動車輸送費用等加算（A・Bのどちらかを選択）

A 所有する自家用自動車を福島県に輸送する場合………輸送費用20万円以内（実費分）

B 新たに自家用自動車を購入する場合………登録費用20万円以内（実費分）

※登録費用 … 車庫証明費用、自賠責保険料、納車費用、リサイクル費用、下取り費用

■ 研修受講料

15万円以内（実費分）

※介護職員初任者研修等を受講する場合に、
就職準備金とあわせて借りることができます

返還免除について

就職した介護保険施設等での業務従事期間が以下の年数を満たした場合は、貸付金の返還を免除します。

■ 就職準備金15万円または30万円（加算金も含む） → 1年間

■ 就職準備金50万円（加算金も含む） → 2年間

■ 研修受講料

→ 2年間



このページは概要を説明したものです。詳しくは、
福島県社会福祉協議会までお問い合わせください。

えふ かいごしょうがく
<http://www.f-kaigoshogaku.jp/>

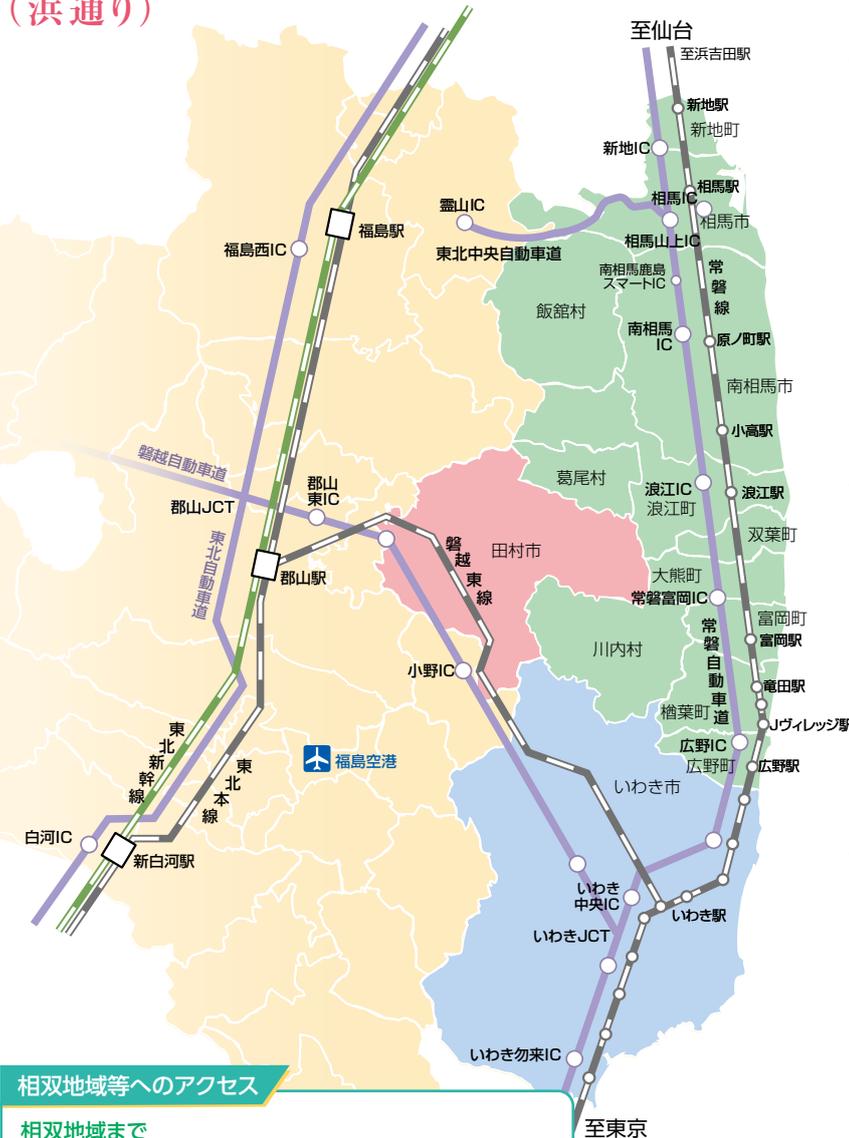
暮らすほどに笑顔あふれる

相双地域等をご紹介します。

(浜通り)



福島県



相双地域等へのアクセス

相双地域まで

鉄道：仙台駅—(常磐線：約1時間20分)—原ノ町駅

いわき地域まで

鉄道：上野駅—(常磐線：特急約2時間15分)—いわき駅

●相双地域

～歴史と伝統を誇る相馬野馬追が全国的に有名～

相双地域は太平洋と阿武隈高原に囲まれた南北に長い地域です。気候は温暖で降雪も少なく、快適な居住環境があります。国指定重要無形民俗文化財の「相馬野馬追」が全国的に有名です。



相馬野馬追(南相馬市)

●田村市

～中核都市へのアクセスも良好な緑ゆたかな地～

福島県中通り地方に位置し、あぶくま洞、星の村天文台などが有名です。中核都市である郡山市や福島空港などへのアクセスも良好です。



あぶくま洞

●いわき市

～穏やかな気候で、美しい自然景観に恵まれた地～

東は太平洋に面しているため、寒暖の差が小さく、温暖な気候に恵まれています。首都圏から最も近い炭鉱として栄えた歴史があり、映画「フラガール」の地としても知られています。



スパリゾートハワイアンズ

相双地域等の震災復興現況、各種放射能モニタリングの結果等については、福島県のホームページをご覧ください。

除染実施状況、食品等の放射性物質検査の結果など、福島復興状況を知りたい

ふくしま復興ステーション

検索

空間線量を知りたい

福島県 放射能測定マップ

検索

現在の避難状況を知りたい

福島県 避難地域復興局

検索

表紙の写真：野口勝宏氏 1959年福島県猪苗代町生まれ。写真家。東日本大震災の渦中にあっても強く咲く植物に感銘を受け、「福島の花の美しさで世界の人々を笑顔にしたい」と「福島の花」を撮影するように。福島県観光キャンペーン「福が満開、福のしま。」でJR東日本のメインイメージに採用。ANA「東北フラワージェット」B737-800の機体を東北の花々でデザイン。

お気軽にお問い合わせください

TEL.024-526-0045

被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業

えふ かいごしょうがく

<http://www.f-kaigoshogaku.jp/>

ふくしまで、咲こう。

検索



こちらから
ご覧ください

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111

都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況

※福祉人材情報システム上の数値を掲載。

2020年4～12月分

県名	新規求人数 (a)	新規求人数 (f)	有効求人数 (b)	有効求人数 (c)	新規求職者数 (c)	有効求職者数 (d)			紹介・応募数			採用人数 (e)	
						内学生			内紹介数	内応募数		紹介による 採用人数	
01. 北海道	7,174	3,596	20,476	10,103	1,357	4,024	358	8.9%	202	183	19	117	110
02. 青森県	1,745	932	5,134	2,661	479	1,386	110	7.9%	68	66	2	54	54
03. 岩手県	3,610	1,898	10,441	5,475	719	2,221	215	9.7%	159	156	3	105	105
04. 宮城県	2,629	1,281	7,555	3,585	436	1,225	56	4.6%	33	30	3	15	13
05. 秋田県	1,734	994	5,207	2,941	177	607	160	26.4%	46	45	1	33	32
06. 山形県	4,857	2,960	13,987	8,484	523	1,515	41	2.7%	72	60	12	44	41
07. 福島県	2,814	1,346	8,165	3,769	440	1,353	222	16.4%	41	40	1	29	28
08. 茨城県	2,943	1,576	9,000	4,645	345	1,073	149	13.9%	64	61	3	49	47
09. 栃木県	5,615	2,788	14,718	7,288	1,035	2,944	427	14.5%	198	188	10	118	115
10. 群馬県	5,759	2,928	16,401	8,319	1,108	3,146	105	3.3%	162	152	10	98	94
11. 埼玉県	11,684	4,998	34,939	14,751	1,734	5,204	1,028	19.8%	249	199	50	126	112
12. 千葉県	4,809	2,023	15,083	6,245	942	2,654	378	14.2%	73	41	32	41	32
13. 東京都	14,021	6,585	39,544	18,546	3,903	11,771	1,010	8.6%	832	445	387	174	103
14. 神奈川県	14,612	6,176	42,375	17,628	1,568	4,665	369	7.9%	371	309	62	194	183
15. 新潟県	3,453	1,665	11,297	4,894	420	1,193	86	7.2%	100	100	0	66	66
16. 富山県	3,816	1,877	10,963	5,393	618	2,582	1,730	67.0%	152	150	2	138	137
17. 石川県	3,503	2,083	10,137	5,863	997	3,071	414	13.5%	119	119	0	94	94
18. 福井県	1,963	1,092	5,651	3,105	949	2,649	202	7.6%	72	70	2	64	64
19. 山梨県	1,952	1,015	5,969	2,980	265	735	30	4.1%	74	62	12	26	26
20. 長野県	4,148	1,846	11,610	5,270	1,057	3,456	701	20.3%	133	130	3	81	79
21. 岐阜県	3,703	1,662	10,401	4,703	377	1,120	96	8.6%	79	78	1	46	46
22. 静岡県	11,143	6,270	32,920	18,098	3,417	9,885	928	9.4%	627	615	12	496	495
23. 愛知県	6,003	2,795	17,358	8,037	1,188	3,602	382	10.6%	116	102	14	65	63
24. 三重県	3,906	1,694	11,754	5,037	415	1,160	91	7.8%	37	34	3	28	27
25. 滋賀県	3,219	1,449	9,398	4,097	861	2,704	587	21.7%	57	52	5	34	33
26. 京都府	6,377	2,939	19,931	8,885	1,196	4,124	1,272	30.8%	123	102	21	58	55
27. 大阪府	5,435	2,579	15,671	7,289	1,261	3,846	299	7.8%	196	120	76	30	15
28. 兵庫県	3,095	1,335	8,669	3,668	596	1,739	221	12.7%	60	44	16	35	33
29. 奈良県	4,095	2,010	11,266	5,445	636	1,612	95	5.9%	215	213	2	167	167
30. 和歌山県	2,120	1,202	6,120	3,416	499	1,528	119	7.8%	47	47	0	39	39
31. 鳥取県	1,207	509	4,203	1,554	196	638	264	41.4%	30	30	0	18	18
32. 島根県	3,444	2,033	9,968	5,836	790	2,683	867	32.3%	53	53	0	51	51
33. 岡山県	4,479	2,012	13,640	5,944	318	1,139	266	23.4%	39	32	7	14	11
34. 広島県	3,529	1,672	10,616	4,983	464	1,370	233	17.0%	53	49	4	36	35
35. 山口県	1,344	697	4,299	2,072	720	2,179	189	8.7%	51	51	0	30	30
36. 徳島県	2,957	1,513	8,214	4,196	1,961	5,630	139	2.5%	88	84	4	49	47
37. 香川県	3,674	1,621	10,556	4,597	1,153	3,576	509	14.2%	64	63	1	50	49
38. 愛媛県	2,233	1,120	6,331	3,230	380	1,117	128	11.5%	24	23	1	17	17
39. 高知県	3,464	1,881	10,560	5,547	1,148	4,123	1,098	26.6%	96	96	0	55	55
40. 福岡県	6,562	2,824	15,958	7,167	435	1,269	160	12.6%	50	41	9	16	16
41. 佐賀県	860	373	2,307	1,032	601	1,860	22	1.2%	15	15	0	8	8
42. 長崎県	3,315	1,875	9,741	5,434	906	2,579	179	6.9%	178	175	3	133	133
43. 熊本県	2,232	1,277	6,820	3,817	333	858	36	4.2%	67	66	1	45	45
44. 大分県	2,206	1,302	6,220	3,686	356	1,265	370	29.2%	45	42	3	30	30
45. 宮崎県	1,676	1,101	4,717	3,087	357	974	85	8.7%	76	73	3	58	58
46. 鹿児島県	2,387	1,196	6,556	3,247	221	707	75	10.6%	5	5	0	0	0
47. 沖縄県	2,146	1,004	5,849	2,681	578	1,266	221	17.5%	42	41	1	25	25
合計	199,652	97,604	578,695	278,730	40,435	122,027	16,722		5,753	4,952	801	3,299	3,136
全国平均値	4,248	2,077	12,313	5,930	860	2,596	356		122	105	17	70	67

注) 表の合計について、小数点以下四捨五入のため内訳を集計した数値とあわないものがある。

* 有効求人数・有効求人数・有効求職者数は、2020年4～12月の累計。

* 新規求人数・新規求人数・新規求職者数・紹介／応募人数・採用人数は、2020年4月～12月の累計。

* 紹介人数は、福祉人材センター・バンクが求人に対し紹介を行った求職者数。

* 応募人数は、福祉人材情報システムにより求職者が求人に対し、自ら申し込んだ件数。

* 採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介や応募を利用して、採用が決まった人数の中で、福祉人材情報システム上の採用人数を掲載。

* 紹介による採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介により採用が決まった人数。

参考) 前年度比

(2020年4～12月の累計/2019年4～12月の累計)

人数(a)	有効求人倍率(b/d)	充足率(e/a)	就職率(e/c)
01. 北海道	5.09	1.6%	8.6%
02. 青森県	3.70	3.1%	11.3%
03. 岩手県	4.70	2.9%	14.6%
04. 宮城県	6.17	0.6%	3.4%
05. 秋田県	8.58	1.9%	18.6%
06. 山形県	9.23	0.9%	8.4%
07. 福島県	6.03	1.0%	6.6%
08. 茨城県	8.39	1.7%	14.2%
09. 栃木県	5.00	2.1%	11.4%
10. 群馬県	5.21	1.7%	8.8%
11. 埼玉県	6.71	1.1%	7.3%
12. 千葉県	5.68	0.9%	4.4%
13. 東京都	3.36	1.2%	4.5%
14. 神奈川県	9.08	1.3%	12.4%
15. 新潟県	9.47	1.9%	15.7%
16. 富山県	4.25	3.6%	22.3%
17. 石川県	3.30	2.7%	9.4%
18. 福井県	2.13	3.3%	6.7%
19. 山梨県	8.12	1.3%	9.8%
20. 長野県	3.36	2.0%	7.7%
21. 岐阜県	9.29	1.2%	12.2%
22. 静岡県	3.33	4.5%	14.5%
23. 愛知県	4.82	1.1%	5.5%
24. 三重県	10.13	0.7%	6.7%
25. 滋賀県	3.48	1.1%	3.9%
26. 京都府	4.83	0.9%	4.8%
27. 大阪府	4.07	0.6%	2.4%
28. 兵庫県	4.99	1.1%	5.9%
29. 奈良県	6.99	4.1%	26.3%
30. 和歌山県	4.01	1.8%	7.8%
31. 鳥取県	6.59	1.5%	9.2%
32. 島根県	3.72	1.5%	6.5%
33. 岡山県	11.98	0.3%	4.4%
34. 広島県	7.75	1.0%	7.8%
35. 山口県	1.97	2.2%	4.2%
36. 徳島県	1.46	1.7%	2.5%
37. 香川県	2.95	1.4%	4.3%
38. 愛媛県	5.67	0.8%	4.5%
39. 高知県	2.56	1.6%	4.8%
40. 福岡県	12.58	0.2%	3.7%
41. 佐賀県	1.24	0.9%	1.3%
42. 長崎県	3.78	4.0%	14.7%
43. 熊本県	7.95	2.0%	13.5%
44. 大分県	4.92	1.4%	8.4%
45. 宮崎県	4.84	3.5%	16.2%
46. 鹿児島県	9.27	0.0%	0.0%
47. 沖縄県	4.62	1.2%	4.3%
合計			
平均値	4.74	1.7%	8.2%

新規求人数(a)	新規求人数(f)	新規求職者数(c)	採用人数(e)
95.3%	97.2%	97.0%	76.5%
74.1%	70.4%	79.2%	44.3%
106.2%	105.9%	91.2%	99.1%
94.1%	115.6%	93.6%	51.7%
89.4%	89.7%	56.7%	40.7%
102.5%	109.3%	86.7%	64.7%
88.5%	96.9%	71.1%	145.0%
78.8%	91.9%	70.8%	169.0%
85.3%	93.0%	101.6%	116.8%
84.2%	83.8%	79.7%	86.7%
84.7%	84.5%	85.2%	78.8%
75.8%	80.3%	162.4%	136.7%
91.3%	90.2%	102.1%	88.8%
90.3%	92.4%	74.6%	90.7%
67.9%	80.5%	65.3%	64.1%
90.2%	89.6%	93.1%	106.2%
92.8%	96.2%	92.0%	66.7%
95.3%	101.2%	160.8%	88.9%
90.1%	90.4%	110.9%	130.0%
98.6%	93.1%	37.5%	61.8%
113.0%	107.2%	80.2%	85.2%
76.6%	79.2%	93.7%	87.3%
91.1%	91.4%	126.2%	95.6%
84.3%	88.6%	65.4%	58.3%
102.0%	99.7%	81.7%	61.8%
83.1%	82.8%	52.0%	26.6%
79.8%	89.0%	108.3%	54.5%
86.1%	90.6%	131.9%	194.4%
92.8%	99.8%	102.9%	125.6%
99.6%	98.9%	80.2%	81.3%
97.6%	102.4%	64.1%	81.8%
92.4%	95.5%	77.3%	40.5%
100.4%	98.8%	59.1%	63.6%
81.0%	82.1%	88.7%	211.8%
66.7%	76.8%	91.1%	107.1%
107.9%	108.8%	124.2%	140.0%
129.8%	127.9%	96.6%	108.7%
99.1%	100.4%	121.8%	85.0%
81.2%	85.8%	82.2%	76.4%
121.7%	112.9%	84.5%	48.5%
73.9%	63.0%	79.4%	38.1%
82.8%	80.9%	122.6%	102.3%
65.6%	72.5%	121.1%	86.5%
91.0%	90.9%	90.8%	34.9%
92.8%	94.3%	78.6%	103.6%
86.8%	88.4%	83.1%	0.0%
99.7%	100.7%	117.2%	277.8%
89.1%	91.2%	88.4%	81.2%
89.1%	91.2%	88.4%	81.2%

都道府県福祉人材センター・バンク一覧

都道府県	福祉人材センター名称	〒	住所1	住所2	TEL	FAX
北海道	北海道福祉人材センター	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目1番地	かでの2.7 3階	011-272-6662	011-272-6663
	函館市福祉人材バンク	040-0063	函館市若松町33-6	函館市総合福祉センター（あいよる21）3階	0138-23-8546	0134-23-2224
	旭川市福祉人材バンク	070-0035	旭川市5条通4丁目	旭川市ときわ市民ホール1階	0166-23-0138	0166-23-0746
	釧路市福祉人材バンク	085-0011	釧路市旭町12番3号	釧路市総合福祉センター3階	0154-24-1686	0154-24-3762
	帯広市福祉人材バンク	080-0847	帯広市公園東町3丁目9番地1	帯広市グリーンプラザ内	0155-27-2525	0155-21-2415
	北見市福祉人材バンク	090-0065	北見市寿町3丁目4番1号	北見市総合福祉会館内	0157-22-8046	0157-61-8183
	苫小牧市福祉人材バンク	053-0021	苫小牧市若草町3丁目3-8	苫小牧市民活動センター1階	0144-32-7111	0144-34-8151
青森県	青森県福祉人材センター	030-0822	青森市中央3丁目20-30	県民福祉プラザ2階	017-777-0012	017-777-0015
	弘前福祉人材バンク	036-8063	弘前市大字宮園2丁目8-1	社会福祉センター内	0172-36-1830	0172-33-1163
	八戸福祉人材バンク	039-1166	八戸市根城8丁目8-155	八戸市総合福祉会館1階	0178-47-2940	0178-47-1881
岩手県	岩手県福祉人材センター	020-0831	盛岡市三本柳8地割1番3	ふれあいランド岩手2階	019-637-4522	019-637-9612
宮城県	宮城県福祉人材センター	980-0014	仙台市青葉区本町3丁目7-4	宮城県社会福祉会館1階	022-262-9777	022-261-9555
秋田県	秋田県福祉保健人材・研修センター	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館5階	018-864-2880	018-864-2877
山形県	山形県福祉人材センター	990-0021	山形市小白川町2-3-30	山形県小白川庁舎内1階	023-633-7739	023-633-7730
福島県	福島県福祉人材センター	960-8141	福島市渡利字七社宮111	福島県総合社会福祉センター3階	024-521-5662	024-521-5663
茨城県	茨城県福祉人材センター	310-8586	水戸市千波町1918番地	茨城県総合福祉会館2階	029-244-4544	029-244-4543
栃木県	栃木県福祉人材・研修センター	320-8508	宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ3階	028-643-5622	028-623-4963
群馬県	群馬県福祉マンパワーセンター	371-8525	前橋市新前橋町13-12	群馬県社会福祉総合センター6階	027-255-6600	027-255-6040
	高崎市福祉人材バンク	370-0045	高崎市東町80-1	高崎市労使会館1階	027-324-2761	027-320-8378
	太田市福祉人材バンク	373-0817	太田市飯塚町1549		0276-48-9599	0276-48-9599
埼玉県	埼玉県福祉人材センター	330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65	彩の国すこやかプラザ1階	048-833-8033	048-833-8062
千葉県	千葉県福祉人材センター	260-0015	千葉市中央区富士見2-3-1	塚本大千葉ビル5階	043-222-1294	043-222-0774
東京都	東京都福祉人材センター	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3	東京しごとセンター7階	03-5211-2860	03-5211-1494
	東京都福祉人材センター多摩支所	190-0012	立川市曙町2-34-13	オリンピック第3ビル7階	042-595-8422	042-595-8432
神奈川県	かながわ福祉人材センター	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	かながわ県民センター13階	045-312-4816	045-313-4590
	川崎市福祉人材バンク	211-0053	川崎市中原区小田中6-22-5	川崎市総合福祉センター5階	044-739-8726	044-739-8740
新潟県	新潟県福祉人材センター	950-8575	新潟市中央区上所2丁目2番2号	新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5523	025-282-0548
富山県	富山県健康・福祉人材センター	930-0094	富山市安住町5番21号	富山県総合福祉会館（サンシップとやま）2階	076-432-6156	076-432-6532
石川県	石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター	920-0935	金沢市石引4丁目17番1号	石川県本多の森庁舎1階	076-234-1151	076-234-1153
福井県	福井県福祉人材センター	910-8516	福井市光陽2丁目3番22号	福井県社会福祉センター1階	0776-21-2294	0776-24-4187
	嶺南福祉人材バンク	917-0069	小浜市小浜白鬚112	白鬚再開発ビル3階福井県社会福祉協議会 嶺南支所内	0770-52-7833	0770-52-7834
山梨県	山梨県福祉人材センター	400-0005	甲府市北新1-2-12	山梨県福祉プラザ4階	055-254-8654	055-254-8614
長野県	長野県福祉人材センター	380-0928	長野市若里7-1-7	長野県社会福祉総合センター4階	026-226-7330	026-227-0137
岐阜県	岐阜県福祉人材総合支援センター	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1	岐阜県福祉・農業会館3階	058-276-2510	058-276-2571
静岡県	静岡県社会福祉人材センター	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70	静岡県総合社会福祉会館シズウエル3階	054-271-2110	054-272-8831
	静岡県社会福祉人材センター東部支所	410-0801	沼津市大手町1-1-3	沼津商連会館ビル2階	055-952-2942	055-952-2943
	浜松市福祉人材バンク	432-8035	浜松市中区成子町140-8	浜松市福祉交流センター3階	053-458-9205	053-453-0716
愛知県	愛知県福祉人材センター	461-0011	名古屋市中区白壁1丁目50番地	愛知県社会福祉会館5階	052-212-5519	052-212-5520
	豊橋市福祉人材バンク	440-0055	豊橋市前畑町115	豊橋市総合福祉センター内	0532-52-1111	0532-52-1112
三重県	三重県福祉人材センター	514-8552	津市桜橋2丁目131	三重県社会福祉会館2階	059-224-1082	050-222-0170
滋賀県	滋賀県南部介護・福祉人材センター	525-0032	草津市大路1-1-1	エルティ932 3階	077-567-3925	077-567-3928
	滋賀県湖北介護・福祉人材センター	526-0036	長浜市地福寺町4-36	長浜市民交流センター1階	0749-64-5125	0749-64-5126
京都府	京都府福祉人材・研修センター	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375	ハートピア京都地下1階	075-252-6297	075-252-6312
大阪府	大阪福祉人材支援センター	542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54	大阪社会福祉指導センター3階	06-6762-9020	06-6764-1574
兵庫県	兵庫県福祉人材センター	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1	兵庫県福祉センター1階	078-271-3881	078-271-3882
奈良県	奈良県福祉人材センター	634-0061	橿原市大久保町320-11	奈良県社会福祉総合センター3階	0744-29-0160	0744-29-6114
和歌山県	和歌山県福祉人材センター	640-8545	和歌山市手平2丁目1-2	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階	073-435-5211	073-435-5209
	紀南福祉人材バンク	646-0028	田辺市高雄一丁目23番1号	田辺市民総合センター内	0739-26-4918	0739-26-2928
鳥取県	鳥取県福祉人材センター	689-0201	鳥取市伏野1729-5	鳥取県立福祉人材研修センター1階	0857-59-6336	0857-59-6341
島根県	島根県福祉人材センター	690-0011	松江市東津田町1741-3	いきいきプラザ島根2階	0852-32-5957	0852-32-5956
	島根県福祉人材センター石見分室	697-0016	浜田市野原町1826-1	いわみーる2階	0855-24-9340	0855-24-9341
岡山県	岡山県福祉人材センター	700-0807	岡山市北区南方2丁目13-1	きらめきプラザ1階	086-226-3507	086-801-9190
広島県	広島県社会福祉人材育成センター	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館1階	082-256-4848	082-256-2228
	くれ福祉人材バンク	737-8517	呉市中央5丁目12番21号	呉市福祉会館内	0823-21-5013	0823-25-7453
山口県	山口県福祉人材センター	753-0072	山口市大手町9-6	ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館3階	083-922-6200	083-922-6652
徳島県	徳島県福祉人材センターアイネット	770-0943	徳島市中昭和町1丁目2	徳島県立総合福祉センター3階	088-625-2040	088-656-1173

都道府県	福祉人材センター名称	〒	住所1	住所2	TEL	FAX
香川県	香川県福祉人材センター	760-0017	高松市番町1-10-35	香川県社会福祉総合センター4階	087-833-0250	087-861-5622
愛媛県	愛媛県福祉人材センター	790-8553	松山市持田町三丁目8番15号	愛媛県総合社会福祉会館2階	089-921-5344	089-921-3398
高知県	高知県福祉人材センター	780-8567	高知市朝倉戊375-1	ふくし交流プラザ1階	088-844-3511	088-821-6765
	安芸福祉人材バンク	784-0007	安芸市寿町2-8	総合社会福祉センター内	0887-34-3540	0887-35-8549
	幡多福祉人材バンク	787-0012	四万十市右山五月町8-3	社会福祉センター内	0880-35-5514	0880-35-5241
福岡県	福岡県福祉人材センター	816-0804	春日市原町3-1-7	クローバープラザ東棟2階	092-584-3310	092-584-3319
	筑後地区福祉人材バンク	830-0027	久留米市長門石1-1-34	久留米市総合福祉センター内	0942-34-3035	0942-34-3090
	筑豊地区福祉人材バンク	820-0011	飯塚市柏の森956-4	社会福祉協議会内	0948-23-2210	0948-23-2262
	京築地区福祉人材バンク	824-0063	行橋市中津熊501	行橋市総合福祉センター（ウイズゆくほし）内	0930-23-8495	0930-22-2903
佐賀県	佐賀県福祉人材・研修センター	840-0021	佐賀市鬼丸町7番18号	佐賀県社会福祉会館2階	0952-28-3406	0952-28-3407
長崎県	長崎県福祉人材研修センター	852-8555	長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター2階	095-846-8656	095-846-8798
	佐世保福祉人材バンク	857-0028	佐世保市八幡町6-1		0956-24-1184	0956-23-3175
熊本県	熊本県福祉人材・研修センター	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7	熊本県総合福祉センター4階	096-322-8077	096-324-5464
大分県	大分県福祉人材センター	870-0161	大分市明野東3丁目4番1号	大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000	097-552-7002
	日田市福祉人材バンク	877-0003	日田市上城内町1番8号	日田市総合保健福祉センター3階	0973-24-7026	0973-24-3452
宮崎県	宮崎県福祉人材センター	880-8515	宮崎市原町2番22号	宮崎県福祉総合センター人材研修館1階	0985-32-9740	0985-27-0877
鹿児島県	鹿児島県福祉人材・研修センター	890-8517	鹿児島市鴨池新町1番7号	鹿児島県社会福祉センター内	099-258-7888	099-250-9363
沖縄県	沖縄県福祉人材研修センター	903-8603	那覇市首里石嶺町4丁目373-1	沖縄県総合福祉センター西棟3階	098-882-5703	098-886-8474
	名護市福祉人材バンク	905-0014	名護市港2-1-1	名護市民会館内福祉センター	0980-53-4142	0980-53-6042

都道府県福祉人材センター事業実施状況

(福祉人材センター令和元年度事業実績及び令和2年度事業計画等調査(令和2年11月))

1.職員体制 (令和2年4月1日時点)

都道府県名	合計										所長										一般職員									
	うち 正規	うち 専任	正規				非正規		うち 正規	うち 専任	正規				非正規		うち 正規	うち 専任	正規				非正規							
			専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任			専任	兼任	増減	専任	兼任	増減			専任	兼任	増減	専任	兼任	増減						
			常勤	常勤	常勤	非常勤																			非常勤	非常勤	非常勤	比較	人数	比較
合計	534	189	451	134	55	257	60	22	6	44	41	17	15	-	26	-	2	-	1	-	177	113	144	86	27	48	10	6	-	
平均	11	4	10	3	2	6	7	2	2	1	1	1	1	-	1	-	1	-	1	-	4	3	4	2	2	3	2	2	-	
記入C数	47	47	45	40	30	41	9	10	3	44	41	17	15	-	26	-	2	-	1	-	46	45	38	37	14	15	5	4	-	
北海道	7	2	7	2		5				1	1	1					1				2	2	2	2						
青森県	10	2	9	1	1	5	3			1	1	1			1						1	1	1	1						
岩手県	14	2	9		2	9		3		1	1	1			1															
宮城県	6	3	6	3		3				1	1	1	1								2	1	2	1			1			
秋田県	8	2	7	1	1	6															6	2	5	1	1	1	4		1	
山形県	9	4	6	1	3	5				1	1	1			1						2	2		2						
福島県	13	7	10	6	1	4		2		1	1	1			1						4	4	4	4						
茨城県	12	5	8	2	3		6	1		1	1	1			1						4	4	2	2	2					
栃木県	18	3	18	3		15				1	1	1					1				2	2	2	2		1				
群馬県	7	3	7	3		4				1	1	1	1								2	2	2	2						
埼玉県	20	5	20	5		4	11			1	1	1	1								11	4	11	4			4	3		
千葉県	22	4	21	3	1	8	10			1	1	1			1						12	3	12	3		1	8	1	3	
東京都	30	9	29	8	1	9	12			1	1	1			1						9	8	9	8		1	1			
神奈川県	22	5	21	5		16		1		1	1	1					1				12	5	12	5			7			
新潟県	7	3	6	2	1	4				1	1	1			1						2	2	2	2						
富山県	12	5	10	3	2	7				1	1	1			1						4	4	3	3	1					
石川県	10	9	9	8	1	1				1	1	1			1						3	3	3	3		1				
福井県	8	8	7	7	1					1	1	1			1						3	3	3	3						
山梨県	6	2	6	2		4															4	2	4	2			2			
長野県	13	3	13	3		10				1	1	1	1								4	2	4	2		1	2		1	
岐阜県	10	4	9	3	1	6				1	1	1	1								2	2	1	1	1					
静岡県	15	3	12		3	12															2	2		2	1					
愛知県	13	3	13	3		1	9			1	1	1	1								5	2	5	2		1	1	2	2	
三重県	18	3	18	3		15				1	1	1	1								10	1	10	1			9		1	
滋賀県	5	3	5	3		2				1	1	1	1								2	2	2	2		1				
京都府	10	4	10	4		6				1	1	1	1								3	3	3	3						
大阪府	29	5	28	4	1	21	3			1	1	1			1						2	2	2	2						
兵庫県	9	2	8	1	1	7				1	1	1			1						2	1	2	1			1			
奈良県	11	7	10	6	1	4				1	1	1			1						5	1	5	1			4		1	
和歌山県	8	3	5	1	2	4	1			1	1	1			1						2	2	1	1	1	1				
鳥取県	8	6	4	2	4	2				1	1	1			1						3	3		3						
島根県	12	5	12	5		7				1	1	1	1								3	3	3	3						
岡山県	8	8	7	7	1					1	1	1			1						5	5	5	5						
広島県	5	5	4	4	1					1	1	1			1						4	4	4	4						
山口県	13	3	13	3		10				1	1	1	1								1	1	1				1			
徳島県	9	2	6	1	1	5	1	1		1	1	1									1	1	1	1						
香川県	7	2	7	2		5				1	1	1	1								3	1	3	1		1	2			
愛媛県	7	2	3		2	3	2			1	1	1			1						3	1		1			2	1		
高知県	9	5	8	4	1	4				1	1	1			1						3	2	3	2			1		1	
福岡県	10	5	4		5	4	1			1	1	1			1						5	4		4	1		1	1	1	
佐賀県	12	7			7		5			1	1	1			1						6	6		6						
長崎県	6	2			2		4			1	1	1			1						2	1		1			1			
熊本県	11	4	10	3	1	7				1	1	1	1								3	2	2	1	1		1		1	
大分県	10	2	6		2	3	3	2		1	1	1			1						3	1		1			2			
宮崎県	11	2	6	1	1	5		4		1	1	1									1	1	1	1						
鹿児島県	9	3	9	3		3	3			1	1	1	1								5	2	5	2			3		1	
沖縄県	5	3	5	3		2				1	1	1	1								2	2	2	2						

1.職員体制 (令和2年4月1日時点)

都道府県名	求人・求職相談担当										福祉人材確保相談担当										
	合計			正規			非正規				合計			正規			非正規				
	うち 正規	うち 専任	増減 人数	専任 常勤	兼任 常勤	増減 比較 人数	専任 常勤	兼任 非常勤	増減 比較 人数	専任 非常勤	増減 比較 人数	うち 正規	うち 専任	増減 比較 人数	専任 常勤	兼任 常勤	増減 比較 人数	専任 非常勤	兼任 非常勤	増減 比較 人数	
																					人数
合計	61	7	53	6	1		34	13	2	5		10	2	9	2	-		4	3	1	-
平均	2	2	2	2	1		2	3	1	3		2	2	2	2	-		1	3	1	-
記入C数	25	4	23	3	1		17	4	2	2		5	1	5	1	-		4	1	1	-
北海道																					
青森県											1	1						1			
岩手県	4	1	2		1	1	2	1	1												
宮城県																					
秋田県	2		2				2														
山形県	1		1				1														
福島県										1	4	2	3	2		2	1	1	1	2	
茨城県	2		1				1	1													
栃木県	5		5				5		1												
群馬県	2		2				2														
埼玉県	4		4				4														
千葉県	3		3				3				3	3						3			
東京都	5		5				5														
神奈川県																					
新潟県																					
富山県	4		4				4														
石川県	5	4	5	4			1		1												
福井県																					
山梨県																					
長野県	2		2				2														
岐阜県	1	1	1	1																	
静岡県	5		5				5		2												
愛知県																					
三重県	2		2				2														
滋賀県																					
京都府											1	1						1			
大阪府	1		1				1														
兵庫県																					
奈良県																					
和歌山県																					
鳥取県																					
島根県																					
岡山県																					
広島県																					
山口県																					
徳島県	1		1				1				1	1						1			
香川県	1		1				1														
愛媛県																					
高知県	1	1	1	1		1															
福岡県	1		1				1														
佐賀県	1								1												
長崎県																					
熊本県	1		1				1														
大分県	2		2				2														
宮崎県	4								4												
鹿児島県																					
沖縄県	1		1				1		1												

1.職員体制 (令和2年4月1日時点)

都道府県名	キャリア支援専門員											事業者アドバイザー										
	合計			正規				非正規				合計			正規				非正規			
	うち 正規	うち 専任	増減 人数	専任 常勤	兼任 常勤	増減 比較 人数	専任 非常勤	兼任 非常勤	増減 比較 人数	うち 正規	うち 専任	増減 人数	専任 常勤	兼任 常勤	増減 比較 人数	専任 非常勤	兼任 非常勤	増減 比較 人数				
																			20	1	115	18
合計	159	21	153	20	1		115	18	5	-		5	-	5	-	-		2	3	-	-	
平均	4	2	4	2	1		3	5	2	-		2	-	2	-	-		1	3	-	-	
記入C数	43	12	41	11	1		33	4	3	-		3	-	3	-	-		2	1	-	-	
北海道	4		4				4															
青森県	4		4				4				3	3						3				
岩手県	7		7				7															
宮城県	3	1	3	1			2															
秋田県						3																
山形県	3	1	3	1			2															
福島県	2		2				2															
茨城県	5		5				5															
栃木県	3		3				3															
群馬県	2		2				2															
埼玉県																						
千葉県	3		3				3															
東京都	2		2				2															
神奈川県	6		6				6															
新潟県	4		4				4															
富山県	2		2				2															
石川県	1	1	1	1																		
福井県	4	4	4	4																		
山梨県	2		2				2															
長野県	4		4				4															
岐阜県	4		4				4															
静岡県	5	1	4		1	2	4			2												
愛知県	7		7				7															
三重県	5	1	5	1		1	4			1												
滋賀県	2		2				2															
京都府	4		4				4			1	1						1					
大阪府	14	1	14	1			13			1												
兵庫県	6		6				6															
奈良県	5	5	5	5																		
和歌山県	4		3				3	1		1												
鳥取県	2		2				2			1												
島根県	2		2				2			1												
岡山県	2	2	2	2																		
広島県																						
山口県	11	2	11	2		1	9			2												
徳島県	1		1				1			1	1						1					
香川県	2		2				2															
愛媛県	2		2				2														3	
高知県	2	1	2	1			1															
福岡県	3		3				3															
佐賀県	1							1														
長崎県	3							3														
熊本県	4	1	4	1			3															
大分県	3		3				3			1												
宮崎県																						
鹿児島県	3		3				3															
沖縄県	1		1				1			1												

1.職員体制 (令和2年4月1日時点)

都道府県名	その他													役職
	合計			正規				非正規						
	うち 正規	うち 専任		専任	兼任	増減	専任	兼任	増減	専任	兼任		増減	
			常勤	常勤	比較 人数	常勤	非常勤	非常勤	比較 人数	常勤	非常勤	非常勤	比較 人数	
合計	78	5	70	5	-		52	13	7	1				
平均	4	1	4	1	-		3	4	2	1				
記入C数	22	4	20	4	-		18	3	4	1				
北海道														
青森県														
岩手県	2								2					医療的ケア研修担当、職能団体担当
宮城県														
秋田県														
山形県	2		2				2							保育士再就職支援事業（保育士・保育所支援センターコーディネーター）
福島県	2		1				1	1						保育センター
茨城県														
栃木県	7	1	7	1			6			1				出前講座・介護・福祉貸付
群馬県														人員なし
埼玉県	4		4					4						保育士・保育園支援センター及び介護等体験事業
千葉県														
東京都	13		13				7	6						介護人材、保育人材、なんでも相談、修学資金
神奈川県	3		3				3							保育士・保育所支援センターコーディネーター
新潟県														
富山県	1		1				1							保育士・保育所支援センター 再就職支援コーディネーター
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県	2		2				2							保育士支援専門員
岐阜県	2		2				2							届出登録推進事業、相談事業
静岡県	3		3				3			1				参入促進事業
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府	11	1	11	1			7	3		1	3			保保センター事業、介護修学・保育修学、パート
兵庫県														
奈良県														
和歌山県	1		1				1							保育士支援コーディネーター
鳥取県	2	2	2	2										保育士・保育所支援センター職員
島根県	6	1	6	1			5							支所長・保育士再就職支援コーディネーター・介護の再就職支援コーディネーター
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県	3		1				1	1	1					貸付事業担当/保育コーディネーターなど
香川県														
愛媛県	1		1				1			1				外国人介護支援センター
高知県	2		2				2							保育士等人材確保事業
福岡県														
佐賀県	3								3		1			貸付担当、保育士コーディネーター
長崎県														
熊本県	2		2				2							保育士再就職支援/コーディネーター
大分県	1		1				1			1				職場体験、介護入門者研修
宮崎県	5		5				5							貸付担当
鹿児島県														
沖縄県														

2.キャリア支援専門員・事業所アドバイザーの保有資格(複数回答)(令和2年4月1日時点)

都道府県名	キャリア支援専門員													事業者アドバイザー								
	元年度	2年度												元年度	2年度							
	配置状況人数	配置状況人数	社会福祉士	精神保健福祉士	介護福祉士	保育士	介護支援専門員	社労士	キャリアカウンセラー	ハローワークOB	その他	その他資格内容	配置状況人数	配置状況人数	公認会計士	社労士	中小企業診断士	弁護士	税理士	その他	その他資格内容	
合計	160	160	28	3	34	8	22	1	11	8	39		14	11	3	5	-	1	-	1		
平均	4	4	1	1	2	1	2	1	2	2	2		2	2	1	2	-	1	-	1		
配置C数	43	43	19	3	22	8	14	1	7	5	19		6	5	3	3	-	1	-	1		
北海道	4	4				1																
青森県	4	4				1					2	社会福祉主事、衛生管理	3	3	1	1		1				
岩手県	7	7			1	1				2												
宮城県	3	3	1								2	社会福祉主事、初任者研修	2	2	1	1						
秋田県	3																					
山形県	3	3	1		1						1	介護職員初任者研修、実務者研修修了										
福島県	2	2									1											
茨城県	5	5			1						2	教員										
栃木県	3	3	1		1						1											
群馬県	2	2	1								1	キャリアコンサルタント										
埼玉県																						
千葉県	3	3	1		1		1															
東京都	3	2	1		1					1	1	初任者研修										
神奈川県	6	6	3		3		2			1	6	初任者研修3人、社会福祉主事任用資格3名										
新潟県	4	4			1						2	社会福祉主事2名・児童指導員1名・介護職員初任者研修2名・高等学校教員免許(公民・福祉)1名										
富山県	2	2			2																	
石川県	1	1			1		1				1	幼稚園教諭、社会福祉主事任用資格										
福井県	4	4									2											
山梨県	2	2																				
長野県	4	4			1																	
岐阜県	4	4	1		2																	
静岡県	5	5	1		1	1					1	一般企業で労務管理を担当していた者	4	4	1	3						
愛知県	7	7	3		1	3																
三重県	5	5	2		1					1	1											
滋賀県	2	2																				
京都府	4	4	1		2	1	3						1	1								
大阪府	15	14	4	1	5		2		2	1	8	産業カウンセラー、高校教諭、社会福祉主事任用資格、福祉住環境コーディネーター等										
兵庫県	6	6	1	1	1		1															
奈良県	5	5								3	3											
和歌山県	3	4			3		2															
鳥取県	1	2									2	介護事業所で管理者経験あり1名、一般企業で労務管理経験あり1名										
島根県	1	2																				
岡山県	2	2	1								1	社会福祉主事										
広島県																						
山口県	10	11	2			1																
徳島県	2	1					1						1	1								1
香川県	2	2			1		1															
愛媛県	2	2	1		1								3									
高知県	2	2									2	他の職業紹介事業者の相談員経験者										
福岡県	3	3			1		2		1	2	2	介護施設・事業所でのシフト管理等										
佐賀県	1	1									1	社会福祉主事										
長崎県	4	4	1		2	1																
熊本県	4	4	1	1			1			1												
大分県	2	3			1		1															
宮崎県																						
鹿児島県	3	3																				
沖縄県		1									1	介護事務										

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和元年度実績）

① 求職者向け相談等支援実施状況（出張個別相談）

都道府県名	ハローワーク				うち 拠点ハローワーク				うち 拠点以外のハローワーク			
	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数
合計	270カ所	3,115回	5,853件	477件	77カ所	811回	1,510件	161件	193カ所	2,304回	4,343件	316件
平均	8カ所	94回	202件	37件	3カ所	32回	69件	18件	6カ所	79回	181件	29件
取り組みC数	34				26				30			
北海道	8カ所	34回	68件		1カ所	3回	5件		7カ所	31回	63件	
青森県												
岩手県	13カ所	238回	203件		13カ所	238回	203件					
宮城県	10カ所	99回	718件	20件	1カ所	12回	44件	4件	9カ所	87回	674件	16件
秋田県	9カ所	106回	103件		1カ所	12回	10件		8カ所	94回	93件	
山形県	8カ所	100回	338件	95件	1カ所	15回	90件	24件	7カ所	85回	248件	71件
福島県	9カ所	98回	190件		3カ所	33回	92件		6カ所	65回	98件	
茨城県	2カ所	22回	35件	28件	2カ所	22回	35件	28件				
栃木県	11カ所	193回	333件						11カ所	193回	333件	
群馬県												
埼玉県												
千葉県	13カ所	140回	361件		13カ所	140回	361件					
東京都	5カ所	112回	163件						5カ所	112回	163件	
神奈川県												
新潟県	8カ所	41回	101件	11件	1カ所	1回	3件		7カ所	40回	98件	11件
富山県	6カ所	106回	110件						6カ所	106回	110件	
石川県	9カ所	119回	680件		1カ所	15回	84件		8カ所	104回	596件	
福井県	1カ所	23回	19件						1カ所	23回	19件	
山梨県	1カ所	10回	14件	14件	1カ所	10回	14件	14件				
長野県												
岐阜県	9カ所	198回	402件						9カ所	198回	402件	
静岡県	14カ所	110回	308件	98件	2カ所	22回	86件	31件	12カ所	88回	222件	67件
愛知県	17カ所	204回	611件		3カ所	36回	124件		14カ所	168回	487件	
三重県	10カ所	79回			1カ所	4回			9カ所	75回		
滋賀県												
京都府												
大阪府	3カ所	35回	85件		1カ所	11回	40件		2カ所	24回	45件	
兵庫県	10カ所	108回	215件		7カ所	84回	180件		3カ所	24回	35件	
奈良県	5カ所	57回	91件	6件	2カ所	21回	31件	4件	3カ所	36回	60件	2件
和歌山県												
鳥取県												
島根県	4カ所	40回	123件		1カ所	10回	23件		3カ所	30回	100件	
岡山県												
広島県												
山口県	9カ所	85回			2カ所	22回			7カ所	63回		
徳島県	8カ所	94回			4カ所	47回			4カ所	47回		
香川県	5カ所		110件	78件	1カ所		43件	35件	4カ所		67件	43件
愛媛県	7カ所	84回							7カ所	84回		
高知県	4カ所	44回	4件	45件	1カ所	12回	4件	19件	3カ所	32回		26件
福岡県	14カ所	42回			11カ所	11回			3カ所	31回		
佐賀県	6カ所	56回	50件	23件	1カ所	1回	1件		5カ所	55回	49件	23件
長崎県	3カ所	33回	57件	35件					3カ所	33回	57件	35件
熊本県	9カ所	108回	88件	16件					9カ所	108回	88件	16件
大分県	7カ所	106回	87件	8件	1カ所	17回	17件	2件	6カ所	89回	70件	6件
宮崎県												
鹿児島県	13カ所	191回	186件		1カ所	12回	20件		12カ所	179回	166件	
沖縄県												

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和元年度実績）

① 求職者向け相談等支援実施状況（出張個別相談）

都道府県名	市区町村社協				養成校、大学、高校等				就職相談会、合同面接会等			
	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数
合計	10カ所	361回	156件		72カ所	111回	911件	127件	156カ所	171回	825件	68件
平均	3カ所	120回	78件	-	7カ所	10回	114件	32件	8カ所	9回	59件	23件
取り組みC数	3				11				20			
北海道									4カ所	4回	64件	
青森県												
岩手県	4カ所	138回			8カ所	18回			9カ所	9回		
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県									12カ所	15回	93件	
茨城県									1カ所	1回	4件	
栃木県					4カ所	5回	35件		3カ所	5回	100件	
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都	1カ所	12回	15件									
神奈川県												
新潟県					1カ所	1回	18件		2カ所	2回	9件	8件
富山県									3カ所	7回	11件	
石川県					9カ所	17回	142件		3カ所	6回	13件	
福井県												
山梨県												
長野県									11カ所	11回		
岐阜県					11カ所	16回	498件	63件	15カ所	15回	139件	48件
静岡県					2カ所	2回	57件		18カ所	18回		
愛知県									2カ所	2回	6件	
三重県					3カ所	8回			6カ所	6回		
滋賀県												
京都府												
大阪府									32カ所	32回	129件	
兵庫県	5カ所	211回	141件						8カ所	11回	170件	
奈良県					5カ所	12回	107件	10件				
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県									8カ所	8回		
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県					23カ所	26回			6カ所	6回		
福岡県												
佐賀県					3カ所	3回	27件	27件				
長崎県									3カ所	3回	6件	
熊本県												
大分県					3カ所	3回	27件	27件	9カ所	9回	64件	
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県									1カ所	1回	17件	12件

3.求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和元年度実績）

①求職者向け相談等支援実施状況（出張個別相談）

都道府県名	その他				出張個別相談（合計）				センター窓口	
	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	延べ相談受付数	求職登録数
合計	46カ所	231回	541件	45件	554カ所	3,989回	8,286件	717件	10,049件	2,847件
平均	4カ所	18回	42件	8件	15カ所	108回	267件	45件	1,436件	712件
取り組みC数	13				37				7	
北海道					12カ所	38回	132件			
青森県										
岩手県					34カ所	403回	203件			
宮城県					10カ所	99回	718件	20件	1,133件	677件
秋田県					9カ所	106回	103件			
山形県					8カ所	100回	338件	95件		
福島県					21カ所	113回	283件			
茨城県	9カ所	11回	16件	8件	12カ所	34回	55件	36件		
栃木県	4カ所	4回	79件		22カ所	207回	547件			
群馬県										
埼玉県										
千葉県					13カ所	140回	361件			
東京都					6カ所	124回	178件			
神奈川県										
新潟県	6カ所	41回	51件	13件	17カ所	85回	179件	32件	3,042件	
富山県	1カ所	1回	6件		10カ所	114回	127件		671件	
石川県	6カ所	6回	16件		27カ所	148回	851件			
福井県	3カ所	47回	48件		4カ所	70回	67件			
山梨県					1カ所	10回	14件	14件		
長野県					11カ所	11回				
岐阜県	1カ所	1回	38件		36カ所	230回	1,077件	111件	861件	613件
静岡県					34カ所	130回	365件	98件		
愛知県					19カ所	206回	617件			
三重県					19カ所	93回				
滋賀県	3カ所	36回	13件	7件	3カ所	36回	13件	7件		
京都府										
大阪府	4カ所	41回	119件		39カ所	108回	333件			
兵庫県					23カ所	330回	526件			
奈良県	2カ所	4回	6件	2件	12カ所	73回	204件	18件	1,179件	301件
和歌山県										
鳥取県										
島根県	1カ所	9回	33件		5カ所	49回	156件		2,358件	1,256件
岡山県										
広島県										
山口県					17カ所	93回				
徳島県					8カ所	94回				
香川県	2カ所	26回	48件	10件	7カ所	26回	158件	88件		
愛媛県					7カ所	84回				
高知県					33カ所	76回	4件	45件		
福岡県					14カ所	42回			805件	
佐賀県					9カ所	59回	77件	50件		
長崎県	4カ所	4回	68件	5件	10カ所	40回	131件	40件		
熊本県					9カ所	108回	88件	16件		
大分県					19カ所	118回	178件	35件		
宮崎県										
鹿児島県					13カ所	191回	186件			
沖縄県					1カ所	1回	17件	12件		

3.求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和元年度実績）

①求職者向け相談等支援実施状況（セミナー・講演会）

都道府県名	ハローワーク				うち 拠点ハローワーク				うち 拠点以外のハローワーク			
	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数
合計	87カ所	715回	4,990人	171件	19カ所	129回	1,544人	87件	68カ所	586回	3,446人	84件
平均	5カ所	40回	312人	34件	1カ所	10回	140人	29件	5カ所	42回	287人	21件
取り組みC数	18				14				14			
北海道	8カ所	55回	325人		1カ所	11回	174人		7カ所	44回	151人	
青森県												
岩手県												
宮城県	1カ所	5回	28人	2件					1カ所	5回	28人	2件
秋田県	5カ所	22回	436人						5カ所	22回	436人	
山形県												
福島県	9カ所	97回	1,257人		3カ所	33回	445人		6カ所	64回	812人	
茨城県	1カ所	2回	11人		1カ所	2回	11人					
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都	2カ所	6回			1カ所	2回			1カ所	4回		
神奈川県												
新潟県	5カ所	28回	301人	1件					5カ所	28回	301人	1件
富山県	5カ所	52回	304人						5カ所	52回	304人	
石川県	9カ所	114回	120人		1カ所	12回	13人		8カ所	102回	107人	
福井県	2カ所	16回	221人		1カ所	11回	128人		1カ所	5回	93人	
山梨県	1カ所	9回	50人	50件	1カ所	9回	50人	50件				
長野県	13カ所	111回	715人		1カ所				12カ所	111回	715人	
岐阜県												
静岡県	13カ所	110回	263人	74件	1カ所	11回	41人	7件	12カ所	99回	222人	67件
愛知県												
三重県												
滋賀県	1カ所	28回	426人	44件	1カ所	12回	191人	30件		16回	235人	14件
京都府												
大阪府	5カ所	5回	152人		3カ所	3回	110人		2カ所	2回	42人	
兵庫県	2カ所	11回	351人		2カ所	11回	351人					
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県	4カ所	43回			1カ所	11回			3カ所	32回		
福岡県												
佐賀県	1カ所	1回	30人		1カ所	1回	30人					
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

3.求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和元年度実績）

①求職者向け相談等支援実施状況（セミナー・講演会）

都道府県名	市区町村社協				養成校、大学、高校等				就職相談会、合同面接会等			
	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数
合計					122カ所	164回	3,304人	171件	40カ所	47回	344人	13件
平均	-	-	-	-	8カ所	11回	254人	34件	6カ所	7回	69人	13件
取り組みC数						15				7		
北海道					1カ所	1回	40人					
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県					19カ所	19回	859人					
茨城県												
栃木県					6カ所	8回	156人					
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都					8カ所	9回			5カ所	10回		
神奈川県												
新潟県					2カ所	6回	85人	8件				
富山県					3カ所	7回	101人	42件				
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県									10カ所	11回	136人	
岐阜県												
静岡県					4カ所	9回	440人	63件	4カ所	6回	72人	13件
愛知県					5カ所	5回	122人					
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府					20カ所	35回	686人		5カ所	5回	39人	
兵庫県					4カ所	8回	161人					
奈良県					5カ所	12回	107人	10件				
和歌山県												
鳥取県												
島根県					30カ所	30回	431人		7カ所	7回	43人	
岡山県												
広島県												
山口県					6カ所	6回						
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県									6カ所	5回		
佐賀県					3カ所	3回	39人		3カ所	3回	54人	
長崎県					6カ所	6回	77人	48件				
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和元年度実績）

① 求職者向け相談等支援実施状況（セミナー・講演会）

都道府県名	その他				セミナー・講演会（合計）				就職説明会・合同面接会の開催			
	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数
合計	14カ所	26回	80人	19件	263カ所	952回	8,718人	374件	69カ所	89回	4,730人	1,268件
平均	2カ所	4回	20人	10件	11カ所	38回	415人	47件	4カ所	6回	296人	127件
取り組みC数	6				25				16		16	
北海道	1カ所	2回	9人		10カ所	58回	374人					
青森県												
岩手県												
宮城県					1カ所	5回	28人	2件	5カ所	5回	93人	10件
秋田県					5カ所	22回	436人					
山形県												
福島県					28カ所	116回	2,116人					
茨城県					1カ所	2回	11人		3カ所	3回	148人	89件
栃木県					6カ所	8回	156人					
群馬県												
埼玉県									11カ所	12回	805人	489件
千葉県												
東京都	1カ所	1回			16カ所	26回						
神奈川県												
新潟県					7カ所	34回	386人	9件	7カ所	8回	300人	300件
富山県					8カ所	59回	405人	42件	3カ所	3回	403人	
石川県					9カ所	114回	120人					
福井県	1カ所	1回	10人		3カ所	17回	231人					
山梨県					1カ所	9回	50人	50件				
長野県					23カ所	122回	851人					
岐阜県												
静岡県					21カ所	125回	775人	150件	5カ所	22回	676人	170件
愛知県					5カ所	5回	122人		1カ所	2回	419人	
三重県												
滋賀県	1カ所	12回	42人	13件	2カ所	40回	468人	57件	7カ所	7回	488人	
京都府												
大阪府					30カ所	45回	877人		5カ所	5回	685人	
兵庫県					6カ所	19回	512人					
奈良県					5カ所	12回	107人	10件				
和歌山県												
鳥取県												
島根県					37カ所	37回	474人		1カ所	1回	84人	
岡山県												
広島県												
山口県	9カ所	9回			15カ所	15回						
徳島県												
香川県									2カ所	2回	72人	7件
愛媛県												
高知県					4カ所	43回						
福岡県					6カ所	5回						
佐賀県					7カ所	7回	123人		5カ所	5回	34人	11件
長崎県	1カ所	1回	19人	6件	7カ所	7回	96人	54件				
熊本県									8カ所	8回	100人	
大分県									4カ所	4回	111人	6件
宮崎県									1カ所	1回	122人	19件
鹿児島県												
沖縄県									1カ所	1回	190人	167件

3.求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和元年度実績）

②求人事業所相談等支援実施状況（キャリア支援専門員による出張相談）

都道府県名	施設・事業所			うち 社会福祉法人			施設・事業所以外			計		
	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数
合計	5,119カ所	4,875回	498人	921カ所	1,377回	272人	1,431カ所	1,099回	-	6,550カ所	5,974回	498人
平均	177カ所	181回	62人	58カ所	81回	45人	204カ所	157回	-	226カ所	221回	62人
取り組みC数	29			17			7			29		
北海道												
青森県	161カ所	161回	64人							161カ所	161回	64人
岩手県	567カ所	567回		241カ所	241回					567カ所	567回	
宮城県	62カ所	76回	29人	36カ所	50回	15人				62カ所	76回	29人
秋田県	678カ所						506カ所			1,184カ所		
山形県												
福島県												
茨城県	111カ所	111回		68カ所	68回					111カ所	111回	
栃木県	25カ所	25回								25カ所	25回	
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県	11カ所	11回		5カ所	5回					11カ所	11回	
石川県												
福井県	138カ所	546回		85カ所	379回					138カ所	546回	
山梨県	67カ所	67回					55カ所	55回		122カ所	122回	
長野県	751カ所	751回					130カ所	130回		881カ所	881回	
岐阜県	107カ所	108回	288人	63カ所	63回	186人				107カ所	108回	288人
静岡県	205カ所	205回	21人	118カ所	118回					205カ所	205回	21人
愛知県	91カ所									91カ所		
三重県	141カ所	120回		46カ所	46回					141カ所	120回	
滋賀県												
京都府	6カ所	6回		6カ所	6回		32カ所	32回		38カ所	38回	
大阪府												
兵庫県	40カ所	40回	40人	34カ所	34回	34人				40カ所	40回	40人
奈良県	119カ所	134回	12人	74カ所	84回	9人				119カ所	134回	12人
和歌山県		275回			127回			147回			422回	
鳥取県												
島根県	241カ所	241回								241カ所	241回	
岡山県												
広島県												
山口県	111カ所	111回								111カ所	111回	
徳島県												
香川県	22カ所	22回	41人	6カ所	6回	27人				22カ所	22回	41人
愛媛県	30カ所	30回	3人	21カ所	21回	1人				30カ所	30回	3人
高知県	201カ所	201回								201カ所	201回	
福岡県	233カ所									233カ所		
佐賀県	9カ所	9回		7カ所	7回					9カ所	9回	
長崎県	190カ所	190回		106カ所	106回		107カ所	107回		297カ所	297回	
熊本県	22カ所	22回								22カ所	22回	
大分県	194カ所	194回								194カ所	194回	
宮崎県												
鹿児島県	579カ所	636回					599カ所	612回		1,178カ所	1,248回	
沖縄県	7カ所	16回		5カ所	16回		2カ所	16回		9カ所	32回	

3.求職者・事業所向け相談等支援実施状況（令和元年度実績）

②求人事業所相談等支援実施状況（事業所向けアドバイザーによる出張相談）

参考）キャリア支援専門員と事業者アドバイザーの支援実績の比較

都道府県名	経営計画策定支援		採用計画策定支援		人事制度構築支援		職員研修支援		各種規程類作成支援		その他	
	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数
合計	17カ所	17回	10カ所	11回	21カ所	28回	90カ所	99回	17カ所	20回	131カ所	134回
平均	4カ所	4回	10カ所	11回	5カ所	7回	18カ所	20回	4カ所	5回	19カ所	19回
取り組みC数	4		1		4		5		4		7	

キャリア支援専門員による出張相談		事業所向けアドバイザーによる出張相談	
カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数
6,550カ所	5,974回	286カ所	309回
226カ所	221回	29カ所	31回
29		10	

北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県	1カ所	1回								2カ所	3回	
秋田県										3カ所	3回	
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県	6カ所	6回							7カ所	7回	1カ所	1回
福井県					2カ所	2回			6カ所	9回	2カ所	2回
山梨県												
長野県	5カ所	5回			8カ所	8回	3カ所	3回				
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県	5カ所	5回					13カ所	13回	1カ所	1回	4カ所	4回
滋賀県							58カ所	58回				
京都府											115カ所	115回
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県					5カ所	12回	14カ所	22回			4カ所	6回
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県			10カ所	11回	6カ所	6回	2カ所	3回	3カ所	3回		
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

161カ所	161回											
567カ所	567回											
62カ所	76回	3カ所	4回									
1,184カ所		3カ所	3回									
111カ所	111回											
25カ所	25回											
11カ所	11回											
		14カ所	14回									
138カ所	546回	10カ所	13回									
122カ所	122回											
881カ所	881回	16カ所	16回									
107カ所	108回											
205カ所	205回											
91カ所												
141カ所	120回	23カ所	23回									
		58カ所	58回									
38カ所	38回	115カ所	115回									
40カ所	40回											
119カ所	134回											
	422回											
241カ所	241回											
111カ所	111回											
22カ所	22回											
30カ所	30回	23カ所	40回									
201カ所	201回											
233カ所												
9カ所	9回											
297カ所	297回											
22カ所	22回	21カ所	23回									
194カ所	194回											
1,178カ所	1,248回											
9カ所	32回											

○福利厚生センター関係資料

都道府県事務局（業務受託団体）一覧

(2021年2月現在)

地方事務局名	〒	所在地	TEL
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目1番地 プレスト1・7 4階	011-251-3828
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-723-1391
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 本町ビル2F	022-227-5535
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2703
山形県社会福祉振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内	023-642-2155
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-523-1251
茨城県社会福祉協議会	310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-241-1133
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6F	027-255-6600
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1729
東京都社会福祉協議会	101-0062	千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3F	03-5283-6898
神奈川県福利協会	231-0031	横浜市中区万代町1-2-4 横浜タナベビル601	045-263-6017
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5524
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21 サンシップとやま	076-432-2958
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-224-1212
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8610
長野県社会福祉協議会	380-0936	長野市中御所岡田98-1 長野県保健福祉事務所庁舎内	026-228-4244
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館6F	058-275-5508
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5231
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	461-0011	名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館内	052-212-5511
三重県社会福祉事業職員共済会	514-0003	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内	059-226-1130
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市京町4-3-28 厚生会館1F	077-524-0261
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都2F	075-252-5888
大阪府民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6761-4444
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-242-4633
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0102
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビック愛内	073-435-5222
鳥取県社会福祉協議会	689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6331
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5970
岡山県社会福祉協議会	700-0807	岡山市北区南方2-13-1 「きらめきプラザ」内	086-226-2827
広島県社会福祉協議会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3423
山口県健康福祉財団	753-0814	山口市吉敷下東3-1-1 山口県総合保健会館内	083-925-2404
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内	088-622-9199
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-0545
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ内	088-844-9007
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2F	092-584-3330
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-28-3406
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-324-5462
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-6888
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-3145
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-256-6767
沖縄県社会福祉協議会	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703

健康管理

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- ころとからだの電話健康相談
- スポーツクラブ

慶事お祝い

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈
- 長期勤続者退職慰労記念品贈呈

万一の際

- 会員死亡弔慰金
- 配偶者死亡弔慰金
- 入院・手術見舞金
- 高度障害・後遺障害見舞金
- 災害見舞金

資質向上

- メンタルヘルス講習会
- 接遇講習会
- レク・リーダー養成講習会
- 広報講習会
- パソコン講習会
- 海外研修
- 資格取得記念品贈呈

余暇活用

- クラブ・サークル活動助成
- 指定保養所
- 会員制リゾート施設
- 全国提携宿泊施設
- 国内・海外パッケージツアー
- 提携レジャー施設
- レンタカー
- スクール ● スキー場

情報活用

- ホームページ
- ハンドブック
- 会員情報誌
- ソウェルクラブFAXニュース

生活サポート

- 特別資金ローン、特別提携住宅ローン
- ソウェル団体生命保険・積立保険
- 傷害保険・入院保険・がん保険
- 住宅建築 ● 引越しサービス
- ショッピング ● 葬祭サービス
- カーライフ

地域

- 会員交流事業
- 地域開発メニュー

ソウェルクラブ “クラブオフ”

- 国内外の宿泊施設、レジャー、スポーツ、ショッピング、映画、グルメ、介護サービス等200,000以上のメニューが優待利用

ソウェルクラブのサービスメニュー一覧

(2021年度)

区分	サービスメニュー	助成・特典等	サービス内容	
健康管理事業	●生活習慣病予防健診費用助成※	検査項目に応じて、1人当たり 2,800円～4,000円 (乳がん・子宮がん検診は800円を限度に加算)	・30歳以上の会員が生活習慣病予防健診を受診した場合に助成 ・30歳以上の女性会員が乳がん・子宮がん検診を受診した場合にも助成	
	健康生活用品給付	全会員に毎年度配付	・健康に関わる品目の中から希望する1品を給付	
	電話健康相談	相談無料 通話料無料	・24時間365日、無料でいつでも電話で健康・医療相談、メンタルヘルス相談	
	スポーツクラブ	法人会員料金で利用	・コナミスポーツ・ルネサンスは法人会員料金で利用、カーブス入会金66%OFF	
	弔慰金・見舞金			
	●・会員の死亡	60万円		
	●・ "	180万円 (就業中・通勤時の事故の場合)		
	●・会員の配偶者の死亡	10万円		
	●・高度障害見舞金	60万円	・会員が事故や病気により保険会社の定める高度障害(ただし、71歳未満)が生じた場合	
	●・後遺障害見舞金	最高120万円 (就業中・通勤時の事故が原因)	・就業中・通勤時の事故が原因で後遺障害が生じた場合	
●・入院手術見舞金	1日につき 1,000円	・就業中・通勤時の事故による場合、手術を行った場合には損害保険会社の認定した手術内容に基づき支給		
●・災害(法人)	1法人当たり 20万円			
●・第1種会員	1人当たり 2万円	・災害救助法適用地域内に所在する建物又は住居が半壊以上又は床上浸水以上の被害を被った場合		
●・第2種会員	1人当たり 1万円			
任意保険	任意加入の保険		任意に加入できる、お手頃な掛金で加入できる保険	
	●ソウェル団体生命・医療保障・積立年金保険	優良割引が適用 3つの保障を別々に選べる	・団体生命保険(万一の死亡・所定の高度障がいにより備える保険) 配偶者・お子様も加入が可能 ・医療保障保険(病気やケガによる入院に備える保険) ・積立年金保険(老後の生活資金に備える保険)	
	ソウェル傷害保険	団体割引、損害率による割引	事故によるケガの入院・通院・死亡などを補償する保険	
	ソウェル入院保険	団体割引、損害率による割引	病気・ケガによる入院等を補償する保険	
	ソウェルがん保険	団体割引、損害率による割引	がんに限定した保険、がんで入院1日目から何日間でも補償	
贈呈事業	永年勤続記念品※	記念品の贈呈	・第1種会員(勤続満5年から30年勤続まで5年刻みで贈呈) ・第2種会員(勤続満5年の贈呈)	
	●長期勤続者退職慰労記念品※	記念品の贈呈	・同一法人に通算して35年以上勤務した第1種会員の退職時に記念品を贈呈	
	●結婚お祝品※	1人当たり 1万円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券)	・会員が結婚した場合に贈呈	
	●出産お祝品※	1人当たり 1万円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券)	・会員または会員の配偶者が出産した場合に贈呈	
	●入学お祝品	1人当たり 5千円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券)	・会員の子が小学校、中学校に入学した場合に贈呈	
	資格取得記念品※	記念品の贈呈	・働きながら社会福祉に関する専門資格を取得した場合に贈呈	
研修事業	●海外研修	・全行程添乗員同行 ・施設訪問には専門の通訳付 ・ホテルは4つ星クラス	・2コース(老人福祉、障害・児童福祉のコース) 7日間 参加募集20名 10月又は11月実施(2021年度は中止の予定)	
	広報講習会	・講習受講料及び教材費無料	・広報の役割、広報誌の作成方法を学習	
	レクリエーション・リーダー養成講習会		・職場で活かせるレクリエーションについて実践的に学ぶ	
	接遇講習会(リモート)		・電話対応、接客方法等の接遇マナーやクレーム対応について学ぶ	
	メンタルヘルス講習会(リモート)		・職場におけるメンタルヘルス対策について事例検討、体験学習を通じて学ぶ	
	ハラスメント防止講習会(リモート)		・多様化するハラスメントについて幅広く学び、ハラスメント防止対策を習得する。	
	特別講習会 ディズニーアカデミー他	・ディズニーアカデミーは講習受講料一部参加者負担あり	・ニーズに応える講習会を随時開催 ディズニーアカデミー、OJTスキルアップ、eラーニング(パソコン、コンプライアンス、メンタルヘルス)	
ローン	特別提携住宅ローン	銀行提携住宅ローン 最高 10,000万円	・金利を一般利用者より割安	
	特別資金ローン	無担保で 最高 300万円	・教育資金、結婚資金、車購入資金などが、金利を一般利用者より割安	
余暇活用事業	●クラブ・サークル活動助成※	1人当たり 1,000円	・スポーツや教養・文化サークル活動等へ助成	
	●指定保養所			
	└・KKR宿泊施設	優待料金に加え	●第1種会員は割引+1人1泊2,500円引き (2種会員は割引のみ)	・KKR宿泊施設(国家公務員共済組合連合会)
	└・休暇村	10%割引に加え		・休暇村
	└・グリーンピア	5%割引(大沼・津南は10%割引)に加え		・グリーンピア
	└・ダイワロイヤルホテルズ	特別優待料金に加え		・ダイワロイヤルホテルズ
	会員制リゾート施設			
	セラヴィリゾート泉郷	会員料金	・会員制リゾートホテル・別荘	
	ラフォーレ倶楽部	会員料金	・会員制リゾートホテル	
	国内・海外旅行(パッケージツアー)	会員割引 2～10%割引	・近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー、クラブメッド、名鉄観光など	
	ホテル・旅館・ペンション	会員割引 特別料金・5～50%割引	・提携宿泊施設の割引利用	
	レンタカー	会員割引 最高55%割引	・ニッポンレンタカー、日産レンタカー、オリックスレンタカー、タイムズカーレンタル、Jネットレンタカーなど	
	会員交流	掛金の一部を事業に充てることにより、参加費が割安	・都道府県事務局が主催する会員同士の親睦、リフレッシュを図る会員交流事業を実施(観劇、コンサート、スポーツ観戦、映画、国内旅行、テーマパーク、テーブルマナーなど)	
	地域開発メニュー	レジャー施設、生活関連施設の割引利用	・都道府県事務局が地域において、割安なメニューを開発	
ソウェルクラブ“クラブオフ”	優待料金	・全国の宿泊施設、テーマパーク、日帰り湯、レジャー施設、グルメなど200,000以上のメニュー		
その他の事業	通信販売	会員割引 5%～15%割引	・ウィズカウネット(文具・事務用品)10%割引、ソウェルWEB書店5～15%割引	
	スポーツ・カルチャー	会員割引	・ゴルフ、テニス、乗馬、スキー、英会話、通信教育など	
	ショッピングなど	会員割引 5～50%割引	・デパート、結婚式場、葬祭、カー用品、家庭用品、住宅建築、引越しサービスなど	
	情報提供など	ホームページ	http://www.sowel.or.jp	
		ソウェルクラブニュース(FAX)	毎月1回、全事業所に配布	
		情報誌「ソウェルクラブ」の発行	年4回(4月、7月、10月、1月)、全会員に配布	
		ハンドブックの発行	全会員に配布	
事務マニュアル		各事業所に配布		
オリジナル手帳	サービス概要入りの手帳を希望する会員に配布			
オリジナルカレンダー	書き込みができる大判カレンダーを各事業所に配布			

●印は、第1種契約対象職員の会員のみが利用できるサービスです。その他は、全ての会員が利用できるサービスです。
(ただし、※印の事業については、会員番号“019”で始まる会員はご利用になれません。)

○都道府県別加入状況（2020年10月1日現在）

都道府県	加入団体数A	会員数	(参考)	
			社会福祉法人数B	A/B
北海道	821	46,060	911	90.1%
青森県	75	4,584	523	14.3%
岩手県	65	3,990	334	19.5%
宮城県	44	3,271	259	17.0%
秋田県	72	4,561	228	31.6%
山形県	109	6,636	248	44.0%
福島県	95	5,535	298	31.9%
茨城県	118	6,178	508	23.2%
栃木県	81	3,873	436	18.6%
群馬県	103	4,519	411	25.1%
埼玉県	141	7,878	848	16.6%
千葉県	89	4,525	672	13.2%
東京都	317	24,904	1,043	30.4%
神奈川県	62	3,609	793	7.8%
新潟県	50	4,075	440	11.4%
富山県	101	6,358	204	49.5%
石川県	63	3,354	309	20.4%
福井県	53	3,075	221	24.0%
山梨県	28	1,271	247	11.3%
長野県	60	3,093	349	17.2%
岐阜県	95	5,763	300	31.7%
静岡県	110	5,062	460	23.9%
愛知県	111	8,840	658	16.9%
三重県	139	7,253	315	44.1%
滋賀県	57	2,782	260	21.9%
京都府	81	4,408	469	17.3%
大阪府	78	6,028	1,196	6.5%
兵庫県	79	3,593	789	10.0%
奈良県	49	2,339	224	21.9%
和歌山県	51	1,980	218	23.4%
鳥取県	25	1,144	110	22.7%
島根県	14	563	265	5.3%
岡山県	64	5,817	369	17.3%
広島県	124	13,449	460	27.0%
山口県	73	4,679	308	23.7%
徳島県	70	3,154	175	40.0%
香川県	82	4,229	192	42.7%
愛媛県	65	5,190	217	30.0%
高知県	45	1,630	195	23.1%
福岡県	151	7,788	1,162	13.0%
佐賀県	37	1,706	247	15.0%
長崎県	88	5,098	538	16.4%
熊本県	93	3,944	667	13.9%
大分県	67	3,704	342	19.6%
宮崎県	65	4,082	382	17.0%
鹿児島県	51	2,797	599	8.5%
沖縄県	108	4,095	473	22.8%
合計	4,619	272,466	20,872	22.1%

資料：社会福祉法人数Bは、厚生労働省調べ（2018年度現在）による法人数。

自宅や職場から受講できる福祉専門職大学院

「地方公共団体推薦入試」

地方公共団体の皆さまへ

我が国において多様化し複雑化する自治体の福祉行政に柔軟に対応できる人材、核を担う人材を養成します。

厚生労働省の委託を受けた日本社会事業大学専門職大学院では、地方公共団体で活躍する職員を積極的に受け入れるため「地方公共団体推薦入試」を実施しております。

特 徴

- ① 我が国唯一の福祉の専門職大学院
- ② 修業期間は1年間の木曜日・金曜日の夜間、土曜日を基本とした授業体制。2年間の履修制度もあり。多くの授業で遠隔授業方式も取り入れ、自宅等での受講もできます。
- ③ 厚生労働省の現職行政官による特別講義も用意
- ④ 学納金：1年間合計約112万円（2年間の場合は約132万円）
- ⑤ 取得学位：福祉マネジメント修士（専門職）
- ⑥ 選抜方法：書類審査、個別面接審査
- ⑦ 講義は文京キャンパス（東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より徒歩5分）と清瀬キャンパス（西武池袋線「清瀬駅」よりバス約5分）で行います。
- ⑧ 専門実践教育訓練給付金の講座に指定されました。
1年履修の場合、一定の要件を満たす方に56万円が給付されます。
（詳細は厚生労働省等のwebページをご確認ください）

教育理念

人権の尊重、社会正義の実現、共生への責任、多様性の尊重といったソーシャルワークの価値に基盤を置き、人々のニーズと社会の変化に対応し、実践の改革と開発を進め、社会の変革と人々のウェルビーイングの実現に貢献できる人材を養成します。

〈厚生労働省委託大学〉

日本社会事業大学専門職大学院 福祉マネジメント研究科

<https://www.jcsw.ac.jp/professional/>

時間割

≪1年履修≫

	月	火	水	木	金	土
1 (9:00~10:30)						講義
2 (10:40~12:10)						
3 (13:00~14:30)						
4 (14:40~16:10)					演習 (10回)	演習 (20回)
5 (16:20~17:50)						
6 (18:30~20:00)				講義		
7 (20:10~21:40)						

≪2年履修≫

	月	火	水	木	金	土
1						講義
2						
3						
4						演習 (15回)
5						
6				講義		
7						

これまでの派遣実績

本大学院ではこれまで、北海道、東京都、埼玉県、神奈川県、熊本県、長崎県、古河市、武蔵野市、東久留米市、八王子市、日野市、横浜市、三郷市等からの受け入れ実績があります。

学費 (令和3年度) (2年履修の場合)

(円)

区分	入学金	授業料	教育充実費	諸会費	合計
1年目	282,000	267,900	300,000	4,500	854,400
2年目	—	267,900	200,000	—	467,900
合計	282,000	535,800	500,000	4,500	1,322,300

地方公共団体推薦入試

出願資格	原則として3年以上の実務経験を有する者 (※詳細は入試要項をご参照ください)					
選考方法	① 個別面接審査 (約30分) ② 書類審査 (「地方公共団体の推薦書」「実践研究計画書」「実践記録」)					
試験時間割	面接審査 (9:00 ~) ※開始10分前までに入場					
試験日程 (令和3年)		試験日	出願期間	合格発表日	入学手続期間	検定料
	第2期	1/24(日)	12/14(月)~1/8(金)	2/15(月)正午	2/16(火)~2/22(月)	
	第3期	3/6(土)	1/12(火)~2/16(火)	3/11(木)正午	3/12(金)~3/18(木)	
	第4期	3/14(日)	2/24(水)~3/5(金)	3/14(日)17:00	3/15(月)~3/18(木)	

※筆記試験が免除されます。

願書請求・お問合せ先

≪日本社会事業大学 入試広報課≫

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘 3-1-30 / Tel: 042-496-3080 / Fax: 042-496-3081 / Web: <https://www.jcsw.ac.jp/>

中央福祉学院において実施する研修（令和3年度）

令和3年度 社会福祉研修実施計画（委託・補助事業）

課程名		目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間	申込締切日及び 申込書提出先
国の委託事業	1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉行政および社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 〔集合研修4日〕	【受講期間】令和3年4月1日～令和4年3月31日 ※スクーリング開催日程は調整中につき、決まり次第ホームページ等で周知する。	R3.4.9(金) 社会福祉研修 主管部まで
	2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	300人	1年 〔集合研修5日〕	【受講期間】令和3年4月1日～令和4年3月31日 ※スクーリング開催日程は調整中につき、決まり次第ホームページ等で周知する。 ※国立施設長の集合研修と同時に実施	R3.4.9(金) 社会福祉研修 主管部まで
	3 社会福祉法人経営者 研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者 (1) 経営管理コース (2) 人事管理コース	1回 1回	200人 200人	3日 3日	(1) 経営管理コース (2) 人事管理コース 映像研修	中央福祉学院 ホームページを ご確認ください
国の補助事業	4 児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、政令で定める特別区、児童相談所を設置している中核市で児童福祉に関する業務に携わる職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市区町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者又は2020年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 〔集合研修5日〕	【受講期間】令和3年4月1日～令和4年3月31日 スクーリング： R3.10.22(金)～26(火)	R3.4.9(金) 社会福祉研修 主管部まで
	5 「福祉職員キャリアパス 対応生涯研修課程」指導者 養成研修会	「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 標準研修プログラム」の趣旨と目的を理解する。 テキスト類および「指導の手引き（指導マニュアル）」の活用方法を学ぶ。 各科目の展開・指導方法を修得する。	各福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の研修実施団体が推薦する「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修指導予定者	1回	80人	3日	R3.8.29(日)～8.31(火)	R3.4.9(金) 中央福祉学院まで ホームページで ご確認ください

※都合により変更する場合があります。

令和3年度 社会福祉研修実施計画 (全社協独自事業)

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間等
1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (民間社会福祉事業職員)	社会福祉主事として必要な知識及び技術を通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	社会福祉事業(社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業)の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた施設・事業所等に従事していること	2 回	3,900 人	1 年 〔集合研修5日〕	【春期コース受講期間】R3. 4. 1~R4. 3. 31 【秋期コース受講期間】R3. 10. 1~R4. 9. 30 ※スクーリング開催日程は調整中につき、決まり次第ホームページ等で周知する。
2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (民間社会福祉施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	社会福祉法人立等の社会福祉施設の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1 回	700人	1 年 〔集合研修5日〕	【受講期間】R3. 4. 1~R4. 3. 31 ※スクーリング開催日程は調整中につき、決まり次第ホームページ等で周知する。 ※公立施設長の集合研修と同時に実施
3 社会福祉士通信課程 (社会福祉士短期養成施設)	社会福祉士として必要な専門の学術の理論及び応用について、通信教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」第3条第一号イのいずれかに該当する者	1 回	〔第8期〕 560 人	9か月 〔ZOOM研修 2日×2回 (演習1・演習2) 及び 映像受講 (演習3・演習4)〕 〔要実習者は 実習指導第1回3日、 第2回2日〕	【ZOOM研修日程】 R3年 東京A①5. 22 (土) ~23 (日) ②8. 28 (土) ~29(日) 東京B①5. 29 (土) ~30 (日) ②8. 14 (土) ~15 (日) 神戸 ①5. 15(土) ~16 (日) ②8. 21 (土) ~22 (日) 葉山A①4. 24 (土) ~25 (日) ②7. 31 (土) ~8月1日 (日) 葉山B①5. 08 (土) ~09 (日) ②8. 07 (土) ~08 (日) 実習SC (葉山) ①4. 21 (水) ~23 (金) ②11. 29 (月) ~30 (火) 葉山：中央福祉学院 (神奈川県葉山町)
4 福祉施設長専門講座 〔通信課程〕	社会福祉施設長として、施設経営管理に必要な専門的知識及び技術を修得させ、より高度な実践能力を養成する。	社会福祉施設長(管理者)または理事長、理事等または施設長相当の業務を担当している者であって、社会福祉事業経験が1年以上あり、かつ次のいずれかに該当する者。 ①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者 ②社会福祉主事、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者 ③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者	1 回	〔第45期〕 200 人	1 年 〔集合研修4日×2回〕	①R3. 7. 9(金)~7. 12(月) (オンライン研修) ②R4. 2. 10(木)~2. 13(日) (集合研修) (調整中)
5 社会福祉法人会計実務講座 〔通信課程〕	社会福祉法人の会計実務担当者等に必要とされる、「社会福祉法人会計基準」に関する知識及び会計実務能力の向上を図る。	社会福祉法人立の社会福祉施設ならびに社会福祉協議会の会計実務担当者等	1 回	1,000人	6ヵ月 〔集合研修3日〕	【受講期間】令和3年8月1日~令和4年1月31日 ※スクーリング開催日程は調整中につき、決まり次第ホームページ等で周知する。
6 都道府県・指定都市社会福祉協議会 管理職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の部・課長等	1 回			オンライン開催 中央福祉学院ホームページで周知する。
7 市区町村社会福祉協議会 管理職員研修会	市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	市区町村社会福祉協議会の部・課長等	1 回			
8 都道府県・指定都市社会福祉協議会 中堅職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の中堅職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技能の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の中堅職員等	1 回			
9 都道府県・指定都市社会福祉協議会 新任職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の新任職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技能の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の新任職員等	1 回			
10 スーパービジョン研修会	福祉職場の職員等への指導・助言(スーパービジョン)に組織として取り組む意義や方法について、知識の習得を図る。	社会福祉法人等が経営する施設等の管理職員(施設長、部・課長等)、指導的立場の職員(主任、係長等)	1 回	40人	3 日	

※都合により変更する場合があります。

国立保健医療科学院において実施する研修(令和3年度)

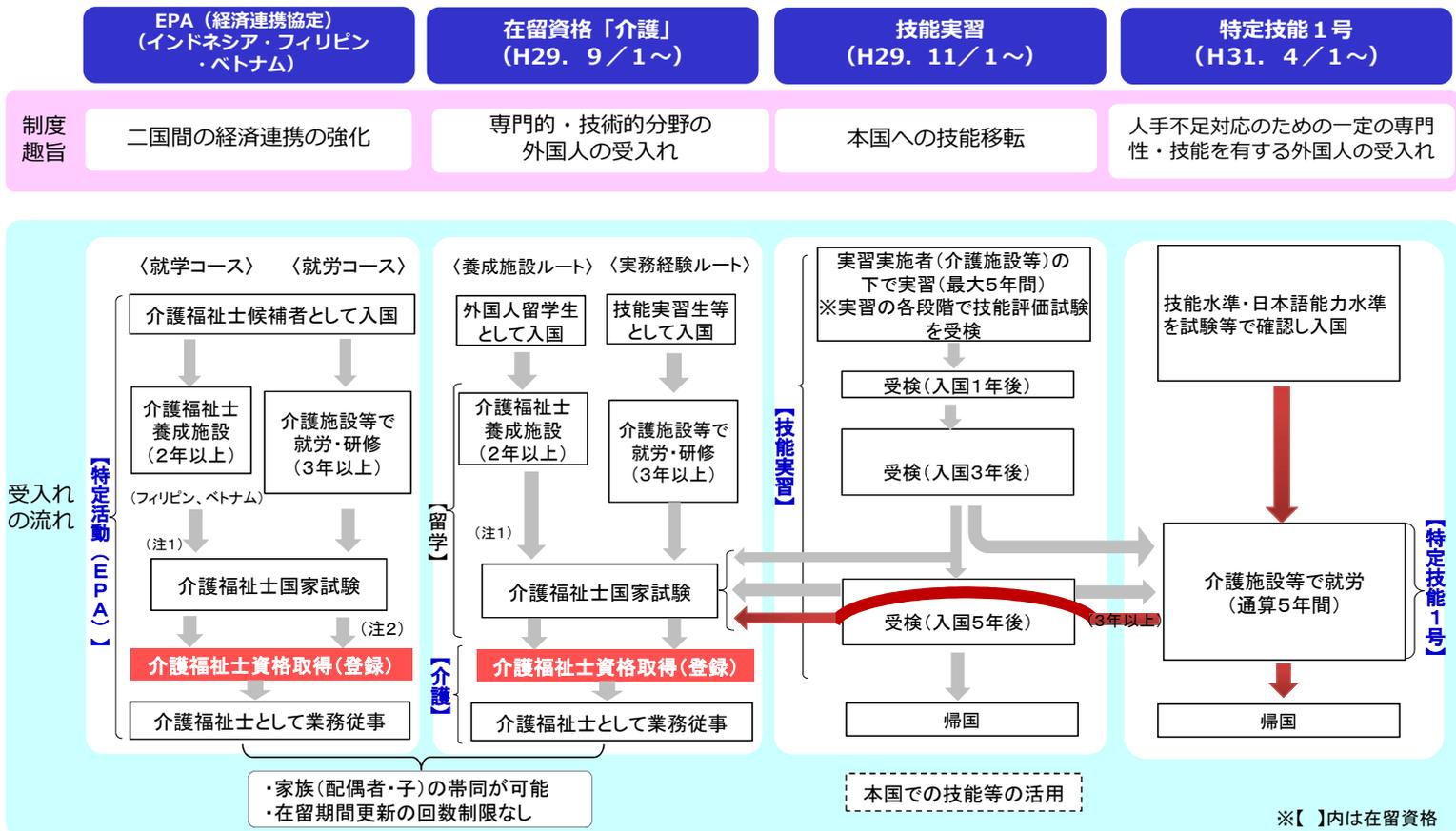
オンライン研修

令和3年2月22日現在

研修名	目的	対象者	受講員 数	研修期間
都道府県・指定都市・中核市指導監督中堅職員研修				
a 社会福祉法人、老人福祉施設および障害者福祉施設担当	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設(介護保険施設、老人福祉施設および障害者福祉施設等)の許認可、運営、経理の指導監督に従事する職員が、適切な指導監督を実施、普及できるよう、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実践するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において、社会福祉法人・福祉施設(介護保険施設、老人福祉施設および障害者福祉施設等)の許認可、運営、経理の指導監督の業務を担当し、かつ、中堅職員として地方公共団体内で当該業務に関する初任者の育成指導にあたる者	80名 (各40名)	老人福祉施設担当 2021年5月25日(火)及び26日(水) 障害者福祉施設担当 2021年5月25日(火)及び27日(木)
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許認可、運営、経理の指導監督に従事する職員が、適切な指導監督を実施、普及できるよう、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実践するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許認可、運営、経理の指導監督の業務を担当し、かつ、中堅職員として地方公共団体内で当該業務に関する初任者の育成指導にあたる者	40名	2021年5月25日(火)及び28日(金)
福祉事務所長研修	福祉事務所長が、社会福祉の現代的課題、特に保健医療福祉の連携に基づく地域の福祉課題への対応、貧困低所得者の自立支援という観点から、福祉事務所の役割を理解し、参加者相互の情報交換や演習を通じて効果的に福祉事務所を運営するための知識や技術を修得することを目的とします。	地方公共団体内において、福祉事務所長として業務に従事する者	35名	2021年6月23日(水) ～6月25日(金)
ユニットケアに関する研修(施設整備・サービスマネジメント)	ユニット型施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設等)の施設整備およびサービスマネジメントを適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営・経営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的とします。	(1) 都道府県、指定都市および中核市の高齢者福祉担当部に所属するユニット型施設の施設整備担当者 (2) 都道府県、指定都市および中核市の高齢者福祉担当部に所属するユニット型施設のサービスマネジメント担当者	100名 (1)50名 (2)50名	2021年6月30日(水) ～7月2日(金)
生活保護自立支援推進研修	都道府県・指定都市・中核市および福祉事務所において生活保護(生活困窮者)の自立支援に関する事業を担当する職員が、管内における要保護層への自立支援の推進に寄与するために、自立支援の意義・目的を理解し、効果的な自立支援の事業企画運営手法および自立支援スキル向上にむけた人材育成の手法を修得することを目的とします。	(1) 都道府県・指定都市・中核市において、生活保護(生活困窮者)の自立支援に関する事業を推進する者 (2) 福祉事務所において生活保護の自立支援に関する事業を推進する者	20名	2021年9月8日(水) ～9月10日(金)
児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修	児童相談所の中堅の児童福祉司・児童心理司・保健師が、より効果的な児童虐待の相談援助を進めるために、多職種・多機関連携の意義を理解し、必要な知識・技能を修得することを目的とします。	児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師	60名	2021年11月10日(水) ～11月12日(金)
婦人相談所等指導者研修	暴力・虐待の被害等の問題を抱える母子に対する保護支援の充実にむけて、婦人保護の中核を担う行政機関の指導的職員が、婦人保護事業やDV被害者支援に必要な知識・手法を修得することを目的とします。とくに、同伴児童、若年女性、性暴力被害者等への保護支援について深く学び、関係機関との連携・協働による事業の改善・向上を目指します。	暴力・虐待の被害等の問題を抱える母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関の指導的立場の職員(婦人保護事業の実施機関である婦人相談所等の所長や相談指導員等)	20名	2021年11月24日(水) ～11月26日(金)
[問い合わせ先]	国立保健医療科学院総務部研修・業務課 埼玉県和光市南2-3-6 TEL 048-458-1111 https://www.niph.go.jp 最新の情報は随時本院ホームページでご確認ください。			

参考資料12

外国人介護人材受入れの仕組み

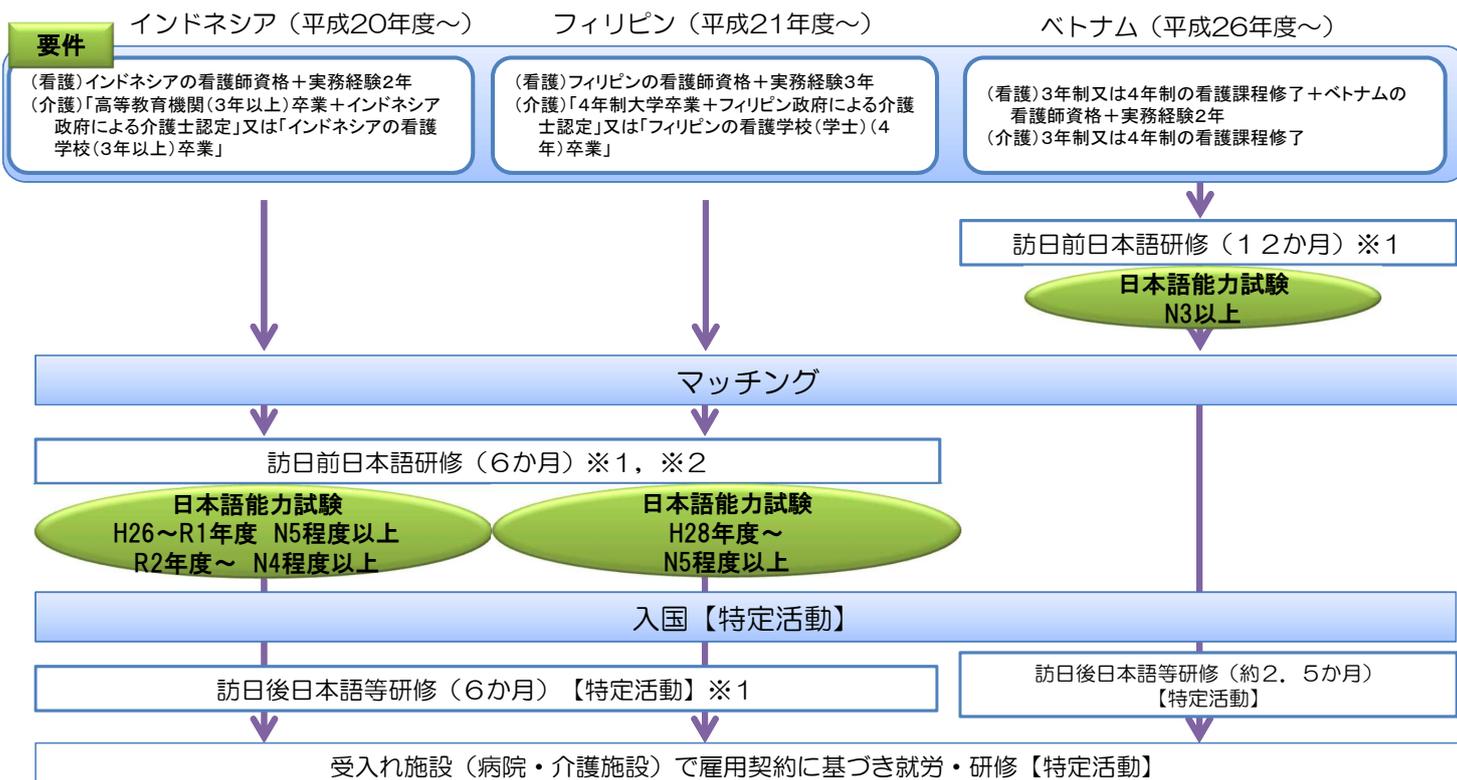


(注1)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
 (注2)4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

参考資料13

経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定(EPA)に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



注 【】内は在留資格を示す。
 注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。
 また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。
 注 フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある(フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし)。

背景

- 要介護者 608万人(H27年度)
- 介護従事者 183万人(H27年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援

現在、介護福祉士養成施設(=大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

担い手を生み出す ~ 女性の活躍促進と働き方改革 外国人が日本で活躍できる社会へ

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

○ 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

(参考)
介護福祉士登録者数 139.8万人(H27年度)
介護福祉士養成施設数 379校(H27年4月)

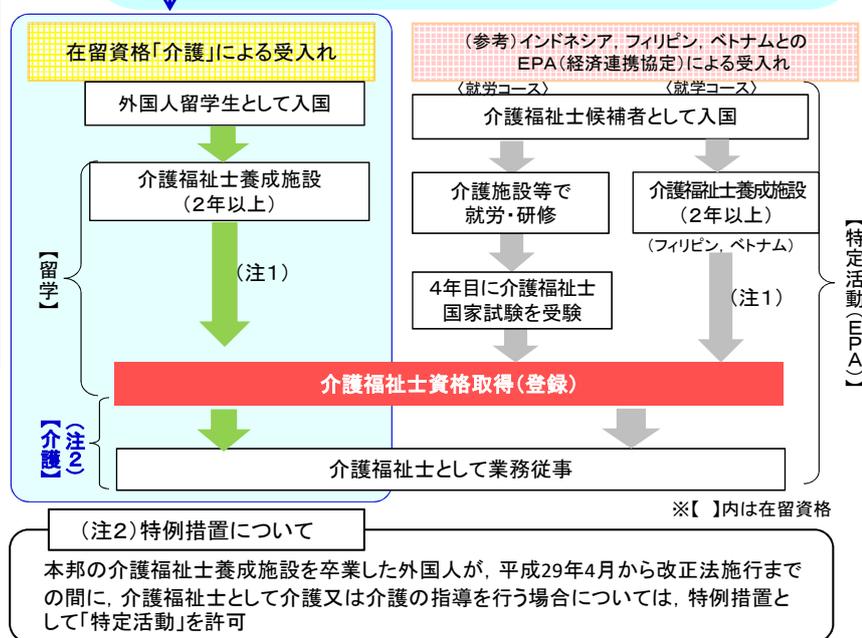
(注1)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となる。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加

平成29年9月1日施行

介護 本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動



(注2) 特例措置について

本邦の介護福祉士養成施設を卒業した外国人が、平成29年4月から改正法施行までの間に、介護福祉士として介護又は介護の指導を行う場合については、特例措置として「特定活動」を許可

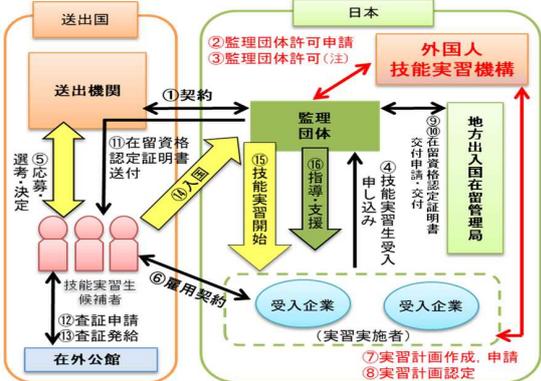
※【】内は在留資格

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。(平成5年に制度創設)
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約41万人在留している。
※令和元年末時点

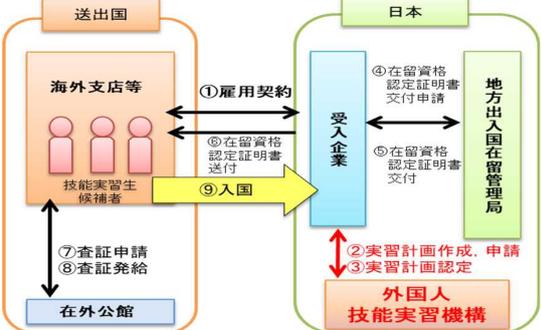
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

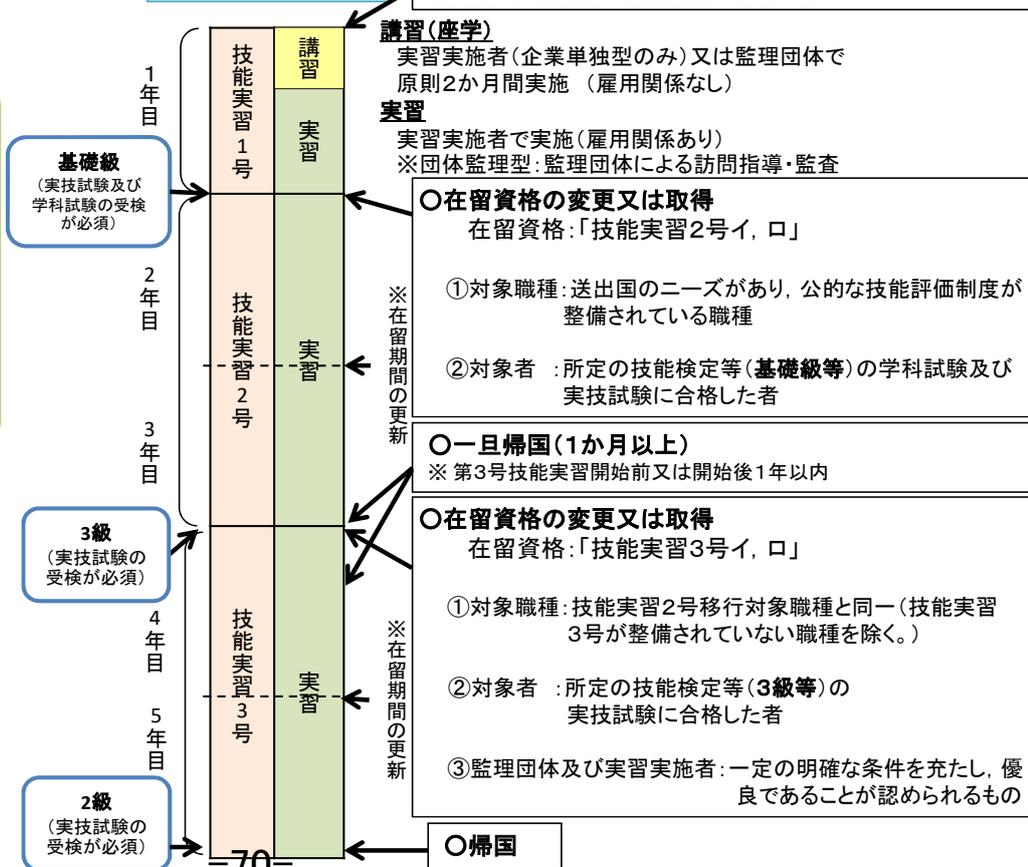


注:外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件 <small>※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。</small>	コミュニケーション能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件ただし、一定の条件を満たす場合は、当分の間、「N4」であっても、2号修了時(入国後3年間)まで在留を可能とする (参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験: 独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設)ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 (※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころからのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務=身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等) ・関連業務=身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し込み等) ・周辺業務=その他(お知らせなどの掲示物の管理等)
	適切な公的評価システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

技能実習制度における申請等件数

1 監理団体許可（令和3年1月9日現在）

申請件数	許可件数
3,532件 (うち介護職種1,010件)	3,212件 (うち介護職種955件)
	うち一般監理事業(※1) 1,653件 (介護職種439件)
	うち特定監理事業(※2) 1,559件 (介護職種516件)

- (※1) 一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。
- (※2) 特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（令和2年12月末現在）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型(※3)	27,543件 (うち介護112件)	27,230件 (うち介護78件)
団体監理型(※4)	1,034,290件 (うち介護22,052件)	1,004,616件 (うち介護19,985件)
計	1,061,833件 (うち介護22,164件)	1,031,846件 (うち介護20,063件)

- (※3) 企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。
- (※4) 団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

分野別運用方針の概要（介護分野）

分野		介護
1 人手不足状況	受入れ見込数 (5年間の最大値)	60,000人
2 人材基準	技能試験	介護技能評価試験 等
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験 (N4以上) (上記に加えて) 介護日本語評価試験 等
3 その他重要事項	従事する業務	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） (注) 訪問系サービスは対象外 〔1 試験区分〕
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

技能試験・日本語試験の概要

技能試験

「介護技能評価試験」

- 試験言語: 現地語
- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

日本語試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」(※)

- 実施主体: 独立行政法人国際交流基金
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

「介護日本語評価試験」

- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

(※) 又は「日本語能力試験(N4以上)」

試験の実施状況

《これまで》

- 2019年4月からフィリピン、9月からはカンボジア、10月からはインドネシア、ネパール、国内、11月からモンゴル、2020年2月からミャンマー、2020年11月からタイにおいて順次実施。
- これまで介護技能評価試験に計10,365名、介護日本語評価試験に計11,018名が合格(2019年4月～2020年12月試験の実績)。

《今後》

- フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、日本(47都道府県)において、引き続き実施予定。
- また、ベトナムなど、実施環境が整った国から順次実施。

EPA介護福祉士候補者

- EPA介護福祉士候補者として入国し、**4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者(※)**については、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして、**「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。**
- 「特定技能1号」に移行することにより、**さらに最長で5年間**、引き続き、介護施設等で就労することが可能。

(※)具体的には、直近の介護福祉士国家試験の結果通知書により、「合格基準点の5割以上の得点であること」「すべての試験科目で得点があること」について、地方出入国在留管理官署で確認。

技能実習「介護」

- **「技能実習2号」(技能実習生として入国して3年目)を良好に修了した者**は、**「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験・日本語試験の合格を免除。**
- 「特定技能1号」に移行することにより、**さらに最長で5年間**、引き続き、介護施設等で就労することが可能。

介護人材受入促進事業 公式サイトを開設



<https://japancwg.com/>



日本語を除く 6 言語で展開

(現状英語、インドネシア語)

外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載

- ① 介護の仕事
- ② 日本の魅力
- ③ 特定技能制度・Q&A
- ④ 介護の仕事で働く外国人
インタビュー動画
- ⑤ オンラインセミナー映像

公式Facebookページ・Youtubeチャンネル



<https://www.facebook.com/japancwg>

英語を中心に情報発信

(セミナーの情報等は現地語で発信)

日本の生活や介護の仕事への興味喚起を目的とした投稿

- ①日本での仕事や生活の様子
- ②特定技能制度や試験に関する情報
- ③介護の仕事について
- ④日本語の勉強
- ⑤外国人インタビュー映像
- ⑥オンラインセミナーの紹介

厚生労働省 令和2年度 外国人介護人材受入促進事業 ©Japan Care Worker Guide



厚生労働省 令和2年度 外国人介護人材受入促進事業 ©Japan Care Worker Guide

オンライン現地説明会の実施状況



Japan Care Worker Guide

～オンライン現地説明会～

主催：Japan Care Worker Guide運営事務局
(株式会社エス・エム・エスキャリア内)

対象：各国在住の日本関心層、日本での生活や就
労に興味を持っている若年層など計50名程度

[11月26日に開催 インドネシアでの実施状況]

日本とインドネシアの3学校を結んだ
オンライン配信を実施。

- ① Institut Kesehatan Mitra Bunda
(スマトラ) ※看護学科を有する大学
- ② Poltekkes Karya Husada YGK
(中ジャワ) ※看護・助産師の短期大学
- ③ Universitas Muhammadiyah Malang
(東ジャワ) ※看護・理学療法士の大学・短大

厚生労働省 令和2年度 外国人介護人材受入促進事業 ©Japan Care Worker Guide

現地説明会の実施状況



Japan Care Worker Guide

～オンライン現地説明会～

今後の実施スケジュール：

- ①2020.11.26 / インドネシア
- ②2020.12.16 / モンゴル
- ③2020.12.20 / カンボジア
- ④2021.1.19 / ミャンマー
- ⑤2021.1.20 / フィリピン
- ⑥2021.2.5 / ネパール

厚生労働省 令和2年度 外国人介護人材受入促進事業 ©Japan Care Worker Guide

厚生労働省令和2年度老人保健健康増進等事業

介護分野に係る特定技能等の受入れの実態に関する調査研究

<本調査研究の目的>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

- 特定技能など外国人介護職員の就労・生活実態、及び受入れ事業所における受入れの準備や支援の実態の把握
- 新型コロナウイルス感染症が外国人介護職員に与えた影響や、受入れ事業所の取組み等の把握
- 特定技能など外国人職員に限られた地域に集中せず、全国で広く受入れと定着が進むよう、受入れ事業所にとって必要な知識と方策を整理したガイドブックの作成

<調査研究手法> アンケート調査、ヒアリング調査

外国人介護職員受入れ事業所・本人調査

- 特定技能など外国人介護職員の就労及び生活の実態、受入れ事業所の準備や支援の状況、及び新型コロナウイルス感染症が外国人介護職員に与えている影響等を把握するため、全国の介護事業所及び外国人介護職員本人へのアンケート調査を実施する。
- 調査対象:
 - ①特定技能など外国人介護職員(身分系の在留資格を持つ方、留学生を除く)を受け入れている事業所全数
 - ②外国人介護職員本人
- 調査方法: 郵送調査
- 調査時期: 2020年11月
- 調査項目: (略)

登録支援機関・送出し機関調査

- ガイドブックの作成にあたり、特定技能など外国人介護人材の受入れに係る情報収集と先進事例等を把握するため、日本国内の登録支援機関、監理団体、及び海外の送出し機関等へのヒアリング調査を実施する。
- 調査対象: 国内の登録支援機関・監理団体、海外現地の送出し機関
- 調査方法: 訪問あるいはWEBを活用したヒアリング調査
- 調査項目: (略)

<ガイドブック(案)>

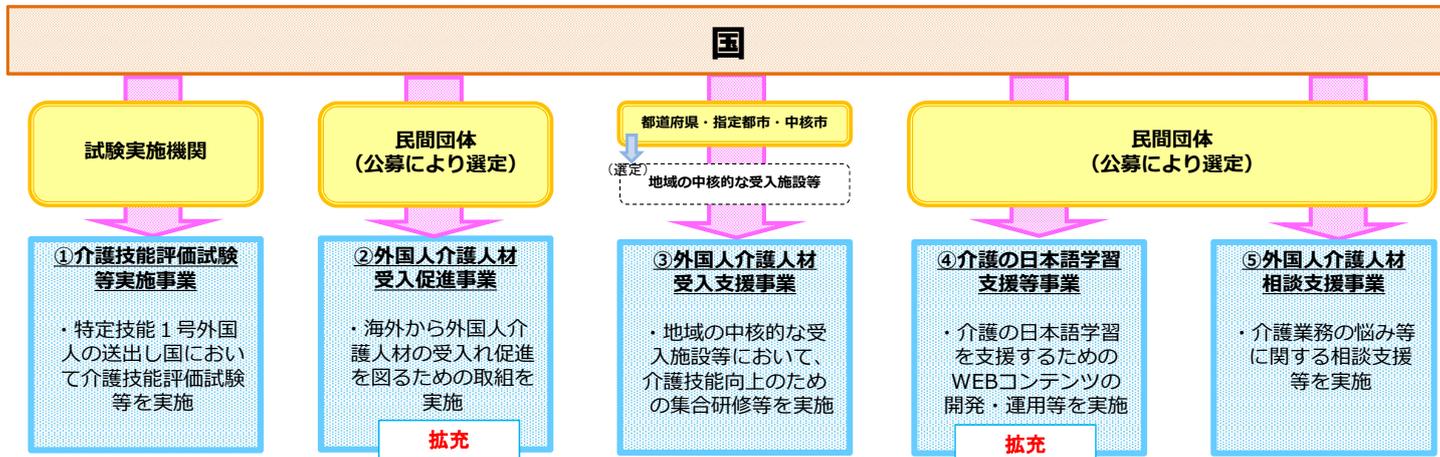
- 対象者(読み手): 特定技能など外国人介護職員の受入れを検討している介護事業者
- 記載内容(案):
 - 特定技能外国人の受入れの仕組み
 - 介護分野で働く特定技能外国人の実態
 - 特定技能外国人の受入れにあたり検討すべきこと
 - 特定技能外国人受入れの手続き
 - 受入れ後の支援
 - 参考資料
- 公開方法: 2021年4月頃、ホームページに掲載予定

外国人介護人材の関連予算

事業名	事業内容	交付先(令和2年度)
【外国人介護人材受入環境整備事業】(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)		
介護技能評価試験等実施事業	特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施	プロメトリック株式会社
外国人介護人材受入促進事業	海外において日本の介護をPRし、就労を希望する特定技能1号外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施	株式会社エス・エム・エスキャリア
外国人介護人材受入支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施	都道府県・指定都市・中核市(民間団体へ委託可)
介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施	公益社団法人日本介護福祉士会
外国人介護人材相談支援事業	外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、特定技能の制度説明会や外国人介護職員の交流会の開催、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施	公益社団法人国際厚生事業団(JICWELS)
【EPA介護福祉士候補者への支援】((※1)衛生関係指導者養成等委託費、(※2)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)		
外国人介護福祉士候補者等受入支援事業(※1)	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施	公益社団法人国際厚生事業団(JICWELS)
外国人介護福祉士候補者学習支援事業(※1)	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施	公益社団法人国際厚生事業団(JICWELS)
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業(※2)	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助	都道府県(間接補助先:介護福祉士候補者の受入施設)
【外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業】(地域医療介護総合確保基金)		
外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成	都道府県(団体委託可、市町村への補助も可)
外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地(海外)での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施	都道府県(団体委託可、市町村への補助も可)
【外国人介護人材受入施設等環境整備事業】(地域医療介護総合確保基金)		
外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成	都道府県(市町村への補助も可)

- 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
 - ② 地方の特定技能外国人の受入れを促進するための取組や海外への情報発信の取組を実施【**拡充**】
 - ③ 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援
 - ④ 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援【**拡充**】
 - ⑤ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県(間接補助先:集合研修実施施設等)等

【予算額】 (目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 【令和2年度予算額】1,101,640千円 → 【令和3年度予算案】945,167千円

介護技能評価試験等実施事業

令和3年度予算案

本事業は、介護分野における1号特定技能外国人の送出し国において介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するとともに、試験実施に必要な問題作成支援等を行うことを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 試験実施機関

1. 介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の実施

- 試験方式
コンピューター・ベースド・テストング (C B T) 方式
- 試験実施対象国
 - ・国際交流基金日本語基礎テストを実施する予定の9か国(※)のうち当該テストの実施環境が整った国等および日本国内
 - ※法務省「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日)に記載された国名は、ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル
 - ※2020年12月までに、フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイにおいて実施済み

2. 試験実施に必要な業務の実施

- 試験実施対象国の試験会場の手配
- 試験実施環境(不正防止、試験監督体制等)の整備
- カスタマーサービス、受験申込受付、試験結果通知の業務
- 試験問題の作成支援、試験問題の分析、試験問題C B T化の業務 など

試験実施状況
(2019年4月~2020年11月まで
の実績)

●受検者数 介護技能評価試験 14,287名 / 介護日本語評価試験 13,319名

●合格者数 介護技能評価試験 9,085名 / 介護日本語評価試験 9,684名

本事業は、海外において日本の介護をPRすること等により、介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保することを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 試験実施機関

1. 現地説明会等を通じた情報発信

- 介護分野の特定技能外国人の送り出し国で現地説明会を開催し、介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報(※)を広く提供する。

※例；日本語の介護の仕事内容、日本の介護の特徴（自立支援の考え方等）、日本の介護現場で就労する外国人材の様子、日本で就労するために必要な情報の収集方法、介護の日本語の学習方法、特定技能制度の概要、介護技能評価試験や介護日本語評価試験の概要 など

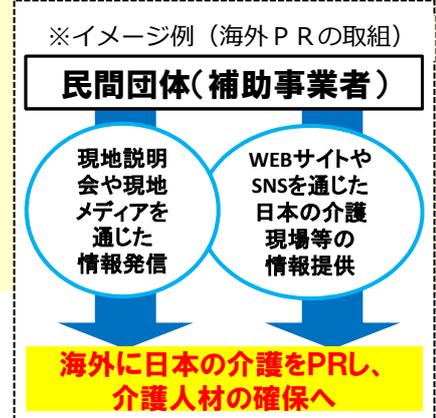
- 現地メディア等の広報媒体を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。

2. WEBやSNSを利用した情報発信

- 外国人介護人材の受入促進を目的としたWEBサイトの開発・運用、SNSを利用した情報発信

(令和3年度拡充内容)

今後の特定技能の送り出し対象国の拡充を見込んで、情報発信を行う対象国を増やす。



外国人介護人材受入支援事業

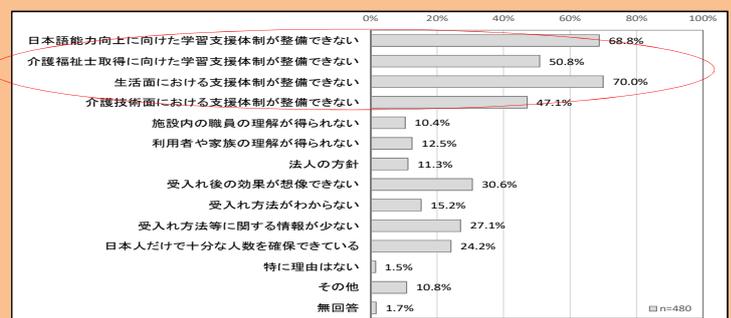
本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

○集合研修の実施等

補助率 定額補助
実施主体 直接補助 都道府県、指定都市、中核市(民間団体へ委託可)
間接補助 都道府県等が適当と認める民間団体等

- 都道府県、指定都市、中核市等が、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に集合研修を実施。
※なお、技能実習生や1号特定技能外国人の受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問等）の方法で研修を実施することも可能
⇒ 新型コロナウイルス感染症対策として、「オンライン研修」の実施を可能とすることを予定（オンライン研修用の教材やマニュアル等は別途、補助事業にて作成）。
- 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容とする。
例えば、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」などが考えられるが、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討できる。
なお、研修は座学のみならず演習を取り入れること。
- また、必要に応じて、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に研修を行う研修講師の養成や、当該外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修を実施することができる。 など

➤外国人介護職員を受け入れない理由として受入れ側の支援体制が不十分である点が挙げられている



(出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)



外国人介護人材受入支援事業 実施状況

【事業内容】

①集合研修等の実施

⇒ 都道府県等の管内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上することを目的として集合研修を実施する。

②外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施

⇒ 外国人介護人材受入施設における受入体制整備を推進することを目的として、外国人介護人材受入施設等（受入予定施設等を含む）の職員を対象にした研修を実施する。

● 各自治体における実施状況（2020年度の補助金協議の有無）

自治体名	①集合研修等の実施	②外国人介護人材受入施設等職員研修
北海道	○	
青森県	○	
岩手県		
宮城県		
秋田県		
山形県	○	
福島県		
茨城県	○	
栃木県	○	
群馬県		
埼玉県		
千葉県		
東京都		
神奈川県	○	
新潟県	○	
富山県	○	
石川県		
福井県		
山梨県	○	
長野県	○	
岐阜県		
静岡県	○	
愛知県	○	
三重県	○	

自治体名	①集合研修等の実施	②外国人介護人材受入施設等職員研修
滋賀県	○	○
京都府	○	○
大阪府		
兵庫県	○	
奈良県		
和歌山県	○	
鳥取県		
島根県		
岡山県	○	
広島県		
山口県		
徳島県		
香川県	○	
愛媛県	○	
高知県	○	
福岡県	○	
佐賀県		
長崎県	○	
熊本県	○	
大分県	○	
宮崎県		
鹿児島県	○	
沖縄県	○	

27道府県

2府県

※ 外国人介護人材受入支援事業は、都道府県のほか、指定都市・中核市も事業実施主体になることができる。①横浜市・川崎市・京都市・北九州市・福岡市・越谷市・久留米市、②京都市・越谷市 が協議済。

介護の日本語学習支援等事業

令和3年度予算案

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

- ▶外国人介護人材が介護の日本語学習を自立的かつ計画的に行うことができるようになるためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
- ▶WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成

- ▶外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
(令和3年度拡充内容)
- ▶自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- ▶技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- ▶外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。 など

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習WEBコンテンツ

特定技能評価試験学習テキスト

介護の日本語テキスト



外国人介護人材相談支援事業

本事業は、外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を行うとともに、介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 相談支援の実施等

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。



2. 制度説明会及び相談・交流会の開催等

介護分野の特定技能外国人の受入れを検討している介護施設等を対象に、特定技能制度の周知のための説明会を開催する。
介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等を目的とした相談・交流会を開催する。

3. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など

◆2020年度事業内容の一例◆

無料相談・サポート体制

制度説明会、相談・交流会の開催状況

交流会 2020

* 電話、メール、LINE、Facebook、複数言語対応可

参考資料22 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業について【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。

留学生(日本語学校・養成施設)

奨学金の貸与・給付

受入介護施設等

<留学生の支援例>

- 1年目:日本語学校
学費:月5万円
居住費:月3万円
- 2年目・3年目:介護福祉士養成施設
学費:月5万円
入学準備金:20万円(初回に限る)
就職準備金:20万円(最終回に限る)
国家試験受験対策費用:4万円(年額)
居住費:月3万円

経費助成

補助率:1/3※
※受入介護施設等が留学生に給付する奨学金等の総額の1/3を補助

都道府県(委託)

2. 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

【目的】

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

【事業内容】

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地(海外)での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など

【送出国】

留学・就労希望者等
※ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル 等

協議体の設置など、地域の関係団体等と連携しながらマッチングを実施

都道府県

委託
マッチング支援団体

- ・受入れの意向の有無
- ・受入実績
- ・求める人材の確認
- ・特色あるカリキュラムや行事等の紹介
- ・施設のアピールポイント等の紹介
- ・ビデオレターの作成 等

【日本】

介護福祉士養成施設

介護施設等

①養成施設、介護施設等からの情報の提供

②現地教育機関等からの情報の提供

③現地合同説明会等の開催

留学生候補者や特定技能入国希望者と、受入れを希望する日本の介護福祉士養成施設、介護施設等との間でマッチングを行うため、現地で合同説明会等を開催する。

外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



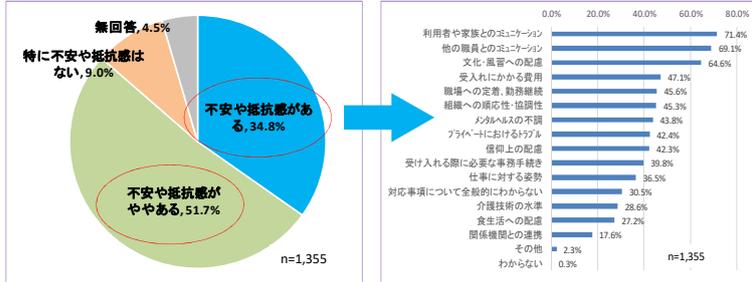
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



参考資料23

地域医療介護総合確保基金（特定技能関連）実施状況

【事業内容】

①外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

⇒ マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する。

②外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

⇒ 介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

● 各自治体における実施状況（2020年度予算計上状況）

自治体名	①マッチング支援事業	②環境整備事業			自治体名	①マッチング支援事業	②環境整備事業		
		コミュニケーションの促進	資格取得	生活支援			コミュニケーションの促進	資格取得	生活支援
北海道					滋賀県	○			
青森県					京都府				
岩手県					大阪府				
宮城県	○				兵庫県		○		
秋田県		○		○	奈良県		○		○
山形県	○	○		○	和歌山県				
福島県	○				鳥取県		○	○	○
茨城県					島根県		○		
栃木県	○				岡山県				
群馬県		○		○	広島県			○	○
埼玉県					山口県				
千葉県	○				徳島県				
東京都					香川県				
神奈川県	○				愛媛県	○			
新潟県		○		○	高知県		○		○
富山県	○	○			福岡県	○	○	○	○
石川県					佐賀県				
福井県		○			長崎県	○	○		○
山梨県					熊本県				
長野県					大分県	○	○		○
岐阜県	○				宮崎県	○			
静岡県	○				鹿児島県	○			
愛知県		○		○	沖縄県				
三重県									

16県

15県

12県

10県

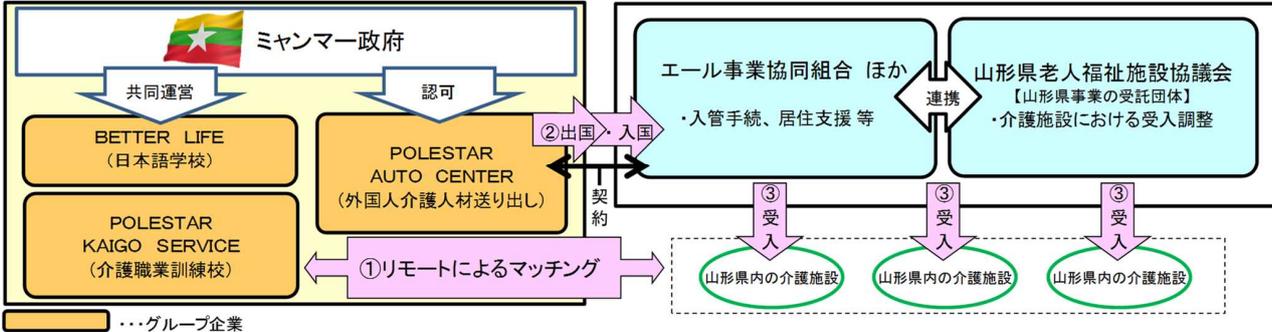
【山形県】外国人介護人材受入体制構築推進事業

事業概要(目的・内容)

- ① ミャンマーにおける特定技能の就労希望者及び留学希望者等を山形県内の介護施設・事業所で受け入れるため、現地の介護職業訓練校等の学生と県内施設・事業所担当者とのリモートによるマッチングを実施する。【基金事業】
 - ② 県内の高等教育機関と連携し、特定技能等の外国人や当該外国人の受入施設の指導担当職員を対象とした集合研修及び外国人受入施設への日本語及び介護技術の講師派遣を実施する。
 - ③ 外国人介護人材を受入れる介護施設の外国人に対する学習面、生活面の支援の取組みに対して補助金を交付する。【基金事業】
- (※)①、②は「一般社団法人山形県老人福祉施設協議会」への委託により実施

事業スキーム

■ マッチング支援事業(山形県)



事業実績・成果

- 令和2年度の事業内容
 - ・事業者説明会開催
令和2年11月26日(木) 参加者31名
 - ・リモート説明会
 - ・集合研修の実施
 - ・外国人受入施設支援
- 調整中

今後の課題

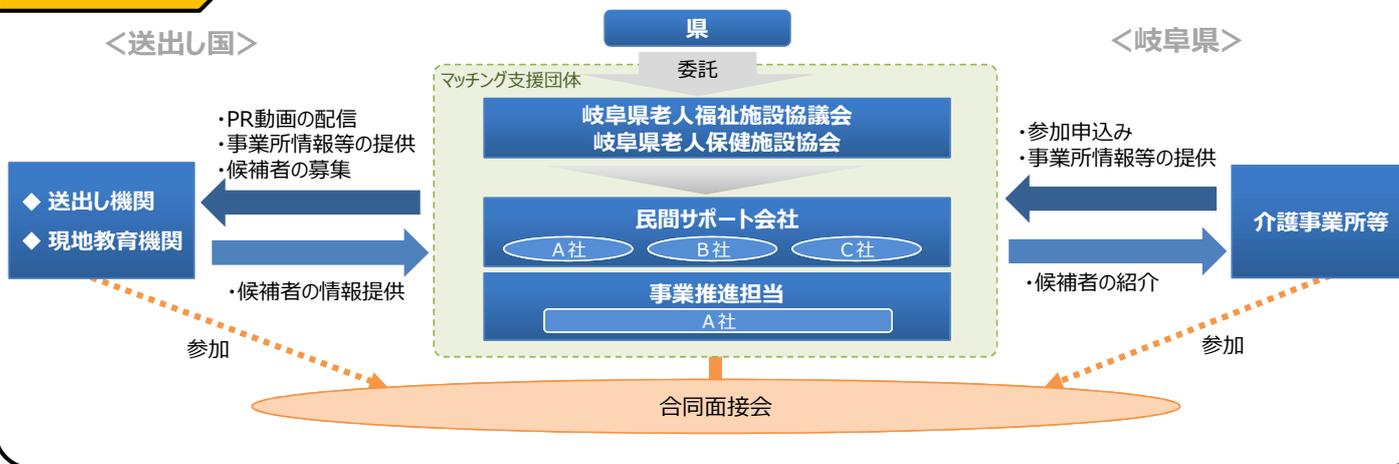
- 小規模な法人は、大規模な法人に比べて介護人材の確保が困難である場合が多いが、このような小規模な法人において外国人介護人材を受け入れるためには、生活、学習、情報等のあらゆる面からの環境整備が必要である。
- 本県内の高等教育機関と連携し、ミャンマーからの留学生の受け入れを検討しているが、実際に受け入れるためには、入試の受験要件等を含め、2～3年後を見据えた調整を行う必要がある。

【岐阜県】令和2年度 外国人介護人材マッチング支援事業

事業概要(目的・内容)

- 県内介護事業所への就労(特定技能1号)を希望する人材及び介護福祉士養成施設への留学を希望する人材と、県内介護事業所等とのマッチングと就労につなげるため、県内介護事業所等と送出国の関係機関等と相互の情報提供や合同面接会を実施する。

事業スキーム



事業実績・成果

- 送出国の介護人材に対し、岐阜県の介護事業所で就労することの魅力やメリットのアピールや、県内介護事業所で働く外国人介護人材の様子等を紹介するためのPR動画を制作。
- 特定技能就労希望者及び留学希望者と、県内介護事業所とのマッチングに向けた合同面接会を開催。

今後の課題

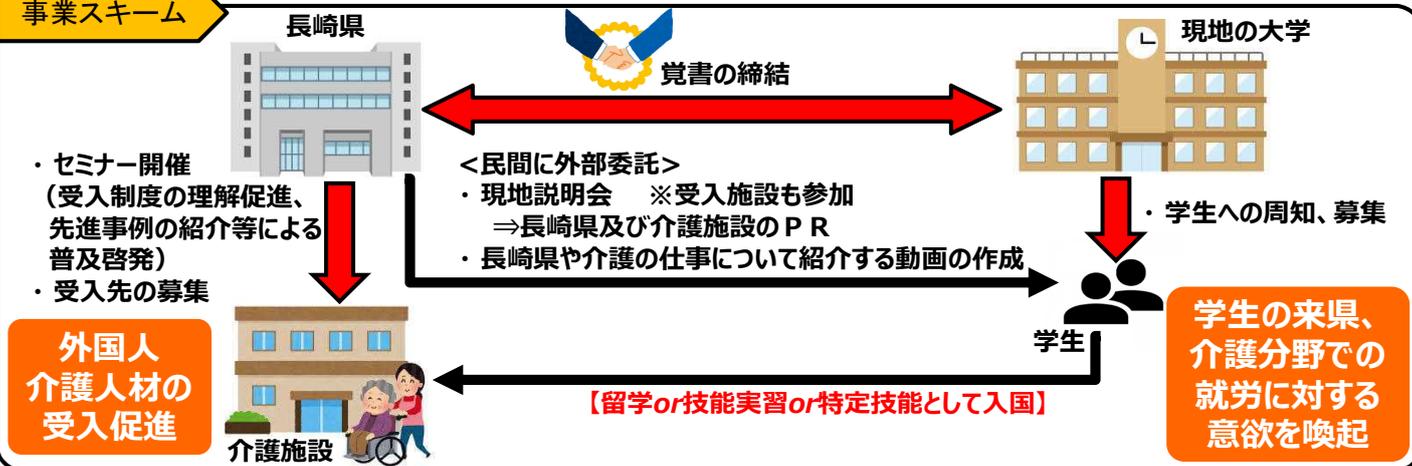
- 県内介護事業所に対しさらなる周知を図っていくことで、合同面接会への参加事業所を増やしていく。
- PR動画の活用等により送出国の介護人材に働きかけることにより、岐阜県の介護事業所での就労を希望する介護人材を確保していく。

【長崎県】外国人介護職員の確保・定着支援事業(うちマッチング支援事業について)

事業概要(目的・内容)

- 長崎県との友好交流関係があるベトナムの都市の公的な機関や学校と覚書を交わし、公的な連携のなかで外国人介護人材を受け入れる取組を実施。
- 県内介護施設等の外国人介護人材受入を促進するため、「外国人介護人材受入促進セミナー」を開催。
- 県と大学で覚書を交わし、連携協力する体制を構築、現地大学側が学生への周知や長崎に来てくれる学生の募集を行うとともに、県は、学生の来県及び介護分野での就労に対する意欲を喚起するため、現地で説明会等を開催。

事業スキーム



事業実績・成果

- ベトナム・ドンア大学との介護人材に関する覚書を締結(同国の別大学との覚書締結を年度内に実施予定)
- R3年度から約20名/年の外国人介護人材の受入を計画

今後の課題

- R3年度からの受入に向けて、現地又はwebでの県内介護事業所と学生との面談会及び説明会を実施する。
- 学生が後に続くよう、トラブルなく安心して過ごすことができる受入環境を整えるとともに、フォローアップを実施していく。

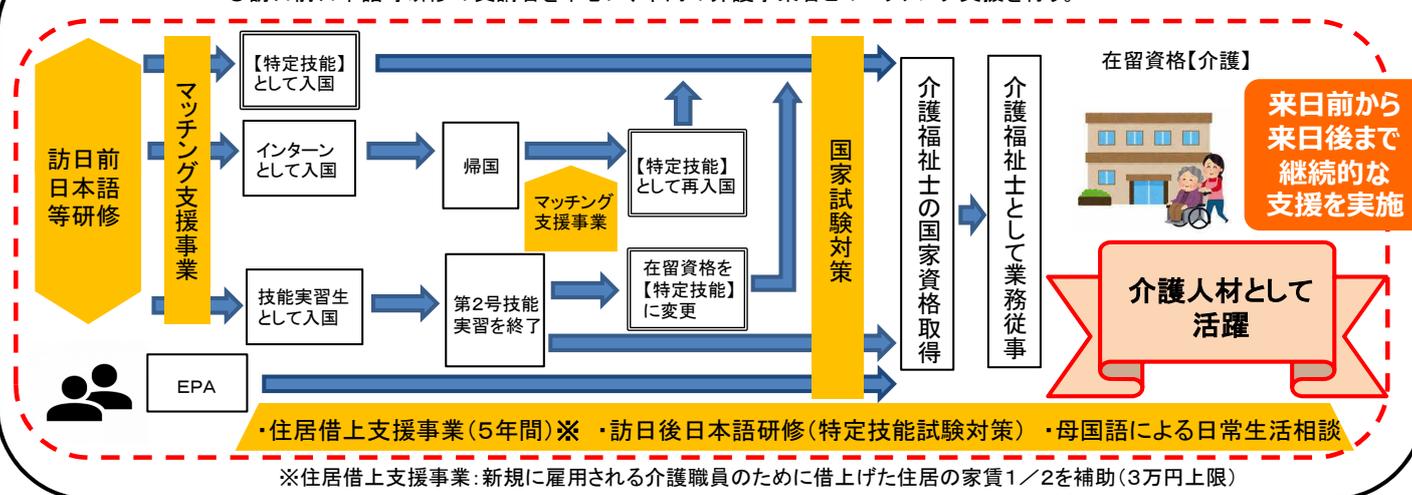
(参考)【横浜市】介護人材支援事業

事業概要(目的・内容)

○横浜市での就労を希望する外国人を対象に、来日前の現地における研修(訪日前日本語等研修)から、来日後の住居の確保をはじめとする様々な支援を継続的に行う。

事業スキーム

- 訪日前日本語等研修は、覚書を締結しているベトナム及び中国の学校または学校が指定する教育機関に委託して実施。
- 訪日前日本語等研修の受講者を中心に、市内の介護事業者とのマッチング支援を行う。



事業実績・成果

- 令和2年度の事業実績については、
 - ・ 訪日前日本語等研修…ベトナム2校、中国3校で実施 合計93人受講
 - ・ 住居借上支援事業…95人利用(令和2年11月現在)

今後の課題

- 国内の受入施設を増やしていくための説明会等の実施や、施設に対する受入支援策をさらに検討していく。
- 新型コロナウイルスの影響により入国に制限があり、受入の見通しが立っていない。